

平成 29 年度 第三者評価

# 芦屋学園短期大学 自己点検・評価報告書

平成 29 年 6 月

芦屋学園短期大学

## 目次

自己点検・評価報告書

1. 自己点検・評価の基礎資料.....	1
2. 自己点検・評価の組織と活動.....	23
3. 提出資料・備付資料一覧.....	27
<b>【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】</b> .....	37
テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神.....	40
テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果.....	42
テーマ 基準Ⅰ-C 自己点検・評価.....	48
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の行動計画.....	50
◇ 基準Ⅰについての特記事項.....	50
<b>【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】</b> .....	51
テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程.....	52
テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援.....	65
基準Ⅱ 教育課程と学生支援の行動計画.....	86
◇ 基準Ⅱについての特記事項.....	86
<b>【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】</b> .....	87
テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源.....	89
テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源.....	98
テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源.....	103
テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源.....	105
基準Ⅲ 教育資源と財的資源の行動計画.....	109
◇ 基準Ⅲについての特記事項.....	109
<b>【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】</b> .....	110
テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ.....	111
テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ.....	113
テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス.....	117
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの行動計画.....	119
◇ 基準Ⅳについての特記事項.....	119
<b>【選択的評価基準：教養教育の取り組みについて】</b> .....	120
<b>【選択的評価基準：地域貢献の取り組みについて】</b> .....	123

芦屋学園短期大学

## 自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人短期大学基準協会の第三者評価を受けるために、芦屋学園短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

平成 29 年 6 月 27 日

理事長

比嘉 悟

学長

河村 繁

ALO

木下 隆志

芦屋学園短期大学

## 1. 自己点検・評価の基礎資料

### (1) 学校法人及び短期大学の沿革

学校法人芦屋学園は、昭和 12 年に開校した芦屋高等女学校に始まる。

初代校長は岡田五兎であった。岡田は、帝国大学で E.ハウスクネヒトから教育学を初めて修めた一人であり、校長時代生徒一人ひとりに対し、きめ細やかな教育をしていたことが伝えられている。

芦屋学園短期大学は、女性に高等教育の必要性が求められ始めた昭和 35 年に芦屋女子中学校・芦屋女子高等学校に続く短期大学として設立された。開設当初の家政学科から、昭和 43 年には英文科及び幼児教育科を新設した。その後の改廃を得て、平成 19 年には、家政学科、英文学科、幼児教育学科の 3 学科体制となった。しかし、少子化の影響を受け、英文学科を廃止、新たに文化福祉学科を新設したが、その後創設した生活創造学科（元家政学科）を含め、2 学科とも廃止し、平成 25 年には幼児教育学科のみの単科短期大学となった。

本学の学風を形成するものとして、昭和 39 年、福山重一（二代学長）の芦屋大学創立による、学園全体の意思統一形成は本学に大きな影響を与えた。この当時の時代背景として、高度経済成長期にあたり、経済優先の世相が色濃くあり、公害や社会格差が社会問題となり顕在化していた。消費文化が定着することは、様々な社会の中で、人をつくるのは教育であるという根本命題が希薄化し、「人間不在」が懸念される時期でもあった。その中で、いち早く「人間尊重」を重視した福山は、著名な教育学研究者を集め教育学を中心とする大学づくりに奔走した。

特に、福山が開発した F 式選職能力テストは海外でも多く取り上げられるなど、注目を集めた。それらの先駆的活動が功を奏し、当時、本学は教育学研究の中心的存在と云うべき様相を呈していた。

その後、経営者の二世育成を特色とする教育方針を立て（現在でも、大阪商工会議所と提携し、継承者講習を行っている）、他の大学に見られない独特な個性を持つ学園を生み出した。その大学風土は本学の校風にも影響を与えている。本学が芦屋女子短期大学であったころの教育理念は、「良き妻、良き母、良き社会への貢献者」の育成であった。これは古典的回帰ではなく、消費文化における家庭崩壊や家族機能の弱体化が進む中、家庭を大切にす女性の役割を明文化したものであり、当時の女性への期待を反映した内容であった。

しかし、平成 4 年、福山が逝去し、平成 7 年には、阪神淡路大震災による学舎が倒壊したことにより、本学を含む、神戸市から芦屋市における生活機能は完全に機能停止となった。加えて、本学の支持層であるオーナー経営者をバブル経済の崩壊により失った。草創期から支えてきたリーダーの逝去、震災からの再建、経営的基盤の喪失による危機感から、経営改善に取り組む体制を整える必要があり、理事会のリーダーシップによる法人改革を進めることになった。特に本学は全国的な短期大学への進学率の低迷と少子化の影響を受け、前述した学科の改廃を経て、共学化を行う等の改善を行い、平成 25 年に定員 50 名から 100 名への定員枠へと変更し、現在に至る。

## 芦屋学園短期大学

以下は学校法人芦屋学園及び芦屋学園短期大学の沿革を示したものである。

昭和 11 年 8 月	財団法人芦屋啓成会 設立認可
昭和 12 年 4 月	芦屋高等女学校 開学
昭和 22 年 3 月	私立学校法施行により財団法人芦屋啓成会を学校法人芦屋学園に改組
昭和 22 年 4 月	学制改革により芦屋女子高等学校・芦屋女子中学校として発足
昭和 26 年 4 月	芦屋女子高等学校に専攻科を設置
昭和 28 年 4 月	芦屋学園幼稚園を開園
昭和 35 年 4 月	* 芦屋女子短期大学設立 家政学科を設置
昭和 37 年 4 月	* 芦屋女子短期大学 家政学科に専攻科を設置
昭和 39 年 4 月	芦屋大学設立 教育学部教育学科を設置
昭和 41 年 4 月	芦屋大学教育学部 産業教育学科を設置
昭和 43 年 4 月	* 芦屋女子短期大学 英文科及び幼児教育科を設置
	家政学科、英文科、幼児教育科の 3 学科体制に
昭和 44 年 4 月	* 芦屋女子短期大学 英文科を英文学科、幼児教育科を幼児教育学科に名称変更
	家政学科、英文学科、幼児教育学科の 3 学科体制に
	芦屋大学大学院 教育学研究科（博士課程、修士課程）を設置
	芦屋女子高等学校・芦屋女子中学校を芦屋大学附属高等学校・中学校に名称変更
昭和 48 年 4 月	芦屋大学教育学部 英語英文学教育科を設置
昭和 60 年 4 月	芦屋大学附属高等学校に国際文化科（共学）を開設
	芦屋大学大学院教育学研究科 英語英文学教育専攻（修士課程）を設置
	芦屋大学大学院教育学研究科 技術教育専攻（修士課程）を設置
昭和 61 年 4 月	芦屋大学大学院 教育学研究科に英語英文学教育専攻（修士課程）を設置
昭和 62 年 4 月	芦屋大学大学院 教育学研究科に技術教育専攻（修士課程）を設置
平成 16 年 3 月	* 芦屋女子短期大学 英文学科を廃止
平成 16 年 4 月	* 芦屋女子短期大学 文化福祉学科を設置
平成 17 年 4 月	* 芦屋女子短期大学 家政学科に調理師養成課程を付設
平成 18 年 4 月	芦屋大学教育学部 英語英文学教育科を国際コミュニケーション教育科に変更
平成 19 年 3 月	* 芦屋女子短期大学 家政学科の専攻科を廃止
平成 19 年 4 月	* 芦屋女子短期大学 家政学科を生活創造学科に名称変更
	生活創造学科、幼児教育学科、文化福祉学科の 3 学科体制に
	芦屋大学教育学部を臨床教育学部と経営教育学部に改組
平成 21 年 4 月	芦屋大学附属高等学校・中学校を芦屋学園高等学校・中学校に名称変更
平成 23 年 3 月	* 芦屋女子短期大学 文化福祉学科を廃止
平成 23 年 4 月	* 芦屋学園短期大学に名称を変更 生活創造学科、幼児教育学科を共学化
平成 24 年 4 月	* 芦屋学園短期大学 生活創造学科 募集停止
平成 25 年 4 月	* 芦屋学園短期大学 幼児教育学科 入学定員 100 名に変更
平成 26 年 3 月	* 芦屋学園短期大学 生活創造学科を廃止

## 芦屋学園短期大学

### (2) 学校法人の概要

■学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数

■平成 29 年 5 月 1 日現在

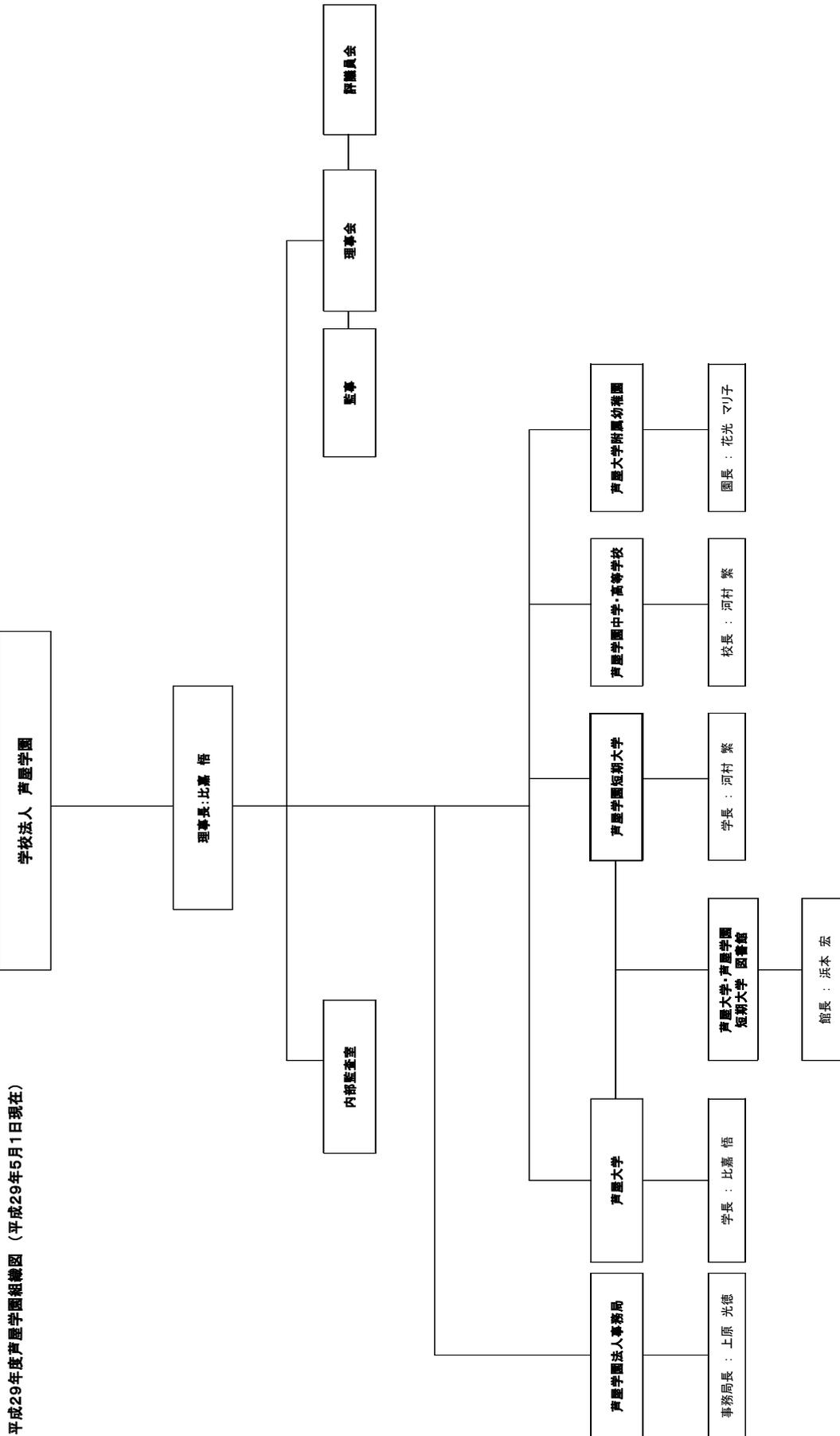
教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
芦屋大学	兵庫県芦屋市六麓荘町 13 番 22 号	250	1,000	802
芦屋大学大学院	兵庫県芦屋市六麓荘町 13 番 22 号	25	55	14
芦屋学園短期大学	兵庫県芦屋市六麓荘町 14 番 10 号	100	200	106
芦屋学園高等学校	兵庫県芦屋市六麓荘町 16 番 18 号	240	960	707
芦屋学園中学校	兵庫県芦屋市六麓荘町 16 番 18 号	80	360	84
芦屋大学附属幼稚園	兵庫県芦屋市六麓荘町 16 番 3 号		170	113

### (3) 学校法人・短期大学の組織図

■組織図

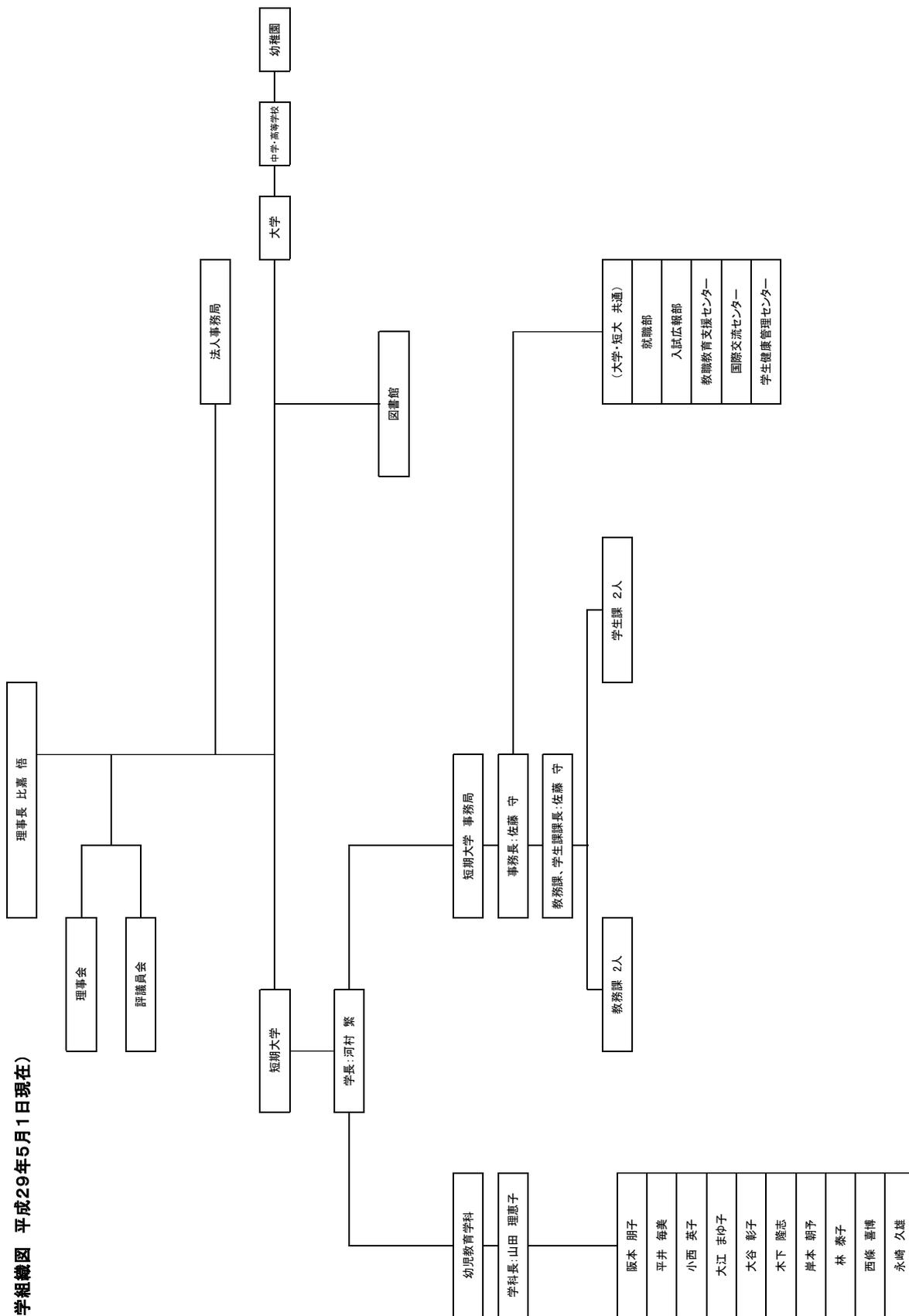
■平成 29 年 5 月 1 日現在

次ページに示す。



平成29年度芦屋学園組織図（平成29年5月1日現在）

芦屋学園短期大学組織図 平成29年5月1日現在)



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

キャンパスは大阪と神戸のほぼ中間に位置する南北に細長い面積約1,857ha、人口約94,000人の芦屋市にあり、南に大阪湾を臨む六甲山系の麓に広がる住宅街に位置している。昭和26年に「芦屋国際文化住宅都市建設法」が制定された芦屋市は、自然環境と生活条件に恵まれた住宅都市で、東は人口約44万人の西宮市、西は人口約154万人の神戸市に隣接する。芦屋市は住みたい町との評価も高く人口は微増の傾向にある。

■学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	24年度		25年度		26年度		27年度		28年度	
	人数 (人)	割合 (%)								
兵庫県	33	57.9	42	62.7	41	60.3	34	64.2	34	55.7
大阪府	17	29.8	21	31.3	16	23.5	13	24.5	22	36.1
滋賀県	0	0.0	0	0.0	1	1.5	0	0.0	0	0.0
京都府	1	1.8	1	1.5	1	1.5	1	1.9	0	0.0
奈良県	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	1.9	0	0.0
北海道	1	1.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	3.3
北 陸	0	0.0	1	1.5	1	1.5	0	0.0	0	0.0
甲信越	1	1.8	0	0.0	1	1.5	0	0.0	0	0.0
中 国	2	3.5	0	0.0	4	5.9	2	3.8	2	3.3
四 国	2	3.5	1	1.5	2	2.9	0	0.0	0	0.0
九 州	0	0.0	0	0.0	1	1.5	1	1.9	0	0.0
その他	0	0.0	1	1.5	0	0.0	1	1.9	1	1.6

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分する。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除く。
- 第三者評価を受ける前年度の平成28年度を起点に過去5年間。

■地域社会のニーズ・地域社会の産業の状況

本学のある芦屋市は、兵庫県南東部に位置し、市域は東西約2km、南北約6kmで兵庫県の中でも最も小さい市である。六甲山系の一部に組み込まれている北部市域、その六甲山系から流れる芦屋川によって形成された平地（南部市域）に分けられる。

戦前は本学が在する六麓荘町を始めとした六甲山系の南部傾斜地に住宅地が発展し、戦後は利便性の良い国鉄（現JR）・阪急電鉄・阪神電鉄沿線の宅地が進み、マンションや住宅が多く建設された。さらに近年は、埋め立て地域である芦屋浜に住宅地が広がるだけで

## 芦屋学園短期大学

なく、商業施設やヨットハーバーがあり、市民の憩いの場となっている。

また、谷崎潤一郎記念館やヨドコウ迎賓館（重要文化財）など歴史的にも価値のある文化財も多く存在する。

交通手段としては、鉄道はJR・阪急電鉄・阪神電鉄が、道路では阪神高速神戸線・湾岸線に加え、国道2号線・国道43号線・山手幹線が東西に走り、大阪と神戸を結んでいる。

### ■市区町村の全体図

所在地：兵庫県芦屋市六麓荘町14番10号



Map data ©2017 Google, ZENRIN

(5) 課題等に対する向上・充実の状況

①前回の第三者評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について（領域別評価票における指摘への対応は任意）

改善を要する事項 (向上・充実のための課題)	対策	成果
<p>評価領域Ⅱ 教育の内容</p> <p>幼児教育学科は、免許・資格の取得要件において、基準を大きく上回る単位数を設定しているが、他の短期大学等と比較して学生の負担が大きい。基準以上に学ばせたい科目は必修として縛るのではなく、選択科目として設定して履修指導をするとともに、学生が学びたくなるような魅力ある科目とすべきである。</p>	<p>卒業研究とガイダンスを必修として残し、基準を大きく上回る単位数の設定を改善した。選択科目は時間割上、困難な問題もあるが、意欲的な学生も多いため、学科内でさらに精査したい。</p>	<p>必修科目が少なくなったことで、意欲的な学生は選択科目を履修し易くなった。また、実習前学習にも以前より多くの時間を活用できるようになった。平成 28 年度も継続内容を維持できている。</p>
<p>評価領域Ⅲ 教育の実施体制</p> <p>教育環境は整備され、設備も充実しているが、活用時間が制限されていることは残念である。芦屋という地域の特殊性としてあきらめるのではなく、大学としても地域に理解される努力を続け、より多くの活用時間を確保することが望ましい。</p>	<p>今後も地域貢献に努め、地域との対話を図り、理解を求めている。</p>	<p>5 時限の補講や附属園での実習などにより、少しずつではあるが、活用時間が増えている。平成 28 年度も継続し、附属幼稚園での見学、体験の時間を増やしている。また、「乳幼児ふれあい体験(赤ちゃん先生)」（子育て中の母親と子どもとの体験学習）や「障がい者ふれあい体験」（特別支援学校を卒業した障がい者の参加による体験学習）を全学生対象の授業内で実施し、地域交流を進めている。</p>
<p>評価領域Ⅴ 学生支援</p> <p>幼児教育学科の専任教員が地域の幼稚園・保育所等に頻繁に足を運び、現場の園長や主任等と信頼関係を確立するなどして、専門就職向上を図ることが望まれる。</p>	<p>訪問実習指導を通じて、園長・所長等に本学での講演や授業協力を依頼し、相互理解に努めている。また、養成校と保育施設との懇談会や研修会に参加し、その情報を教職員のみならず、</p>	<p>講演を通して現場や保育職に求められるものが、学生に伝えられ、理解が深まった。また、就職に結びついたケースもあり、今後も連携を密にしていきたい。信頼関係構築の表れとして、平成 27 年度は 3 つ、平成</p>

	就職部や学生にも報告していきたい。	28年度は1つの実習先を開拓した。
<p>評価領域IX 財務</p> <p>①余裕資金はあるものの、消費支出比率が極めて高いので、短期大学部門及び学校法人全体の収支バランスの改善が望まれる。</p> <p>②短期大学の入学定員充足率及び収容定員充足率を上げるよう努力されたい。</p>	<p>①法人の事業改善による喫緊の課題である。人件費率が高く経営を圧迫している現状を鑑み、現在経営改善計画に沿った取り組みを実施している。</p> <p>②提携校や関連校における出張授業や説明会などに積極的に取り組み、オープンキャンパスに結びつけている。また、在学生や卒業生の短大生活の経過報告を高校訪問時に行っている。</p>	<p>①事業活動支出は現在も極めて高い状況であり、短期大学は入学定員割れの傾向が続いており、今後の方針を法人事務局と検討中である。</p> <p>②平成23・24年度は入学定員を充足した。平成25年度より、定員がこれまでの倍になったことから、これ以降定員を満たすことができていない。平成27年度は53%、平成28年度は61%であり、充足率を満たす努力を継続中である。</p>

②上記以外で、改善を図った事項について

改善を要する事項 指摘事項（提案事項を含む）	対策	成果
<p>学生便覧</p> <p>①他の曜日は15回実施されているが、月曜日は14回となっている。補講日での実施を学年暦の欄外に明記する。</p> <p>②保育士は68単位で取得できる。選択科目を多く配置することは学生にとって望ましいが、必修単位のあり方については学生への負担を考えて見直す必要がある。</p> <p>③保育士養成を学科の目標にするからには、卒業要件64単位を68単位に改めるべきではないか。</p>	<p>①15回目の授業を補講期間に実施する場合も授業回数を明記する。</p> <p>②免許・資格取得に必要な科目を精査し、科目の統合と廃止を教務委員会で検討した結果、軽減することができた。</p> <p>③平成23年度よりコア科目2単位を含め卒業の要件を71単位に改めた。</p>	<p>①平成23年度から実施を試みたが補講期間内にうまく開講できない面があり、空き時間に補講を行う体制をとらざるを得ない。ただし、平成29年度より全曜日15回授業を確保した。</p> <p>②平成26年度には、幼稚園教諭と保育士資格の両教育課程で軽減を達成することが可能となった。平成28年度も継続内容を維持できている。</p> <p>③しかしながら、昨今、保育士資格取得を目指さず、一般企業への就職へと進路変更する学生も存在することから、平成25年度より元の64単位に戻した。</p>

<p>④告示別表 1 保育内容 6 単位の内訳が平成 19 年度の改正に対応していない。今回の改正手続きにおいても問題がある。</p> <p>⑤学生の状況を考えると取得できる資格を絞り込む必要がある。</p>	<p>④改正に対応した内容に改めた。</p> <p>⑤児童厚生二級指導員の資格認定を廃止する。</p>	<p>④平成 23 年度から実施。平成 28 年度も継続内容を維持できている。</p> <p>⑤平成 25 年度生から実施。平成 28 年度も改善内容を継続できている。</p>
<p>授業概要</p> <p>①単位認定の方法及び基準に出席がある。出席するのは当然であり、教職課程の実地視察時に注意を受けるので改めた方がよい。</p> <p>②体育講義授業回数が 8 回で 1 単位、体育実技 15 回で 1 単位。講義＋実技と考えると授業回数が不足する。</p> <p>③学則第 19 条第 3 項の単位の計算は設置基準のまま示されている。どちらで計算するか。学則改正を含めて検討する。</p>	<p>①授業概要を依頼する際に全教員に周知した。</p> <p>②講義 8 回、実技 22 回の実施を「単位計算方法の特例に関する規程」に明記した。</p> <p>③学則を変更し、1 単位を講義 15 時間、演習 30 時間、実験および実習 45 時間と定めた。</p>	<p>①平成 23 年度から実施。平成 28 年度も継続内容を維持できている。</p> <p>②平成 24 年度から実施。平成 28 年度も継続内容を維持できている。</p> <p>③平成 23 年度から実施。平成 28 年度も改善内容を継続できている。</p>
<p>授業評価</p> <p>①実施時に教員が席を離れるなどの措置が必要である。</p> <p>②授業アンケート(その 2)は、個人別集計の結果を授業担当者にフィードバックする。また結果を学内公表する。(事務室に置くなど)</p>	<p>①学生が封をするように指導している。</p> <p>②個人別集計結果を担当者に配付するようにし、結果を事務室で閲覧するようにした。</p>	<p>①平成 23 年度から実施。平成 28 年度も継続内容を維持できている。</p> <p>②平成 23 年度から実施。平成 28 年度も改善点を継続中であるが、閲覧できることを学生へ周知できていないため、今後の改善が必要。</p>
<p>教員人事</p> <p>①教員の任用・昇格を規程どおりに必ず実施すること。</p> <p>②研究業績にポイント制を導入してはどうか。</p>	<p>①規程を順守し、公募を実施している。</p> <p>②平成 22 年度に FD 委員会が試験的にポイントによる教員評価を導入した。</p>	<p>①平成 22 年度以降の公募は規程のとおり実施し、採用を行った。平成 28 年度も継続内容を維持できている。</p> <p>②FD 委員会によるポイント評価の導入は試験的導入に終わり、今後の課題である。</p>

		教職員のコミットメントに影響することが懸念されるため課題の再認識が必要である。
<p>研究紀要</p> <p>学生に学習の成果を発表させる場を与えることを検討する。その際に紀要を利用してもいいのではないか。何らかの方法を検討する。</p>	<p>指導教員を共同執筆者とすることを条件に、学生を「研究紀要規程 5. 投稿資格」の対象者に加えた。</p>	<p>平成 24 年より投稿推進のため学生に研究紀要を配付した。また、平成 25 年度以降、卒業研究の成果を研究紀要に掲載することになった。</p> <p>平成 28 年度も改善内容を継続できており、紙面の充実を図っている。</p>
<p>学生支援</p> <p>①学生のメールアドレスや携帯番号を記録した携帯電話を紛失した場合、学生の情報が流失する危険性がある。個人情報保護を踏まえて、ルールを定める方がよい。</p> <p>②学生の面談記録を作成する。事例の蓄積が指導に活かせる。</p> <p>③オフィスアワーの導入を検討する。</p>	<p>①学園全体で個人情報保護に努めているが、ルールの規程も検討したい。</p> <p>②面談記録の作成と学科会議での報告を実施していく。</p>	<p>①学科会議において積極的に取り上げられ、共通理解をはじめ、学生指導に活かしている。また、学生指導に関する規程も検討したい。</p> <p>②平成 28 年度は個人情報保護に努めたうえで、担当教員と学生の連絡が行えるようにメール・携帯での連絡ができる体制を作っている。また、教員によるガイダンス面談を実施している。</p> <p>③平成 28 年度時点でオフィスアワーの時間は設けていない。今後の検討課題とする。</p>
<p>能力開発</p> <p>①SD 活動への取り組み方針を明確にする。学校単位ではなく、学園全体で検討する。</p>	<p>①幼稚園から大学まで、学園全体の SD 活動を可能とするために規程制定を急いでいる。</p>	<p>①平成 28 年度より FD・SD の研修会を実施している。委員会も平成 28 年度より FD・SD 委員会となり、教職員の情報共有や学生対応等に努めている。外部研修や同法人の芦屋大学 FD・SD 研修への参加を積極的に行っている。</p>

- ③過去 7 年間に、文部科学省の設置計画履行状況等調査において留意事項が付された短期大学は、留意事項及びその履行状況を記述する。

該当なし

(6) 学生データ（学校基本調査のデータを準用）

①入学定員、入学者数、入学定員充足率、収容定員、在籍者数、収容定員充足率

■学科・専攻課程ごとに、第三者評価を受ける平成 29 年度を含む過去 5 年間のデータを示す。

平成 25 年度～平成 29 年度の設置学科等について

学科等の名称	事項	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	備考
幼児教育 学科	入学定員	100	100	100	100	100	
	入学者数	67	68	53	61	47	
	入学定員 充足率 (%)	67	68	53	61	47	
	収容定員	150	200	200	200	200	
	在籍者数	124	131	120	112	106	
	収容定員 充足率 (%)	82	65	60	56	53	
生活創造 学科	入学定員	[募 集停 止]					平成 25 年度 過年度生 1 名在籍
	入学者数						
	入学定員 充足率 (%)						
	収容定員						
	在籍者数	1					
	収容定員 充足率 (%)						

[注]

- 「学科等の名称」欄には 5 年間に設置された学科等をすべて記載し、設置以前の年度については、入学定員以下は空欄とする。
- 5 年間に学科等の名称変更を行った場合は、最新の名称で記載し、直下の ( ) に旧名称を記載する。
- 通信教育学科の場合、学科等の名称欄に「通信教育」と記載する。募集停止を行った学科等は、募集を停止した年度の入学定員欄に「募集停止」と記載する。
- 新たに学科等を新設した場合は、募集年度の入学定員欄に「新設」と記載する。
- 「入学定員充足率 (%)」欄及び「収容定員充足率 (%)」欄は、小数点以下第 1 位を切り捨てて記載する。

※ 下記②～⑥について、学科・専攻課程ごとに、第三者評価を受ける前年度の平成 28 年度を起点とした過去 5 年間のデータを示す。

②卒業生数（人）

区分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
幼児教育学科	41	55	61	66	49
生活創造学科	16	1			

③退学者数（人）

区分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
幼児教育学科	1	6	3	3	4
生活創造学科	1				

④休学者数（人）

区分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
幼児教育学科	2	2	1	1	2
生活雄像学科	1				

⑤就職者数（人）

区分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
幼児教育学科	28	45	40	49	34
生活創造学科	7				

⑥進学者数（人）

区分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
幼児教育学科	3	4	17	6	3
生活創造学科	5				

(7) 短期大学設置基準を上回っている状況・短期大学の概要

※ 大学の設置等に係る提出書類の「基本計画書」（「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き」を参照）内の量的数値及び質的な事項について記述する。

※ ①～⑦まで、すべて第三者評価を受ける平成 29 年 5 月 1 日現在

①教員組織の概要（人）

学科等名	専任教員数					設置基準で定める教員数〔イ〕	短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕	設置基準で定める教授数	助手	非常勤教員	備考
	教授	准教授	講師	助教	計						
幼児教育学科	4	3	4	0	11	8	/	3	0	16	教育学・保育関係
(小計)	4	3	4	0	11	8	/	3	0	/	
[その他の組織等]						/	/	/			
短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕	/	/	/	/	/	/	3	1	/	/	
(合計)	4	3	4	0	11	11		4		/	

[注]

1. 上表の「設置基準で定める教員数〔イ〕」には、短期大学設置基準第 22 条別表第 1 のイに定める学科の種類に応じて定める教員数（昼間又は夜間において授業を行う学科が通信教育をあわせ行う場合には、短期大学通信教育設置基準第 9 条第 2 項に定める教員数を含む。）を、また、通信教育学科のみを置く短期大学の場合は短期大学通信教育設置基準第 9 条第 1 項別表第 1 に定める教員数を、学科ごとに記入し、その小計を①に記入する。
2. 上表の「短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕」②には、短期大学設置基準第 22 条別表第 1 のロに定める短期大学全体の入学定員に応じて定める教員数を記入する。
3. 上表の「設置基準で定める教授数」には、短期大学設置基準第 22 条別表第 1 のイの備考 1 に定める教授数（通信教育学科のみを置く短期大学の場合は、短期大学通信教育設置基準第 9 条第 1 項別表第 1 備考 2 に定める教授数）を学科ごとに記入し、その小計を③に記入する。さらに、〔ロ〕の専任教員数に対する教授数を④に記入する。

4. 上表の〔その他の組織等〕には、設置する学科に所属しない教員（例えば、一般教育科目等を担当する教員や募集停止を行った学科所属の教員等）数を記入するとともに、〔その他の組織等〕欄に組織名等（募集停止の場合はその年度も含む。）を記入する。該当する教員がない場合、この欄には斜線を引く。
5. 上表の「助手」とは、助手として発令されている教職員をいう。
6. 備考欄には、当該学科の種類（短期大学設置基準第 22 条別表第 1 のイにいう「学科の属する分野の区分」）を必ず記載する。

②教員以外の職員の概要（人）

	専任	兼任	計
事務職員	5	0	5
技術職員	0	0	0
図書館・学習資源センター等の専門事務職員	3	1	4
その他の職員	0	0	0
計	8	1	9

[注]

- 「その他の職員」とは、守衛、自動車運転手、作業員等の技能労務職員等を指す。
- 契約職員、派遣職員等は「兼任」に分類する。

③校地等（㎡）

	区分	専用 (㎡)	共用 (㎡)	共用する 他の学校 等の専用 (㎡)	計 (㎡)	基準 面積 (㎡)	在籍学生 一人当り の面積(㎡)	備考(共 用の状 況等)
校 地 等	校舎敷地	9,903	0	0	9,903	2,000	〔イ〕 93.4	
	運動場用地	0	0	0	0			
	小計	9,903	0	0	〔ロ〕 9,903			
	その他	0	0	0	0			
	合計	9,903	0	0	9,903			

[注]

- 基準面積（㎡）＝短期大学設置基準上必要な面積
- 〔イ〕在籍学生一人当たりの面積＝〔ロ〕÷ 当該短期大学の在籍学生数（他の学校等と共用している場合、当該学校等の在籍学生数を加えた総在籍学生数）

芦屋学園短期大学

④校舎 (㎡)

区分	専用 (㎡)	共用 (㎡)	共用する他の 学校等の専用 (㎡)	計 (㎡)	基準面積 (㎡)	備考 (共用 の状況等)
校舎	12,377	0	0	12,377	2,350	

[注]

□ 基準面積 (㎡) = 短期大学設置基準上必要な面積

⑤教室等 (室)

講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習室	語学学習施設
8	2	19	1	3

⑥専任教員研究室 (室)

専任教員研究室
10

⑦図書・設備

学科・ 専攻課程	図書 〔うち外国 書〕	学術雑誌 〔うち外国書〕 (種)	電子ジャー ナル〔うち 外国書〕	視聴覚 資料 (点)	機械・ 器具 (点)	標本 (点)
	(冊)					
幼児教育学科	31,844 (8,493)	35 (0)	0	277	0	0
計	31,844 (8,493)	35 (0)	0	277	0	0

図書館	面積 (㎡)	閲覧座席数	収納可能冊数
	1,310 ㎡	105	206,286
体育館	面積 (㎡)	体育館以外のスポーツ施設の概要	
	3,383	芦屋学園総合 グラウンド	15,329 ㎡

(8) 短期大学の情報の公表について

■ 平成 29 年 5 月 1 日現在

①教育情報の公表について

	事項	公表方法等
1	大学の教育研究上の目的に関する事	学生便覧、入学案内 ウェブサイト <a href="http://www.ashiya-u.ac.jp/college/section/child/">http://www.ashiya-u.ac.jp/college/section/child/</a>
2	教育研究上の基本組織に関する事	ウェブサイト <a href="http://www.ashiya-u.ac.jp/files/college/outline/info_1_2-2017.pdf">http://www.ashiya-u.ac.jp/files/college/outline/info_1_2-2017.pdf</a>
3	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事	ウェブサイト <a href="http://www.ashiya-u.ac.jp/college/outline/information.html">http://www.ashiya-u.ac.jp/college/outline/information.html</a> <a href="http://www.ashiya-u.ac.jp/files/college/outline/info_2_1-2017.pdf">http://www.ashiya-u.ac.jp/files/college/outline/info_2_1-2017.pdf</a> <a href="http://www.ashiya-u.ac.jp/college/section/teacher/">http://www.ashiya-u.ac.jp/college/section/teacher/</a>
4	入学者に関する受け入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事	入学案内、募集要項 ウェブサイト <a href="http://www.ashiya-u.ac.jp/college/exam/policy.html">http://www.ashiya-u.ac.jp/college/exam/policy.html</a> <a href="http://www.ashiya-u.ac.jp/files/college/outline/info_2_3-2017.pdf">http://www.ashiya-u.ac.jp/files/college/outline/info_2_3-2017.pdf</a>
5	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事	学生便覧、授業概要 ウェブサイト <a href="http://www.ashiya-u.ac.jp/files/college/outline/info_gakunenreki_2017.pdf">http://www.ashiya-u.ac.jp/files/college/outline/info_gakunenreki_2017.pdf</a>
6	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する事	学生便覧、授業概要 ウェブサイト <a href="http://www.ashiya-u.ac.jp/files/college/outline/shugaku_info_2017.pdf">http://www.ashiya-u.ac.jp/files/college/outline/shugaku_info_2017.pdf</a>
7	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事	学生便覧 ウェブサイト <a href="http://www.ashiya-u.ac.jp/facilities/building_2.html">http://www.ashiya-u.ac.jp/facilities/building_2.html</a>

8	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事	募集要項 ウェブサイト <a href="http://www.ashiya-u.ac.jp/college/exam/expenses.html">http://www.ashiya-u.ac.jp/college/exam/expenses.html</a>
9	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事	学生便覧 ウェブサイト <a href="http://www.ashiya-e.jp/files/discloser/h27_calculation.pdf#page=23">http://www.ashiya-e.jp/files/discloser/h27_calculation.pdf#page=23</a>

②学校法人の財務情報の公開について

事項	公開方法等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書	ウェブサイト <a href="http://www.ashiya-e.jp/discloser/">http://www.ashiya-e.jp/discloser/</a>

[注]

- 上記①・②ともに、ウェブサイトで公表している場合は URL を記載する。

(9) 各学科・専攻課程ごとの学習成果について（平成 28 年度）

幼児教育学科の学習成果について、本学の建学の精神である「人それぞれに天職に生きる」の含意について、「人はそれぞれ生まれながらにして固有の特性や能力を持っているが、これを見つけ家庭・学校・地域社会という生育環境の中で磨き培っていくことに教育の根幹があり、その際、自分の特性や興味・希望を理解し、併せて希望の活躍フィールドについての情報を得て、一層目的と動機づけを高めると共に、そのための知識やスキルを修得していくことが天職に生きるための最善の方途である。」（ホームページにおいて公表）ことを学生と共有している。繰り返すことになるが、社会人として、そして専門職人として、生きがいと社会貢献をもたらせる、基礎的な教養と専門的知識および、豊かな人間性、社会性を備えた保育者の養成を目指した教育を行っている。

教育課程レベルの学習成果は、ディプロマポリシー（学位授与の方針）である「Ashiya ABC Abilities」と、カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）である「自己実現力」に基づいて定めており、幼稚園教諭二種免許状と保育士資格の取得という実際的な成果とあわせて具体性をもち示されている。各授業科目レベルでの学習成果は、「授業概要」の中で「授業の到達目標」と「成績基準」を示している。

本学の教育課程は保育者養成を主とするが、以下のように様々な手法で学習成果の向上充実を図っている。

授業科目レベルでは、学習成果を「授業概要」や成績で明確に示すことにより、学習成果の測定を意識できるようにしている。また学生は、教務課が作成した欠席状況一覧表を担当より受け取り、毎月ガイダンス授業内で確認できるようにしている。これらの配慮は、専任教員担当科目はもちろん、非常勤教員担当科目において、欠席が多い学生を一早く把握し、1 年次早期から指導喚起を行っている。さらに、生活全般に関しては担任教員が、実習関連科目については実習指導担当教員を中心に、学生のレベルに合わせた学びの支援を行っている。具体的には、授業終了後の学生希望者（担当教員から声掛けを行う）に対

する少人数勉強会を実施している。

また、年度末には、非常勤教員との情報共有の場を設け、教員懇親会を実施し、各教員の授業内容の検討や、科目担当者間の連携を図っている。

教育課程のレベルでは、専任の教員を中心として、最初の授業開始時と中間評価実施時、そして年度末の3つの時期において、建学の精神とディプロマポリシー（学位授与の方針）である「Ashiya ABC Abilities」の説明、カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）である「自己実現力」との関係について説明を行っている。また、教務・教職過程委員会において、平成29年度に向けた建学の精神とディプロマポリシー（学位授与の方針）「Ashiya ABC Abilities」、カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）「自己実現力」の整合表を作成した。この整合表は29年度の授業概要から掲載している。

学習の評価は、芦屋学園短期大学学則の第23条（学習の評価）に則り、点数による評価、および、評定平均値 GPA（Grade Point Average）による指標を用いている。

これらの学習成果については、履修カルテの点検実施時期と、卒業判定教授会において、学期ごとに学生が自らの学習成果を知る機会を持っている。また、履修カルテはグループ担当者がコメントを書くことにより、教員も学生の学習状況を把握することが出来ている。

(10) オフキャンパス、遠隔教育、通信教育、その他の教育プログラム（平成28年度）  
特になし

(11) 公的資金の適正管理の状況（平成28年度）

公的資金については、「芦屋学園における研究活動の不正行為防止等に関する規程」に基づき、最高管理責任者の学長、統括管理責任者の事務長を中心に適正に管理されている。特に、科学研究費に関しては、「科学研究費補助金管理規程」及び「科学研究費設備備品購入・旅費・謝金処理方法細則」に基づき、公募、交付手続き、購入した物品の発注・会計処理など、事務局で厳正に管理を行う体制を整えている。なお、平成28年度に関しては、科学研究費の採択課題はなかった。

(12) 理事会・評議員会の開催状況（平成26年度～平成28年度）

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の出席状況
	定員	現員 (a)		出席理事数 (b)	実出席率 (b/a)	意思表示出席者数	
理事会	8人	8人	平成26年3月28日 10:30～12:00	7人	87.5%	0人	2/2
		7人	平成26年5月28日 9:30～12:00	7人	100.0%	0人	2/2
		8人	平成26年9月9日 10:00～11:00	8人	100.0%	0人	1/2

芦屋学園短期大学

理事会	8人	8人	平成26年9月30日 11:00～12:00	8人	100.0%	0人	1/2
	9人	9人	平成26年10月14日 11:00～12:00	9人	100.0%	0人	1/2
		9人	平成26年10月28日 11:00～12:00	9人	100.0%	0人	1/2
	8人	8人	平成26年11月17日 11:00～12:00	8人	100.0%	0人	1/2
		8人	平成26年12月24日 13:30～15:00	7人	87.5%	0人	1/2
		7人	平成27年2月26日 10:00～12:30	5人	71.4%	0人	1/2
		7人	平成27年3月25日 11:30～12:10	6人	85.7%	0人	1/1
		8人	平成27年4月14日 11:00～11:30	7人	87.5%	0人	1/1
		8人	平成27年4月28日 10:30～11:00	5人	62.5%	0人	2/2
		8人	平成27年5月26日 10:00～13:30	6人	75.0%	0人	2/2
		8人	平成27年7月4日 10:00～13:00	6人	75.0%	0人	2/2
		8人	平成27年8月24日 10:00～11:00	6人	75.0%	0人	2/2
		7人	平成27年11月30日 10:00～11:00	5人	71.4%	0人	2/2
		7人	平成27年12月24日 10:00～11:00	5人	71.4%	0人	1/2
		8人	平成28年3月29日 10:00～13:10	8人	100.0%	0人	2/2
		8人	平成28年4月12日 9:30～10:00	8人	100.0%	0人	2/2
		8人	平成28年5月24日 10:00～12:15	8人	100.0%	0人	2/2
8人		平成28年7月5日 16:30～17:00	8人	100.0%	0人	2/2	
8人	平成28年9月6日 10:00～11:00	7人	87.5%	0人	1/2		

芦屋学園短期大学

理事会	8人	8人	平成28年10月25日 11:25 ~ 12:30	8人	100.0%	0人	2/2
		7人	平成28年11月16日 10:30 ~ 12:45	7人	100.0%	0人	2/2
		7人	平成28年11月29日 10:00 ~ 12:45	7人	100.0%	0人	2/2
		7人	平成28年12月20日 10:30 ~ 13:00	7人	100.0%	0人	2/2
		8人	平成29年1月24日 10:00 ~ 11:40	8人	100.0%	0人	2/2
		8人	平成29年2月28日 10:00 ~ 11:40	8人	100.0%	0人	2/2
	9人	9人	平成29年3月7日 10:00 ~ 11:20	9人	100.0%	0人	2/2
		9人	平成29年3月28日 10:00 ~ 12:00	8人	88.9%	0人	2/2

評議員会	18人	17人	平成26年3月28日 9:30 ~ 10:10	15人	88.2%	0人	2/2
		17人	平成26年5月28日 10:00 ~ 11:30	9人	52.9%	0人	2/2
		17人	平成27年2月26日 11:00 ~ 11:40	11人	64.7%	0人	1/1
		17人	平成27年3月25日 10:30 ~ 11:30	12人	70.6%	0人	1/1
		17人	平成27年4月28日 10:00 ~ 10:30	12人	70.6%	0人	2/2
		16人	平成27年5月26日 11:00 ~ 12:30	14人	87.5%	0人	2/2
		17人	平成27年7月4日 11:00 ~ 12:15	14人	87.5%	0人	1/1
		15人	平成28年3月29日 11:00 ~ 12:00	12人	80.0%	0人	1/1
		14人	平成28年5月24日 11:15 ~ 12:00	9人	64.3%	0人	2/2
		14人	平成28年10月25日 10:00 ~ 11:25	12人	85.7%	0人	2/2
	19人	18人	平成29年2月28日 11:00 ~ 11:10	13人	72.2%	0人	2/2

		19 人	平成 29 年 3 月 28 日 11 : 00 ~ 11 : 45	14 人	73.7%	0 人	2 / 2
--	--	------	---------------------------------------	------	-------	-----	-------

[注]

1. 平成 26 年度から平成 28 年度までに開催した全ての理事会及び評議員会について、理事会・評議員会ごとに記入・作成する。(評議員会については、上表の「理事会」、「出席理事数」を読み替えて作成する。)
2. 「定員」及び「現員 (a)」欄には、理事会・評議員会開催日当日の人数を記入する。
3. 「意思表示出席者数」欄には、寄附行為に「書面をもってあらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす」等が規定されている場合、その人数を外数で記入する。
4. 「実出席率 (b/a)」欄には、百分率で小数点以下第 1 位まで記入する (小数点以下第 2 位を四捨五入)。
5. 「監事の出席状況」欄には、「/」の右側に監事数 (現員) を記入し、左側に当該理事会及び評議員会に出席した監事数を記入する。

(13) その他

- 上記以外に、評価員が理解を深めるのに役立つ情報があれば記述する。  
特になし

## 2. 自己点検・評価の組織と活動

本学の自己点検・評価については、「芦屋学園短期大学自己点検・評価実施規程」に定めている。

平成 29 年度の短期大学基準協会による第三者評価受審に向けて、平成 27 年度より、「芦屋学園短期大学 自己点検・評価委員会」の活動内容を整備し、平成 27 年度は 5 回、平成 28 年度は 12 回の委員会を開催した。

自己点検・評価の実施にあたって、各種委員会の活動そのものが、組織運営と直結するため、委員会の年間目標とその達成度を測定できる可視化する点に力を入れた。

これらの活動は、学長を軸とした組織の PDCA サイクルを構築する上で欠かせない要素であった。これらを「評価報告書」として取りまとめることとした。自己点検・評価委員会が主導となり、評価報告書を作成するための、実施体制、評価報告書の内容確認と校正、作業スケジュール等、作成に係る方向性・検討、第三者評価受審に係る全ての事項について中心的役割を果たした。

また、提出資料・備付資料の選定等、教職員共々に全学組織で取り組んだ。

### ■自己点検・評価委員会 (担当者、構成員)

平成 27 年度 自己点検・評価委員会 (10 名)

木下隆志 (委員長、ALO)

比嘉悟 (学長)

山田理恵子 (学科長、研究紀要編集委員会委員長)

平井每美 (FD 委員会委員長)

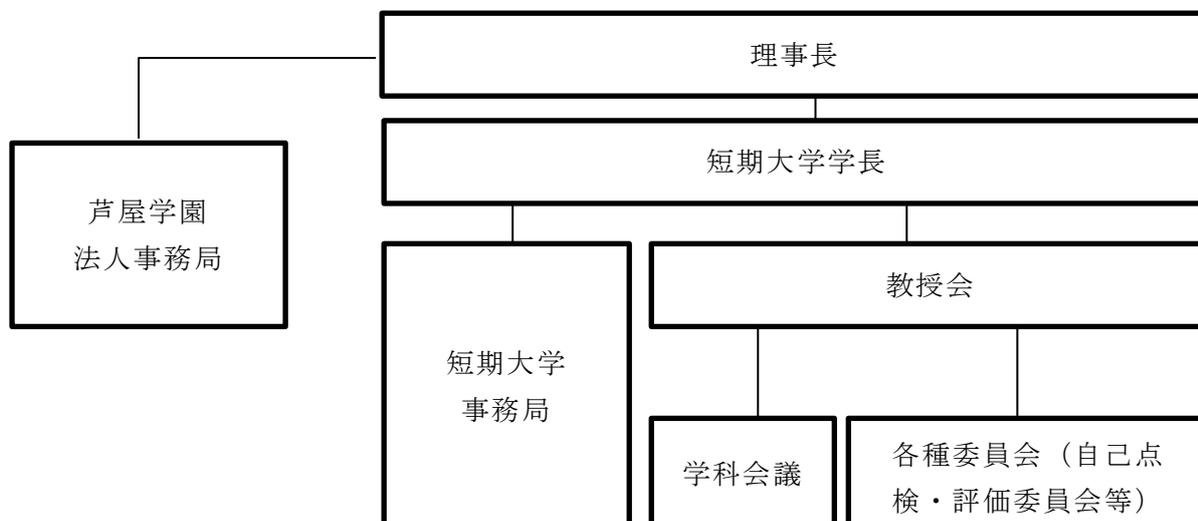
阪本朋子 (入試委員会委員長)

小西英子（教職課程委員会委員長）  
 竹田直之（教務委員会委員長）  
 佐藤守（事務長、学生委員会委員長）  
 大江まゆ子（委員）  
 大谷彰子（委員）

平成 28 年度 自己点検・評価委員会（9 名）

木下隆志（委員長、ALO）  
 比嘉悟（学長 平成 28 年 4 月～11 月）  
 河村繁（学長 平成 28 年 11 月～）  
 山田理恵子（学科長、研究紀要編集委員会委員長）  
 平井每美（FD・SD 委員会委員長）  
 阪本朋子（入試委員会委員長）  
 佐藤守（事務長、教務・教職課程委員会委員長、学生委員会委員長）  
 大江まゆ子（委員）  
 大谷彰子（委員）  
 片岡章彦（委員）

■自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



■組織が機能していることの記述（根拠を基に）

単科である本学では、教授会の基に各種委員会が組成されており、二年に一度（隔年度）、自己点検・評価報告書を作成している。これらの報告書はホームページにおいて公表している。本来、平成 28 年度が各年サイクルでの報告書作成年度となっていたが、平成 28 年度は短期大学基準協会の受審年度の評価対象年度であることや、これまで新しい評価基準で報告書を作成していなかったことを鑑み、プレビューとして、平成 27 年度の報告書を取り組むこととした。ホームページ公表内容の通り、平成 27 年度報告書は基準 I と II に

関して単年度の評価報告書を作成した。

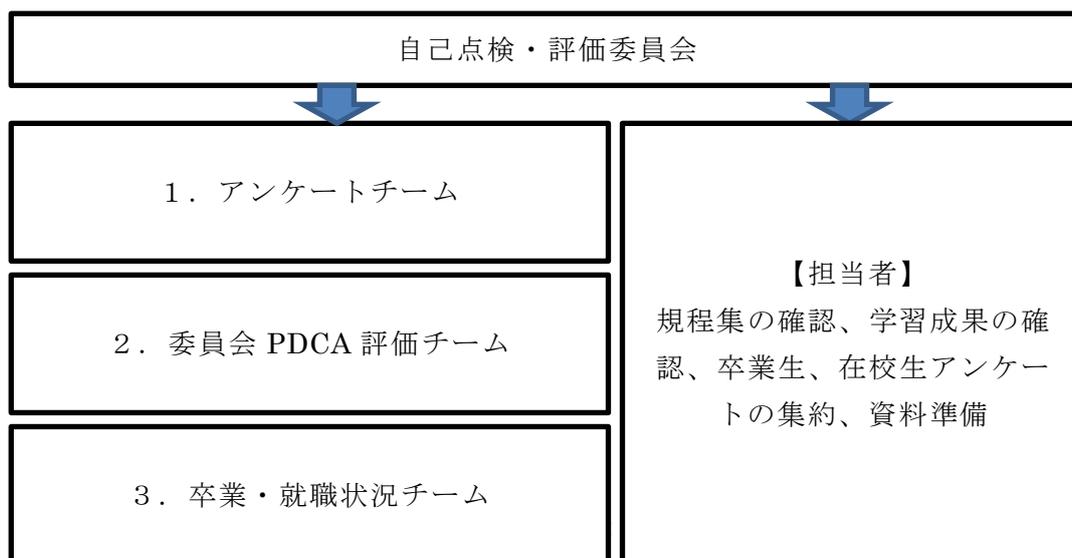
さらに平成 27 年度は、各種委員会の PDCA サイクルによる評価の可視化を行うために、委員会による委員会評価目標を「評価報告書」に記載し、年度末にその目標の達成状況を学科長、学長に提出する仕組みについて検討し、平成 28 年度から導入した。

このように、平成 28 年度自己点検・評価委員会が主導となり、平成 27 年度から各種委員会の実施体制について見直しを行った。

平成 29 年度の第三者評価受審に向けて、平成 28 年度はワーキングチームを編成し、それぞれの打ち合せを通して、テーマごとに点検・確認を行うこととし、定期開催の自己点検・評価委員会において進捗状況の確認を行った。

1. アンケートチーム FD 委員会および教務委員会
2. 委員会 PDCA 評価チーム 学科会議検討事項として、評価委員会
3. 卒業・就職状況チーム 学生委員会および教務委員会

これらのワーキングと別に、規程集の確認、学習成果の確認、卒業生、在校生アンケートの集約、資料準備について、委員から担当を決め、調整を行った。



■自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った平成 28 年度を中心に）

平成 27 年度

- 第 1 回 コンプライアンスに沿った活動のあり方
- 第 2 回 各委員会の PDCA における運用の考え方の説明
- 第 3 回 各委員会の PDCA 素案の説明
- 第 4 回 各委員会の PDCA サイクル記入用紙案の決定
- 第 5 回 平成 27 年度第三者評価を振り返って概要報告

平成 28 年度

- 第 1 回 委員会承認事項の報告、および理事会（運営会議）承認のお願い
- 第 2 回 評価基準資料の精査と進捗状況の確認
- 第 3 回 基準Ⅱの自己点検資料の確認および、資料精査の役割分野の確認
- 第 4 回 自己点検評価室の変更について
- 第 5 回 29 年度に向けたシラバスの検討
- 第 6 回 29 年度に向けたディプロマポリシーとカリキュラムポリシーの整合性の確認
- 第 7 回 29 年度に向けたカリキュラムポリシーとカリキュラムマップの整合性の確認
- 第 8 回 29 年度シラバス改定案の提示
- 第 9 回 29 年度シラバス改定案の修正
- 第 10 回 29 年度シラバス改定案の承認
- 第 11 回 基準Ⅰの自己点検資料の確認および、資料精査の役割分野と進捗状況
- 第 12 回 基準Ⅱの自己点検資料の確認および、資料精査の役割分野と進捗状況

平成 29 年度

- 第 1 回 基準Ⅰ～Ⅱの自己点検資料の確認および、Ⅲ～Ⅳの役割分野の確認
- 第 2 回 基準Ⅰ～Ⅱの進捗状況と資料整備
- 第 3 回 基準Ⅰ～Ⅳの進捗状況と資料整備
- 第 4 回 基準Ⅰ～Ⅳの完成報告と内容最終確認
- 第 5 回 報告書・提出資料の承認と提出

3. 提出資料・備付資料一覧

< 提出資料一覧表 >

報告書作成マニュアル記載の 提出資料	資料番号・資料名
基準Ⅰ：建学の精神と教育の効果	
A 建学の精神	
建学の精神・教育理念についての 印刷物	1. 学生便覧 [平成 28 年度] 2. 入学案内 [平成 28 年度] 3. 入学案内 [平成 29 年度] 4. 募集要項 (入学願書を含む) [平成 28 年度] 5. 募集要項 (入学願書を含む) [平成 29 年度] 11. ウェブサイト 「建学の精神」 <a href="http://www.ashiya-u.ac.jp/college/exam/policy.html">http://www.ashiya-u.ac.jp/college/exam/policy.html</a>
B 教育の効果	
学則	6. 芦屋学園短期大学学則
教育目的・目標についての印刷物	1. 学生便覧 [平成 28 年度] 2. 入学案内 [平成 28 年度] 3. 入学案内 [平成 29 年度]
学生が獲得すべき学習成果についての 印刷物	1. 学生便覧 [平成 28 年度] 7. 授業概要 [平成 28 年度] 12. ウェブサイト 「学科紹介」 <a href="http://www.ashiya-u.ac.jp/college/section/child/">http://www.ashiya-u.ac.jp/college/section/child/</a>
C 自己点検・評価	
自己点検・評価を実施するための規程	8. 芦屋学園短期大学自己点検・評価実施規程
基準Ⅱ：教育課程と学生支援	
A 教育課程	
学位授与の方針に関する印刷物	1. 学生便覧 [平成 28 年度] 13. ウェブサイト 「ディプロマポリシー」 <a href="http://www.ashiya-u.ac.jp/college/exam/policy.html">http://www.ashiya-u.ac.jp/college/exam/policy.html</a>

報告書作成マニュアル記載の 提出資料	資料番号・資料名
教育課程編成・実施の方針に関する 印刷物	1.学生便覧 [平成 28 年度]
入学者受け入れ方針に関する印刷物	1.学生便覧 [平成 28 年度] 2.入学案内 [平成 28 年度] 3.入学案内 [平成 29 年度] 4.募集要項 (入学願書を含む) [平成 28 年度] 5.募集要項 (入学願書を含む) [平成 29 年度] 14.ウェブサイト「アドミッションポリシー」 <a href="http://www.ashiya-u.ac.jp/college/exam/policy.html">http://www.ashiya-u.ac.jp/college/exam/policy.html</a>
カリキュラムに対応した 授業科目担当者一覧	9.授業科目担当者一覧表 [平成 28 年度] 10.時間割表 [平成 28 年度]
シラバス	7.授業概要 [平成 28 年度]
<b>B 学生支援</b>	
学生便覧等、学習支援のために 配付している印刷物	1.学生便覧 [平成 28 年度]
短期大学案内 (2 年分)	2.入学案内 [平成 28 年度] 3.入学案内 [平成 29 年度]
募集要項・入学願書 (2 年分)	4.募集要項 (入学願書を含む) [平成 28 年度] 5.募集要項 (入学願書を含む) [平成 29 年度]
<b>基準Ⅲ：教育資源と財的資源</b>	
<b>D 財的資源</b>	
「活動区分資金収支計算書 (学校法人 全体)」 [書式 1]、「事業活動収支計算 書の概要」 [書式 2]、「貸借対照表の概 要 (学校法人全体)」 [書式 3]、「財務 状況調べ」 [書式 4]、「資金収支計算 書・消費収支計算書の概要」 [書式 5]	15. 活動区分資金収支計算書 (学校法人全体) 16. 事業活動収支計算書の概要 17. 貸借対照表の概要 (学校法人全体) 18. 財務状況調べ 19. 資金収支計算書・消費収支計算書の概要

報告書作成マニュアル記載の 提出資料	資料番号・資料名
資金収支計算書・資金収支内訳表 (過去3年間)	20. 学校法人芦屋学園平成26年度計算書類 21. 学校法人芦屋学園平成27年度計算書類 22. 学校法人芦屋学園平成28年度計算書類
活動区分資金収支計算書 (過去2年間)	
事業活動収支計算書・事業活動収支内 訳表(過去2年間)	
貸借対照表(過去3年間)	
消費収支計算書・消費収支内訳表	
中・長期の財務計画	該当なし
事業報告書(過去1年間)	23. 事業報告書 [平成28年度]
事業計画書／予算書 (第三者評価を受ける年度)	24. 事業計画書 [平成29年度] 25. 予算書 [平成29年度]
基準Ⅳ：リーダーシップとガバナンス	
A 理事長のリーダーシップ	
寄付行為	26. 芦屋学園寄附行為

< 備付資料一覧表 >

報告書作成マニュアル記載の備付資料	資料番号・資料名
基準Ⅰ：建学の精神と教育の効果	
A 建学の精神	
創立記念、周年誌等	1. 芦屋女子短期大学 50 年のあゆみ (DVD)
報告書作成マニュアル指定以外の備付資料	2. 学生証裏面 3. 教職員名刺裏面
B 教育の効果	
報告書作成マニュアル指定以外の備付資料	4. 授業概要の抜粋 [平成 29 年度]
C 自己点検・評価	
過去 3 年間 (平成 26 年度～平成 28 年度) に行った自己点検・評価に係る報告書等	5. ウェブサイト「自己点検・評価」 <a href="http://www.ashiya-u.ac.jp/college/outline/evaluation.html">http://www.ashiya-u.ac.jp/college/outline/evaluation.html</a>
第三者評価以外の外部評価についての印刷物	該当なし
報告書作成マニュアル指定以外の備付資料	6. 芦短月間 PDCA サイクル 7. PDCA 評価表
基準Ⅱ：教育課程と学生支援	
A 教育課程	
単位認定の状況表 ■ 第三者評価を受ける前年度の平成 28 年度に卒業した学生が入学時から卒業までに履修した科目について	8. 単位認定の状況表
学習成果を表す量的・質的データに関する印刷物	9. 資格取得状況表 10. 履修カルテ
報告書作成マニュアル指定以外の備付資料	11. 平成 26・27・28 年度補講日程 12. 学年暦 [平成 29 年度] 13. 書類審査及び面接試験の採点書類 (平成 29 年度入試用) 14. 非常勤教員との懇親会資料 15. アクティブラーニングでの学習効果

報告書作成マニュアル記載の備付資料	資料番号・資料名
<b>B 学生支援</b>	
学生支援の満足度についての調査結果	16. 卒業生アンケート (平成 28 年度卒業生対象) 17. 学生生活に関する調査 (平成 28 年度 1 年生対象) 18. 意見箱の調査結果 (平成 28 年度)
就職先からの卒業生に対する評価結果	該当なし
卒業生アンケートの調査結果	19. 平成 26・27 年度卒業生アンケート
入学志願者に対する入学までの情報提供のための印刷物等	20. オープンキャンパス関係資料
入学手続者に対する入学までの学習支援のための印刷物等	21. 自分の夢に責任を持とう 22. 自己診断ノート／ハラスメント Note
学生の履修指導 (ガイダンス、オリエンテーション) 等に関する資料	23. カリキュラムマップ 24. 学年暦 [平成 28 年度] 25. 履修登録用紙
学生支援のための学生の個人情報記録する様式	26. 学生調書 27. 通学証明書
進路一覧表等の実績についての印刷物 (過去 3 年間)	28 進路状況表
GPA 等の成績分布	29. GPA 一覧表
学生による授業評価票及びその評価結果	30. 学生による授業アンケートへの対応について (報告書) 31. 同評価結果
社会人受け入れについての印刷物等	32. 科目等履修生募集要項
海外留学希望者に向けた印刷物等	該当なし
FD 活動の記録	33. FD・SD 活動記録
SD 活動の記録	
報告書作成マニュアル指定以外の備付資料	34. 実習チェックリスト 35. 図書レビュー 36. AVC 教材案内 37. AVC コンピュータリスト 38. AVC 報告書 39. 進路ガイダンス一覧 40. 入試採点資料 41. AO 入試ガイド

報告書作成マニュアル記載の備付資料	資料番号・資料名
基準Ⅲ：教育資源と財的資源	
A 人的資源	
専任教員の個人調書 ■ 教員個人調書（平成 29 年 5 月 1 日現在で作成）〔書式 1〕、及び過去 5 年間（平成 24 年度～平成 28 年度）の教育研究業績書〔書式 2〕	42. 教員個人調書 （平成 29 年 5 月 1 日現在） 43. 教育研究業績書 （平成 24 年度～平成 28 年度）
非常勤教員一覧表〔書式 3〕	44. 非常勤教員一覧表
教員の研究活動について公開している印刷物等（過去 3 年間）	45. 教員研究業績一覧表 46. ウェブサイト「教員紹介」 <a href="http://www.ashiya-u.ac.jp/college/section/teacher/">http://www.ashiya-u.ac.jp/college/section/teacher/</a>
専任教員の年齢構成表 （平成 29 年 5 月 1 日現在）	47. 専任教員の年齢構成表 （平成 29 年 5 月 1 日現在）
科学研究費補助金等、外部研究資金の獲得状況一覧表（過去 3 年間）	48. 科学研究費補助金等、外部研究資金の獲得状況一覧表 （平成 26 年度～平成 28 年度）
研究紀要・論文集（過去 3 年間）	49. 芦屋学園短期大学研究紀要 （第 41 号・第 42 号・第 43 号）
教員以外の専任職員の一覧表（氏名、職名）（平成 29 年 5 月 1 日現在）	50. 教員以外の専任職員の一覧表 （平成 29 年 5 月 1 日現在）
報告書作成マニュアル指定以外の備付資料	51. 芦屋大学研究倫理規程
B 物的資源	
校地、校舎に関する図面 ■ 全体図、校舎等の位置を示す配置図、用途（室名）を示した各階の図面、校地間の距離、校地間の交通手段等	52. 全体図、校舎等の配置図 53. 用途（室名）を示した各階の図面
■ 図書館、学習資源センターの概要 平面図、蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数、座席数等	54. 図書館平面図 55. 図書館統計資料

報告書作成マニュアル記載の備付資料	資料番号・資料名
<b>C 技術的資源</b>	
学内 LAN の敷設状況	56. 学内 LAN 設置図
マルチメディア教室、コンピュータ教室等の配置図	57. コンピュータ教室配置図
<b>D 財的資源</b>	
寄付金・学校債の募集についての印刷物等	58. ウェブサイト「寄付について」 <a href="http://www.ashiya-e.jp/contribution/">http://www.ashiya-e.jp/contribution/</a>
財産目録及び計算書類（過去3年間）	59. 財産目録及び計算書類 （平成26年度～平成28年度）
報告書作成マニュアル指定以外の備付資料	60. 経営改善5カ年計画
	61. ウェブサイト「情報公開」 <a href="http://www.ashiya-e.jp/discloser/">http://www.ashiya-e.jp/discloser/</a>
<b>基準IV：リーダーシップとガバナンス</b>	
<b>A 理事長のリーダーシップ</b>	
理事長の履歴書 （平成29年5月1日現在）	62. 理事長の履歴書 （平成29年5月1日現在）
学校法人実態調査表（写し） （過去3年間）	63. 学校法人実態調査表（写し） （平成26年度～平成28年度）
理事会議事録（過去3年間）	64. 理事会議事録 （平成26年度～平成28年度）
諸規程集 組織・総務関係 組織規程、事務分掌規程、稟議規程、文書取扱規程（拝受・保管）規程、公印取扱規程、個人情報保護に関する規程、情報公開に関する規程、公益通報に関する規程、情報セキュリティポリシー、防災管理規程、自己点検・評価に関する規程、SDに関する規程、図書館規程、各種委員会規程	65. 学校法人芦屋学園組織規程 65. 芦屋学園短期大学事務組織規程 65. 芦屋学園文書取扱規程 65. 公印使用取扱規程 65. 学校法人芦屋学園個人情報の保護に関する規程 65. 芦屋学園情報公開に関する規程 65. 芦屋学園公益通報者の保護等に関する規程 65. 芦屋学園グループウェア規程 65. 芦屋学園電子メール教職員利用規程 65. 芦屋学園危機管理規程 65. 芦屋大学・芦屋学園短期大学図書館規程

報告書作成マニュアル記載の備付資料	資料番号・資料名
	<p>65. 芦屋大学・芦屋学園短期大学図書委員会規程</p> <p>65. 芦屋学園短期大学・自己点検評価実施規程</p> <p>65. 芦屋学園短期大学 FD・SD 委員会規程</p> <p>65. 芦屋学園短期大学入試委員会規程</p> <p>65. 教務委員会規程</p> <p>65. 学生委員会規程</p> <p>65. 教職課程委員会規程</p> <p>65. 研究紀要編集委員会規程</p>
<p>人事・給与関係</p> <p>就業規則、教職員任免規程、定年規程、役員報酬規程、教職員給与規程、役員退職金支給規程、教職員退職金支給規程、旅費規程、育児・介護休暇休職規程、教員選考基準</p>	<p>66. 芦屋学園就業規則</p> <p>66. 芦屋学園教職員規則</p> <p>66. 芦屋学園役員報酬規程</p> <p>66. 芦屋学園給与規程</p> <p>66. 芦屋学園退職金規程</p> <p>66. 芦屋大学・芦屋学園短期大学国内旅費規程</p> <p>66. 芦屋大学・芦屋学園短期大学海外旅費規程</p> <p>66. 育児休業等に関する規程</p> <p>66. 介護休業に関する規程</p> <p>66. 芦屋学園短期大学教育職員資格審査規程</p>
<p>財務関係</p> <p>会計・経理規程、固定資産管理規程、物品管理規程、資産運用に関する規程、監査基準、研究費（研究旅費を含む）等の支給規程、消耗品及び貯蔵品管理に関する規程</p>	<p>67. 芦屋学園経理規程</p> <p>67. 固定資産及び物品調達規程</p> <p>67. 固定資産及び物品管理規程</p> <p>67. 資産運用規程</p> <p>67. 学校法人芦屋学園監事監査規程</p>
<p>教学関係</p> <p>学長候補者選考規程、学部（学科）長候補者選考規程、教員選考規程、教授会規程、入学者選抜規程、奨学金給付・</p>	<p>68. 芦屋学園短期大学学長選考規程</p> <p>68. 芦屋学園短期大学教育職員資格審査規程</p>

報告書作成マニュアル記載の備付資料	資料番号・資料名
<p>貸与規程、研究倫理規程、ハラスメント防止規程、紀要投稿規程、学位規程、研究活動不正行為の取扱規程、公的研究費補助金取扱に関する規程、公的研究費補助金の不正取扱防止規程、教員の研究活動に関する規程、FDに関する規程</p> <p>■規程名は省略せず、個々の名称を全て列挙する。</p>	<p>68. 芦屋学園短期大学教授会規程</p> <p>68. 芦屋学園短期大学入学者選考に関する規程</p> <p>68. 福山奨学規程</p> <p>68. 芦屋学園経済的に就学困難な学生に対する経済援助に関する規程</p> <p>68. 芦屋学園における研究活動の不正行為防止等に関する規程</p> <p>68. 学校法人芦屋学園ハラスメントの防止等に関する規程</p> <p>68. 芦屋学園短期大学『研究紀要』規程</p> <p>68. 芦屋学園短期大学「研究紀要」執筆要領</p> <p>68. 芦屋学園短期大学学位規程</p> <p>68. 芦屋大学・芦屋学園短期大学教員個人研究費規程</p> <p>68. 科学研究費補助金管理規程</p> <p>68. 科学研究費設備備品購入・旅費・謝金処理方法細則</p> <p>68. 試験に関する規程</p> <p>68. 特待生継続審査内規</p> <p>68. 長期履修学生に関する規程</p>
<b>B 学長のリーダーシップ</b>	
<p>学長の個人調書 教員個人調書 [書式 1] (平成 29 年 5 月 1 日現在)</p>	<p>69. 学長の教員個人調書 (平成 29 年 5 月 1 日現在)</p>
<p>教授会議事録 (過去 3 年間)</p>	<p>70. 教授会議事録 (平成 26 年度～平成 28 年度)</p>
<p>委員会等の議事録 (過去 3 年間)</p>	<p>71. 委員会等の議事録 (平成 26 年度～平成 28 年度)</p>
<b>C ガバナンス</b>	
<p>監事の監査状況 (過去 3 年間)</p>	<p>72. 監事の監査状況 (平成 26 年度～平成 28 年度)</p>
<p>評議員会議事録 (過去 3 年間)</p>	<p>73. 評議員会議事録 (平成 26 年度～平成 28 年度)</p>

報告書作成マニュアル記載の備付資料	資料番号・資料名
選択的評価基準	
教養教育の取り組みについて	15. アクティブラーニングでの学習効果
地域貢献の取り組みについて	15. アクティブラーニングでの学習効果 74. 新聞紹介記事

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

■基準 I の自己点検・評価の概要

芦屋学園の建学の精神は「人それぞれに天職に生きる」である。また芦屋女子短期大学時代は「良き妻、良き母、良き社会への貢献者」の育成を教育理念としてきた。平成 23 年度共学化により、名称を芦屋学園短期大学と改名したのを機に、第二代学長の福山重一博士が提唱した「人それぞれに天職に生きる」の建学の精神に立ち返り、次の含意を明文化した。

＜建学の精神「人それぞれに天職に生きる」三つの含意＞

- ①人はそれぞれ生まれながらにして固有の特性や能力をもっている。
- ②この固有の特性や能力を見つけ家庭・学校・地域社会という生育環境の中で磨き培うことに教育の根幹がある。
- ③「天職に生きる」最善の方途は自己の特性や能力を理解し、高い目標をもって知識やスキルを修得することにある。

これらは本学の人材養成と教育研究上の目的の基盤を支える理念として、新入生オリエンテーションや学生便覧などを用いて学内に周知・公表されている。

教育理念については、いつの時代にあっても再生産の場である家庭の重要性は不変ではあるが、男女共同参画時代にあえて「よき妻、よき母」を謳うまでもないとの認識から、それまで学則第 1 条に建学の精神と併記されていた教育理念については、平成 23 年度からの共学化に先駆けて、平成 22 年度から学則第 1 条には明記しないこととした。

平成 21 年度学則第 1 条	平成 22 年度改正学則第 1 条（現在に至る）
<p>本学は、教育基本法に則り、学校教育法の定める所に従い、芦屋学園の「人それぞれに天職に生きる」の建学の精神の下、幅広く深い教養並びに生活創造、幼児教育及び文化福祉に必須な専門教育を施し、知能の啓培と応用能力を養い、健全な平和社会に寄与貢献する有為の女性、即ち「よき妻、よき母、よき社会への貢献者」を育成することを目的とする。</p>	<p>本学は、「人それぞれに天職に生きる」の建学の精神のもと、教育基本法および学校教育法の定めるところに従い、深く専門の学芸を教授研究するとともに、幅広い教養と総合的な判断力および実践的な職業生活に必要な能力を培い、よき社会への貢献者の育成を目的とする。</p>

学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うことができる体制を整えることが本学の使命であり、目的である。

平成 25 年度より幼児教育学科のみの単科短期大学になったが、これを機会に、「人それぞれに天職に生きる」に込められた意味を幼児教育学科の視点で再確認した。

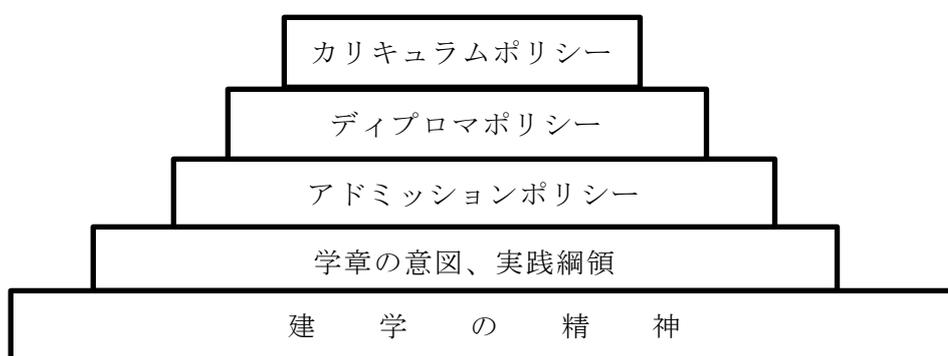
その観点は、保育職を天職と信じ入学する学生がほとんどであるが、授業や実習を重ね

る中で適性を考え直す者も無視できない。この二年間で学生一人ひとりが自分の天職を問  
い直し、能力に応じて軌道修正しながら、自己実現に向かうべく学園全体で教育支援を行  
っている。

この建学の精神と教育理念を頂点として、学章の AC（基本を表す ABC）の意図、そし  
て実践綱領としての「独立と自由・創造と奉仕・遵法と敬愛」：自由の本質をわきまえ、独  
立の心を養う、創造性を培い、すすんで社会に奉仕する、規律を守り、互いに敬愛する心  
を育てるの 3 つを示した。

これらを上位概念とし、そのもとに、本学のディプロマポリシー（学位授与の方針）で  
ある「Ashiya ABC Abilities」、カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）「自  
己実現力」、アドミッションポリシー（入学者受け入れの方針）が定められている。

当初、これらのポリシーは個別に定義されており、体系化されていなかった。以前より、  
授業概要には、ディプロマポリシーである「Ashiya ABC Abilities」の到達目標を記載す  
る欄を設け、また、成績基準の欄に、カリキュラムポリシーの指標を記載することを試み  
てきたが、視覚的に理解されにくく、課題のまま検討されてこなかった。そこで、平成 29  
年度の自己点検・自己評価に着手するにあたり、本学の教育による到達目標を上位概念か  
らたどれるように、このディプロマポリシーである「Ashiya ABC Abilities」と、カリキ  
ュラムポリシーの内容の突合を試みた。



まず、上位概念である建学の精神は、本学の基盤として本学に集うものの使命であり、  
普遍かつ恒久性を目的とした事柄を定義している。

そのうえで、建学の精神を実践するための、学生生活の生きる指針として定めたものが  
学章の意図であり、実践綱領である。

本学のディプロマポリシーは建学の精神が掲げる固有の能力と社会貢献を實踐し、いか  
に生きるかという「人生の目的追及」に必要な倫理観や規範性を含めた内容を定めている。  
そのディプロマポリシーは獲得しなければならないテーマを中項目三つ、さらに小項目三  
つとした。それら九つの項目を幼児教育学科で習得すべくカリキュラムポリシーとの突合  
を行うことで、具体的な学びの観点としている。

ただ、これは過去に複数の学科が存在していたため、それぞれの学科目標をカリキュ  
ラムポリシーに取り入れたことにより、内容が複雑になっている。今回の改定で、幼児教育  
学科用に作成したが、更なる改善も求められる。

これらのすべての教育方針に関する内容は、各運営組織におけるステークホルダーにおいて、情報共有されなければならない。教職員間の周知と学生への周知、そして運営組織における教育目標のための行動指標をいかに構築するかが問われる。

そこで、平成 27 年度より、委員会組織の改組と評価機能のあり方検討を行った。委員会改組において、教務委員会と教職課程委員会を統合し、教務・教職課程委員会とした。また、FD 委員会に職員研修を統合し、FD・SD 委員会とした。これらの改組により、教職員の情報共有が比較的有機的になった。また、毎月行われている各種委員会、学科会議、教授会の開催順を PDCA サイクルに則り実施することとした。第一週目を各種委員会、二週目を学科会議、三週目を教授会、四週目を自己点検・評価委員会とし、委員会における課題抽出と議案の決定、学科会議における検討と承認、教授会における最終確認と承認、そして、モニタリングを行う自己点検・評価委員会との流れを構築し、「芦短月間 PDCA サイクル」と名づけた。

さらに、これらの各委員会組織の目標設定と達成度を図るための PDCA 評価票である「評価報告書」を作成し、平成 28 年度から試行している。それぞれの委員会から、年度目標を提出し、その達成率を自己評価し、学科長、学長へ提出。学長から評価コメントを受け取り、次年度の計画を再検討するという流れをつくり自律改善を図っている。

#### 自己点検・評価に基づく改善計画

建学の精神「人それぞれに天職に生きる」は創立 50 年（資料番号：備付 1）を経た今日にあっても自己と職業の係わり方における理想の姿を示している。しかし、この 50 年間の社会の変化は著しく、建学初期に当たり前とされていた社会通念も変化し、教育機関に求められる価値観も多様化している。本学においても平成 23 年には共学化が、また、平成 26 年には生活創造学科が廃止となった。

平成 25 年度には幼児教育学科のみの単科短期大学となり、これを機会に「人それぞれに天職に生きる」に込められた意味を幼児教育学科の視点で再確認した。そのうえで本学の教育目的や学科の教育目標に適切な解釈表現となっているかを検証し、学生に分かりやすい言葉で具体的に伝えることを検討した。平成 27 年度以降、ホームページでは、「人はそれぞれ生まれながらにして固有の特性や能力を持っているが、これを見つけ家庭・学校・地域社会という生育環境の中で磨き培っていくことに教育の根幹があり、その際、自分の特性や興味・希望を理解し、併せて希望の活躍フィールドについての情報を得て、一層目的と動機づけを高めると共に、そのための知識やスキルを修得していくことが天職に生きるための最善の方途である。以上により自らには生きがい、そして社会には貢献をもたらせることにつながる。」との説明文章を記載し、建学の精神を再確認できるようにしている。

また、平成 28 年度の自己点検・評価委員会において準備を進めた結果、平成 29 年度授業概要から、カリキュラムポリシーの達成度がわかるように変更を行った。

[テーマ 基準 I-A 建学の精神]

[区分 基準 I-A-1 建学の精神が確立している。]

■基準 I-A-1 の自己点検・評価

(a) 現状

昭和 35 年に学校法人芦屋学園の芦屋女子高等学校・中学校に続く女子短期大学として家政科をもって発足した、芦屋女子短期大学は、第 2 代学長福山重一博士の「人それぞれに天職に生きる ここに職業指導学は存する」の精神を活かしつつ、「良き妻、良き母、良き社会への貢献者」の育成を教育理念としてきた。

しかし、平成 21 年に理事会方針により共学化が示され、学校法人芦屋学園の建学の精神を「人それぞれに天職に生きる」とすることになった。教育理念については、いつの時代にあっても再生産の場である家庭の重要性は不変ではあるが、男女共同参画時代にあえて「よき妻、よき母」を謳うまでもないとの認識から、それまで学則第 1 条に建学の精神と併記されていた教育理念については、平成 23 年度からの共学化に先駆けて、平成 22 年度から学則第 1 条には明記しないこととしたことは前述の通りである。

また同時に建学の精神を支える行動規範に福山が提唱した「独立と自由、創造と奉仕、遵法と敬愛」を実践綱領と定めた。

建学の精神と実践綱領は入学式、学位記授与式、その他学内行事、コア科目のガイダンスで必ず説明される他、募集要項（資料番号：提出 4、5）、入学案内（資料番号：提出 2、3）、学生便覧（資料番号：提出 1）、本学ホームページ（資料番号：提出 11）に明記されているだけでなく、利用頻度が高い玄関正面の壁面及び各教室にも掲示されており、学生や教職員はもちろんのこと、訪問者や来客者も含めて本学の根幹精神を共有してもらえるように工夫されている。また個々には、学生証裏面（資料番号：備付 2）、および教職員名刺の裏面（資料番号：備付 3）に建学の精神が明記されており日常的に建学の精神を身近に感じる仕組みができています。さらには自校教育の一環として、毎朝始業前に本学の「カレッジソング」（資料番号：提出 1、最終ページ）を校舎内に流している。

(b)課題

平成 20 年度開催の FD 研修は「原点に、新生芦屋カレッジを探すー建学の精神・教育理念・歩みを振り返り、今からを考えるー」であった。この研修の主旨は、高橋征主理事長（当時）の問題提起によって、芦屋学園の歴史を辿り、建学の精神と今後の芦屋のあるべき姿について「教育・人材育成・社会的責任」と「卒業生・同窓会・愛校心」の視点から再検討することであった。短期大学の教職員が参加したこの研修では改めて今に生きる建学の精神の普遍性を確認し合うことができた。以後、建学の精神に関する研修は行われていないが、特に新任の教職員に対して先のような研修の開催が望まれる。さらに新入生に対しても同様のわかりやすい研修が、ガイダンス等でも開かれ、そこで共通認識のもと教職員・学生間で建学の精神を含め、自己実現に向けた話し合いがもたれることが期待される。平成 25 年度には単科の短期大学になったことから、幼児教育学科の視点から建学の精神の意味を改めて確認した。今後も本学らしい個人の尊重ときめ細かい対応によりそれぞれの自己実現に近づけるべく支援を続けていくことを確認し、組織的支援をさらに具体化していきたい。

## ■テーマ 基準 I-A 建学の精神の改善計画

建学の精神と三つのポリシーとの一貫性を意識し、時代に即し、学内外での一層の理解に繋がる表現を検討するために、教授会、FD・SD 委員会などで議論の機会を設定していく。そこで、建学の精神について新たな形で一層の確立を図ると同時に、定期的な確認の場についても具体的に取り決める（例：年度末開催の非常勤教員との懇親会）。

学生については、例えば、卒業時アンケートや1年次終了時に行うアンケート内容に盛り込むなどし、言葉だけでなく内容的に正しく解釈・認知しているかを調査することも必要である。

建学の精神の理解は、学校へ愛着をもつことに繋がるだけでなく、学習意欲を喚起すると考え、自校教育を推進していきたい。

## 基準 I-A 資料一覧

### <提出資料>

- 提出 1. 学生便覧 [平成 28 年度]
- 提出 2. 入学案内 [平成 28 年度]
- 提出 3. 入学案内 [平成 29 年度]
- 提出 4. 募集要項（入学願書を含む） [平成 28 年度]
- 提出 5. 募集要項（入学願書を含む） [平成 29 年度]
- 提出 11. ウェブサイト 「建学の精神」

### <備付資料>

- 備付 1. 芦屋女子短期大学 50 年のあゆみ (DVD)
- 備付 2. 学生証裏面
- 備付 3. 教職員名刺裏面

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標が確立している。]

■基準 I-B-1 の自己点検・評価

(a) 現状

本学は建学の精神「人それぞれに天職に生きる」に基づき、本学の教育目的と学科の人材養成及び教育研究上の目的を、学則第 1 条及び第 2 条（資料番号：提出 6）に定めている。本学ではこの人材養成の目的を学生に分かりやすく示すために学生の学習目標であり学科の教育目標でもある「学習・教育目標」を定め、「学生便覧」（資料番号：提出 1、P34）及び「入学案内」（資料番号：提出 2、3）に明示している。また「教育情報の公表」の一環としてホームページに掲載することによって、広く学内外に本学の教育機関としての取り組み姿勢を表明している。（資料番号：提出 12、13）

芦屋学園短期大学の教育目的・人材養成の目的

教育目的 学則第 1 条	「人それぞれに天職に生きる」の建学の精神のもと、教育基本法および学校教育法の定めるところに従い、深く専門の学芸を教授研究するとともに、幅広い教養と総合的な判断力および実務的な職業生活に必要な能力を培い、良き社会への貢献者の育成を目的とする。
人材養成の目的 学則第 2 条第 1 項	本学および学科の教育上の目的に応じ、学生が卒業後の自らの資質を向上させ、社会的および職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施および厚生補導を通じて培うことができるよう、組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整える。

幼児教育学科の教育目的・人材養成の目的

人材養成の目的 学則第 2 条第 2 項	乳幼児期の心身の発達に対応できる豊かな人間性と確かな専門性を身につけた保育士および幼稚園教諭を養成する。
学習・教育目標 (教育目標は学生が開発すべき能力・達成すべき成果であり学習目標でもあるとの考え)	保育理論、表現技術、保育実践の 3 分野で「生きる力」「感じる力」「表現する力」の三つから構成される「自己実現力」を養成する。

(b) 課題

本学では FD 委員会が中心となって平成 22 年度からカリキュラムマップ策定に取り組み、平成 23 年度・平成 24 年度の「授業概要」に掲載した。しかしこれらのカリキュラムマップは完成度が低いとの危惧から、カリキュラムマップ策定の考え方と手順について PDCA サイクルを用いて根本から見直した。この検証過程でカリキュラムマップ策定の考え方と手順に関する知識が不十分であったことを認識した。幸い平成 24 年度は相次ぐ大

学改革の答申を受けて「学習成果を重視した評価」への関心が高く、カリキュラムマップに関する新たな情報を FD セミナーや文部科学省のホームページから得ることができ、平成 25 年度新教育課程のカリキュラムマップを策定した。さらに平成 28 年度には、建学の精神である「人それぞれ天職に生きる」を基盤とした、ディプロマポリシー「Ashiya ABC Abilites」とカリキュラムポリシー「自己実現力」の突合を行い、関連性を担保させる体系化を行った。この検討は教務・教職課程委員会、自己点検・評価委員会を中心に行ったが、突合に整合性があるのか検討の余地が残されている。しかしこれらの作業から、カリキュラムマップの再検討（資料番号：備付 23）を行い、平成 29 年度より「授業概要」に掲載できるようになり、学生への周知への一助となった。（資料番号：備付 4）

### 〔区分 基準 I-B-2 学習成果を定めている。〕

#### ■基準 I-B-2 の自己点検・評価

##### (a) 現状

本学は二つの学習成果を定めている。ひとつは 2 年間の学生生活で培う学士力に当たる学習成果「Ashiya ABC Abilities」（ディプロマポリシー）で、もう一方は学科の学習の成果「自己実現力」（カリキュラムポリシー）である。カリキュラムポリシーは学科の人材養成の目標を構成する三つの力で具現化し、「生きる力」「感じる力」「表現する力」からなる「自己実現力」を、学科専門科目の学習によって開発すべき能力、達成すべき成果として「学生便覧」（資料番号：提出 1、前段部分及び P35）に明示している。また「授業概要」（資料番号：提出 7）には授業科目ごとに「Ashiya ABC Abilities」或いは学科の学習成果との関連性を明示している。

学習成果の測定は「試験に関する規程」（資料番号：備付 68）と各授業担当者が「授業概要」に提示した「成績評価の方法と基準」に基づき、主に定期試験、授業内提出物、ホームワーク提出物、授業への取り組み姿勢を判断材料に、「試験に関する規程」に従って行っている。各授業科目は素点評価後に LG に置き換え、かつ学期ごとの評価には GPA を利用している。

教育課程の定期的な見直しは学科と教務・教職課程委員会（平成 28 年度に教務委員会と教職課程委員会が合同で活動）とで実施している。学科の教育課程は前回の第三者評価で指摘された事項の改善を中心に検討を重ねてきた。平成 24 年度には、教育課程を「学習内容の順次性」と「科目間の内容の関連性」から検討し、重複科目の廃止と開講時期の変更を伴う見直しを行い、平成 26 年度より実施している。

本学は平成 24 年度に GPA を導入した。GPA に関しては学則 23 条（学習の評価）及び「試験に関する規程」第 10 条（成績の評価）に規定し、「学生便覧」に掲載している。また GPA 計算の具体例をコア科目であるガイダンスの時間に加え、授業とは別枠で時間を設け、学生に周知しているほか、保護者には郵送にて説明資料を送付する体制をとっている。GPA の具体的な評価方法には特待生継続審査（1 年次終了時に実施）（資料番号：備付 68）及び 2 年次に実施する教育実習への参加条件の一つ（資料番号：提出 1、P37）としている。

加えて、学習成果の量的・質的データとして測定する仕組みとはいえないかもしれない

が、幼稚園教諭免許課程、保育士養成課程で取得できる免許・資格が学習成果の判断材料として有効と考えている。(資料番号：備付 9)

(b) 課題

学習成果は確立されてはいるが、一層明確に三つのポリシーと関連づけて、より分かりやすく示すための具体的な検討が必要である。

また、近年、注目されている学習成果の可視化や数値化についての取り組みには大きな課題があると考えられる。単に単位修得のみを学習成果とすることなく、建学の精神に基づく人間力の向上など数値化が難しい教育の成果をどのように評価するか、学生がどのように活用していけるか等について検証する必要がある。

[区分 基準 I-B-3 教育の質を保証している。]

■基準 I-B-3 の自己点検・評価

(a) 現状

建学の精神「人それぞれに天職に生きる」に基づき、本学の教育目的及び学科の教育目標が教育現場で着実に具現化し、教育の向上・充実を図るための組織的に実施する仕組みとして、教授会、学科会議及び教授会の下に設置された各種委員会がある。各種委員会は学科から選出された教員と関係部署職員から構成されている。教員及び職員は必ずいずれかの委員会に所属し、教育の向上・充実に全学を挙げて取り組んでいる。

学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令変更は文部科学省の通知を教務課が確認し、教務・教職課程委員会が内容を精査し、学則や関係規程の改正案を検討立案し教授会に提案するなど適切に処理している。また FD 委員会は関係法令の変更や中央教育審議会答申など文部科学省が発表する資料を逐次点検し、関係のある事柄については教職員全体の理解が深まるように努めて教育の質を保証する取り組みの一翼を担っている。また SD 委員会がなかった状態であったが、平成 28 年度途中より、FD・SD 委員会へ移行(資料番号：備付 65)するとともに、芦屋大学と連携し、FD・SD 研修を開催した。(資料番号：備付 33)

また、本学の教学 PDCA サイクルとして、各科目におけるディプロマポリシー達成のためのカリキュラムポリシーの達成度測定を平成 29 年度シラバスから掲載することとなった。これらの評価を提示し、その目標に沿って、授業運営を行うこととし、学期ごとに、学生アンケートとして、授業評価を行い、双方向の自律した検証ができるようにしている。これらのアンケートは FD・SD 委員会より実施している。そのアンケート評価の結果は、集計・分析を得て、教員各自に返信し、教員は授業内で学生に対し改善方法を反映する仕組みをとっている。FD・SD 委員会からの提示により、教員はその結果を見て、授業改善に役立てるようにしている。また、達成度測定の評価指標は、点数による成績と GPA による評価方法を採用している。これらのことから、一定の教学 PDCA サイクルは連動し機能していると思われる(資料番号：備付 30、31)。

学習成果を焦点としたアセスメントにおいて、教育課程が学習成果を正しく測定する条

件を充足しているかどうかの視点が重要である。言い換えるならば、学生が学習によって開発すべき能力や達成すべき成果を獲得するためには、学ぶ環境の事前評価が必要であり、そのコアの教育課程のあり方が最も問われる。しかし本学の教育課程は、2年間で幼稚園教諭二種免許と保育士資格を取得する目的で編成されていることから授業科目の配置にはほとんど自由度がない。そこで教務委員会は平成24年度に平成25年度からの幼児教育学科の教育課程の見直しをここ数年間課題となっていたカリキュラムマップ策定の視点から実施した。既に平成23年度用カリキュラムマップと平成24年度用カリキュラムマップ策定の点検・評価においてカリキュラムマップの目的やその策定要件に関する知識に不足があったことが指摘されている。平成24年度に入り教務委員会とFD委員会は本格的に情報収集に取り組み、「学習内容の順次性」「科目間の内容の関連性」「科目到達目標との関連性」を考慮した教育課程が学生の学習成果獲得で重視すべき項目であり、カリキュラムマップに表現すべき要件であることを把握した。そこで平成25年度用カリキュラムマップはこれら一連のPDCAサイクルの組織的な取り組みを活用して、内容の関連性と科目到達目標の関連性から幼稚園教諭免許課程と保育士資格課程の授業科目を学習・教育目標別に6系統に分類し、開講時期を再検討したカリキュラムマップ試案を幼児教育学科に提案した。このカリキュラムマップ策定はPDCAサイクルによる改善の成果といえる。

加えて、平成28年度には、建学の精神である「人それぞれ天職に生きる」を基盤とした、ディプロマポリシー「Ashiya ABC Abilites」とカリキュラムポリシー「自己実現力」の突合を行い、関連性を担保させる体系化を行った。この検討は教務・教職課程委員会及び自己点検・評価委員会を中心に行ったが、突合に整合性があるのか検討の余地が残されている。しかしこれらの作業から、カリキュラムマップの再検討を行い、平成29年度より「授業概要」に掲載できるようになり、学生への周知への一助となったことは前述のとおりである。

さらに、各種のアンケートを通じて学習成果の査定を行っている。卒業直前の2年生対象に学習成果を含めて幅広い内容で実施する卒業時アンケート（資料番号：備付16）、卒業後数年経過した既卒生対象に実施するアンケート（資料番号：備付19）、1年生終了時に行う在学生アンケート（資料番号：備付17）を通じて、教育課程への満足度等を把握し、結果を教授会、学科会議、各部署内で共有することで、教育の向上・充実のためのPDCAサイクルとしている。

また、各学生レベルでは毎年度終了時ごとに作成する「履修カルテ」（資料番号：備付10）が学習成果を具体的に測り教育の質を保証する一つの手法である。学生は最終的に2年間を通じて自己の学びの到達度を自己分析することにより、教員として必要な資質能力獲得の到達度を確認する。学生が、教職・保育職に就く自覚を高め、意欲を持って自己課題と向き合う機会となっている。学生が記入した履修カルテは、担当教員が確認しコメントを記入する形で、教員が学習成果を査定する機会にもなっている。

## (b) 課題

日々法令遵守に努めているが、国が示している教育課程及び保育制度の大きな改革について、組織全体として一層の情報収集と理解が必要である。研修会や学会等への参加意欲

を喚起し、その推進体制を整備することが求められる。

学習成果の査定は、教育課程全体の中でより体系的・効果的に実施できるよう、検討を重ねることが必要である。ここの取り組みについては、以下の三点が課題である。第一に「履修カルテ」は、学習成果の査定に役立っているが、活用は作成時（毎年度末）に限られた面があり、二年間全体を通じた学習成果の経過の記録と確認、より積極的な活用のために改善を検討する余地がある。第二に教育の質の外部からの査定について、就職率や日々の保育現場とのつながりに加えて、就職先からアンケート調査を行うなどの量的データを把握する必要がある。第三に各種アンケート（卒業時（2年生対象）、在学生（1年生対象）、既卒生）の結果は組織的に十分共有しているが、活用は個々の教職員や部署内に任される面も大きいいため、PDCAサイクルの明確化が必要である。

### ■テーマ 基準 I-B 教育の効果の改善計画

教育目的・目標については、建学の精神や三つのポリシーと共に、組織全体として検討する機会を設定し、また定期的な点検の仕組みをより明確化する。

学習成果の量的・質的なデータ測定方法と、活用をより意識した PDCA サイクルの一層の確立は引き続き検討課題であり、教務・教職課程委員会を中心に、自己点検・評価委員会及び学科として具体的な対応を検討する。

学生に学習成果をより分かりやすく伝えるための一方法に GPA があるが、前述のとおり、本学では特待生継続審査及び教育実習参加条件に用いているのみであり、一層の利用価値を検討する。

また、授業計画（授業概要）を詳細に点検する体制を構築すると共に、毎回の授業で到達目標が示される形を組織的に浸透させることで、学習成果の確実な獲得と教育の質の保証に活かす。また、教育目的・目標と学習成果について、入学前の高校生や保護者等へも一層の周知を図る。

教育の質の保証については、教職員の研修会等への参加を、FD・SD委員会を中心に推進し、一層確実な法令遵守に努める。

しかしながら、教員間の授業相互見学や、カリキュラムポリシーの達成度測定と成績の関連性について詳細な分析は行っていない。本学は多様な学生が入学し、きめ細かい対応が求められている。そのことから、詳細なスクリーニングと、教職員の情報共有が求められている。特性のある学生への対応について、それらの状況を鑑みた指導方法やその共有については、これからの課題である。

学生に対しては、授業評価アンケートをふまえた教員からのフィードバックコメントを公開するなど、教育の質の保証の一手法として検討中である。

**基準 I - B 資料一覧**

<提出資料>

- 提出 1. 学生便覧 [平成 28 年度]
- 提出 2. 入学案内 [平成 28 年度]
- 提出 3. 入学案内 [平成 29 年度]
- 提出 6. 芦屋学園短期大学学則
- 提出 7. 授業概要 [平成 28 年度]
- 提出 12. ウェブサイト 「学科紹介」
- 提出 13. ウェブサイト 「ディプロマポリシー」

<備付資料>

- 備付 4. 授業概要の抜粋 [平成 29 年度]
- 備付 9. 資格取得状況表
- 備付 10. 履修カルテ
- 備付 16. 卒業生アンケート (平成 28 年度卒業生対象)
- 備付 17. 学生生活に関する調査 (平成 28 年度 1 年生対象)
- 備付 19. 平成 26・27 年度卒業生アンケート
- 備付 23. カリキュラムマップ
- 備付 30. 学生による授業アンケートへの対応について (報告書)
- 備付 31. 同評価結果
- 備付 33. FD・SD 活動記録
- 備付 65. 芦屋学園短期大学 FD・SD 委員会規程
- 備付 68. 試験に関する規程
- 備付 68. 特待生継続審査内規

[テーマ 基準 I-C 自己点検・評価]

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制が確立し、向上・充実に向けて努力している。]

■基準 I-C-1 の自己点検・評価

(a) 現状

本学は「芦屋学園短期大学自己点検・評価実施規程」(資料番号：提出 8) に従って自己点検・評価委員会を設置している。また、日常的な点検・評価活動は、毎月定例で開催されている学科会議や各種委員会において PDCA サイクルを用いて課題を抽出し、前後の策を検討しながら改善に取り組んでいる。

具体的には第一週を各種委員会会議、第二週を学科会議、第三週を教授会、第四週を自己点検・評価委員会会議とする「芦短月間 PDCA サイクル」(委員会で推挙した課題を学科会議、教授会の議案として、その議決の記録や認証が正しく行われていたかを自己点検で確認するサイクル)(資料番号：備付 6) を平成 28 年度から実施している。

また、同じく平成 28 年度より実施している各種委員会による「PDCA 評価表」(資料番号：備付 7) は一年間を通じての委員会活動の PDCA サイクルであり、最終的には学長評価となっている。

自己点検・評価委員会は平成 22 年度の第三者評価受審後、短期大学基準協会の新基準を用いた点検・評価活動を平成 23 年度以降、隔年で実施した。平成 24 年度、平成 26 年度の報告書を更新作成し、平成 28 年度の報告書作成となるが、平成 28 年度を対象とした平成 29 年度の自己点検・評価報告書の対象年度となることから、レビューとして、平成 27 年度を対象とした自己点検・評価報告書(基準 I、II) をまとめた。

なお、自己点検・評価報告書は学内・学園内に配付すると共にホームページに掲載している。平成 27 年度も新基準に沿って公開している。

(b) 課題

本学は「芦屋学園短期大学自己点検・評価実施規程」第 6 条で「文部科学大臣が認証する評価機関が政令で定める期間ごとに行う認証評価」への対応を自己点検・委員会が担当することを定めている。前回の認証評価に臨む自己点検・評価委員会には理事長補佐と事務局長が参加した。中央教育審議会の答申、大学改革に関する文部科学省の見解が矢継ぎ早に発信される今日、学内の日常的な点検・評価活動を理事会と事務局が経営目標の一環としてより強固に検証することが求められている。理事会と事務局とのさらなる情報の共有化を促進するための方策を検討したい。

■テーマ 基準 I-C 自己点検・評価の改善計画

「芦屋学園短期大学自己点検・評価実施規程」はそれまでの自己点検・評価に関する規程を見直し、平成 18 年 10 月 25 日に新たな規程として制定された。規程は、自己点検・評価の実施組織として自己点検・委員会を置くことを定めている。また、点検・評価の対象領域、委員会の構成、委員長の選出と委員会の運営、委員会の任務、教授会への報告と公表、さらに自己点検・評価の活用と検証についても規定している。

委員会構成は、学長、学科長、ALO、FD 委員長、入試委員長、教務委員長、学生委員長、教務課長、学生課長、学長が指名する専任教員 1 名、担当部署職員 1 名からなっている。しかし学科長、各種委員会委員長、課長が構成員であることによって定例の学科会議や委員会を通じて日常的に自己点検・評価を実施することが可能となり、個々の日常的な取り組みの情報を全教職員が共有することを可能としている。この仕組みの下で本学の教職員は日常的に全員参加で自己点検・評価活動を行いながらその成果を日常の業務の改善に活用している。自己点検・評価の活用については「芦屋学園短期大学自己点検・評価実施規程」第 5 条に「学長、学科長および部署の長は、自己点検・評価の結果を、教育・研究並びに管理運営の向上および活性化に活用するものとし、改善項目及び改善方策が示されたものについては、その改善に努めなければならない」と明記されている。自己点検・評価委員会の動向は教授会で毎回報告され、その成果は学内で共有されている。

なお、自己点検・評価報告書はホームページに掲載されている。直近の自己点検・評価報告書公表は平成 27 年度分で、「教育情報の公表」と共に公表に努めている。(資料番号：備付 5)

今後、単科短期大学における各種委員会のあり方を検討し、これまでの多様性を揃えた委員会活動が維持できる組織と活動のあり方を構築したい。そのために他大学との相互評価を行い、情報を求め、各種委員会活動、自己点検・評価活動のさらなる改善に取り組む。

## 基準 I - C 資料一覧

### < 提出資料 >

- 提出 8. 芦屋学園短期大学自己点検・評価実施規程

### < 備付資料 >

- 備付 5. ウェブサイト「自己点検・評価」  
備付 6. 芦短月間 PDCA サイクル  
備付 7. PDCA 評価表

## ■基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の行動計画

建学の精神に対する学生および教職員の理解、周知などに関しては、従来の取り組みを継続していく。さらに、本学のあらゆる教育活動が建学の精神と教育の目的に基づくものであることを定期的に確認・点検する機会を増やしていくことが重要である。

学習成果を評価する方法に関しては、既存の定期試験、レポート、「授業評価アンケート」など、資格・免許認定に併せて、学科において、より客観的に量的・質的データを収集・分析できる方法の導入が検討されるべきである。

「自己点検・評価報告書」は、事務室での閲覧が可能となっているほか、学内外に効果的に公開できるように、本学ホームページ上で公表している。また、「授業評価アンケート」は、学生一人ひとりの意向を大切にするため少人数授業を含め、すべての授業で実施している。しかし、調査の妥当性や信頼性を確保する上で、少人数制の授業へのアンケート実施のあり方について、今後、方法の工夫が必要である。

### ◇ 基準Ⅰについての特記事項

(1) 以上の基準以外に建学の精神と教育の効果について努力している事項。

#### ●体験学習の実施

幼稚園教諭、保育士を養成する保育者養成校では、「教育実習」「保育実習」のような、実際に子どもの前に立ち、指導をする経験を積む機会を得ながら、基礎教育、専門教育を行っている。その中で、様々な体験を通して学びが深まり、高まることが求められている。

本学は、保育者養成校として、体験学習が学生に及ぼす影響を明らかにすることにし、体験学習の定義を「実際にその活動に参加して、大学で学んでいる理論や専門的な技術を可能な限り実践しながら学ぶ学習」とした。このように体験学習の機会を得た学生の事前事後の自尊感情の変化、各大学のディプロマポリシーの理解の深まりの変化について調査し、保育者養成校における体験学習の可能性について検討している。

(2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

特になし

**【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】****■基準Ⅱの自己点検・評価の概要**

本学は、建学の精神「人それぞれに天職に生きる」に掲げる人材を輩出し、それに基づいた教育を提供していくため、平成 22 年度以降にディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーの体系化が整えられ、入学案内や募集要項、本学ホームページなどの媒体に加え、入試説明会、進路ガイダンスを通して周知されている。

それらを実質的なものとするために、教育の質保証を第一に考えた「授業概要」の内容を平成 28 年度に検討し、平成 29 年度より改定した。現在も改善を検討している。

また大学をあげて、学生支援のために、それぞれの教員が資質向上につとめ、きめ細かい面接を行っている。実習訪問担当は全教員で実施し、その担当が中心となって日々の相談に乗るように努めている。

教育においては、入学前教育からはじまり、入学当初のオリエンテーションを実施している。これらのオリエンテーションはこれまでの高校生活での学習から、大学における学習への意図を理解する場として機能している。それ以外にも入学前教育では、多様な学生への対応を想定し、健康管理センターや、カウンセリングルームと連携しながら、学生のメンタルヘルスについて相談窓口などの周知を行っている（資料番号：備付 22）。

学生はクラス担任制のもとで日々の相談ができる体制としている。カリキュラムは自由度が低く空き授業が少ないが、その中でも、選択科目に配慮し、学生が自律的な学びができるように工夫を行っている。

学生の健全な心身維持のため、芦屋大学との連携によるカウンセリングルームを設置している。また健康管理センターにおける心身の不調への対応を受けることも可能としている。

進路支援については就職部が管轄している。1 年生から就職面談を実施し、方向性について検討できる機会を設けている。また、担任教員や卒業研究担当教員などの教員及び学生課、教務課の職員に相談する学生も多く、就職部と連携をとりながら進路支援を行っているだけでなく、学科会議に就職部職員が参加し、学生の情報共有の場となっている。

**自己点検評価に基づく行動計画**

授業評価をこれまで以上に建学の精神やディプロマポリシーに沿った内容に改善していく必要がある。また、将来は評価基準の可視化を目指し、ルーブリックの検討も必要である。

学生の多様化に伴い、学習進度が本人の特性とマッチしない状況を改善する手立てを検討することも必要となる。教育方法は画一的な手法による解決は図れないため、ポイントが明確になるための本人のアセスメントとスクリーニングによる教育効果の底上げが求められている。

全体的に規範にのっとり、教育課程における学内運営、学生指導は行われているが、評価方法、シラバス記載上の達成度評価、FD・SD を中心とした短期大学教職員の資質向上など、標準化を意識したノウハウの蓄積ができるよう努める。

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

[区分 基準Ⅱ-A-1 学位授与の方針を明確に示している。]

■基準Ⅱ-A-1 の自己点検・評価

(a) 現状

本学では、建学の精神「人それぞれに天職に生きる」を礎に、その上に学章の意図、実践綱領を提唱し、さらにアドミッションポリシーを示した上で、学位授与の方針（ディプロマポリシー「Ashiya ABC Abiliteies」）を示しており、さらには学科の学習成果「自己実現力」（カリキュラムポリシー）につながっていく。

この「Ashiya ABC Abilities」は二年間の学生生活で目指す学習の成果を、平成 20 年度にまとめたものであり、二代学長福山重一博士の「学章の AC は、物事のはじまり、基本をあらわす『ABC』である。基本に忠実に、そしてしっかりと身につけることにより勉学と学問の基礎を築くことができる。何事かをなさんとするとき、最初の『ABC』をおろそかにしてはいけない。」（学章の意図）に由来するものである。

以下に、本学の学位授与の方針（ディプロマポリシー）を記載する。

●「Ashiya ABC Abilities」（ディプロマポリシー）

コア科目・教養科目・学科専門科目での学修、学校行事、クラブ活動及び社会活動への参加を通して培う力を下記の三つの視点から示している。この三つの視点では各項目において目標とする培う力「できる」が学科専門科目の到達目標や学習成果との関連性を有している。

○知識・理解

- ・現代社会を認識し理解することができる。
- ・地球的視野で多文化・異文化を尊重することができる。
- ・日々の生活の中に美しさや楽しみを見つけることができる。

○汎用的技能

- ・自分の意見を分かりやすく伝え、相手の意見を丁寧に聴くことができる。
- ・多様な情報を適正に判断し、効果的に活用すると共に目的に応じた文書・資料を作成することができる。
- ・問題の解決に積極的に取り組むことができる。

○態度・志向性

- ・チームを組んで協調しながら課題や作業に取り組むことができる。
- ・社会の一員としての義務と権利を正しく理解することができる。
- ・卒業後も継続して学習に取り組むことができる。

卒業要件は、本学に二年以上在学し、必修 3 科目 4 単位（ガイダンスⅠ・Ⅱと卒業研究）を含み 64 単位を修得することと定めている（学則第 24 条）（資料番号：提出 6）。また、規定単位を修得した者に、教授会の議を経て学長が卒業を認定するとしている（学則第 25 条）。学位授与は、規定により卒業した者に、「芦屋学園短期大学学位規程」（資料番号：備付 68）第 2 条及び第 3 条の定めるところにより、「短期大学士（幼児教育）」の学位授与を定めている。

また、これは、学習・教育目標である「学生が卒業までに開発すべき能力、達成すべき成果」を卒業時点において身につけていることである。つまり、本学の「建学の精神」と学科の「教育目標」に基づき、保育者としての「生きる力」「感じる力」「表現する力」からなる「自己実現力」(カリキュラムポリシー)を身につけた者に「短期大学士(幼児教育)」を授与するとしている。

成績評価の基準は、学則及び「試験に関する規程」(資料番号：備付 68)に規定されており、A(90～100点、秀)、B(80～89点、優)、C(70～79点、良)、D(60～69点、可)、F(60点以下、不可)で表し、A、B、C、Dを合格として単位が与えられる。また、学習の評価を総合的に判断する指標として評定平均値(GPA)を用いている(学則第 23 条)。また授業概要に授業科目ごとの成績評価の方法・基準が明示されている。

資格取得の要件については、学生便覧に教育課程、「幼稚園教諭免許課程に関する規程」、「保育士養成課程に関する規程」を記載し、免許・資格取得に必要な事項を明示している(資料番号：提出 1、P36)。幼稚園教諭二種免許状と保育士資格の取得要件は、卒業要件を満たした上で、それぞれに定めている単位全てを修得することとしている(学則第 16 条)。

以上のように、本学の学位授与の方針(ディプロマポリシー)は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を含めた上で成り立っていることがわかる。

学則は学生便覧に全文が記載されている(資料番号：提出 1、P3)。また、学位授与の方針(ディプロマポリシー)も学生便覧に記載し(資料番号：提出 1、前段部分)、入学時や新年度の学生への履修指導時に用いて説明を徹底している。また、ホームページの「教育情報の公表」に掲載され、学内外に広く周知されている(資料番号：提出 13)。

学位授与の方針(ディプロマポリシー)は教育・学問の分野を明確に表現し、学習によってどのような力を身につけたかが明示されていることで保育職関連の活躍の場が想定されやすく、社会的通用性があると考えられる。

また、平成 28 年度において、教務・教職課程委員会、学科会議及び自己点検・評価委員会を中心に、従来のものに代わる新しいカリキュラムマップを作成した。これにより、学位授与の方針(ディプロマポリシー)とカリキュラムポリシーの関連性が一層明確になった。さらに、平成 29 年度授業計画や授業概要作成にあたっては、各授業の到達目標欄に学位授与の方針(ディプロマポリシー)とカリキュラムポリシーの関連を表示し、あわせて受講生にわかり易い表現で説明している。これについては、基準Ⅱ-A-2 で詳細を後述する。

このことは、非常勤教員も含めた全教員が、教育目的・教育目標とともに、ディプロマポリシーを確認し、学習成果の達成に向かって始動できる体制が整備されたといえる。

## (b) 課題

今後も学位授与の方針(ディプロマポリシー)の学内外への表明としては、オープンキャンパスや高校での体験学習、出張授業などを通して活発に行い、高校生、保護者、高等学校教員への周知を図っていくが、このことは実習先や就職先も対象に新たな試みとして取り組む必要がある。

また、保育者に益々幅広い専門性が求められる今日である、本学が教育目的・目標、ま

た学位授与の方針（ディプロマポリシー）に示し育成する「豊かな人間性と高い専門性」を有する保育者は、社会から大いに求められていると捉えられる。しかしながら、さらに保育現場や保護者および広く地域の求める保育者像について知るために、各教員が実習訪問時に個別に聞き取りを行い、学科会議において共通理解を図っている。今後もこれらを学位授与の方針（ディプロマポリシー）に反映させるため、自己点検・評価委員会や、学科会議、教授会等において三つのポリシーの検討を重ね、より一貫性とわかり易さをもたせることを目指す所存である。あわせて、本学卒業時にどのような力が身についているのか、そのプロセスも含めて、教員と学生の双方が確認していく手立てを今後も考案、試行していきたい。

**[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針を明確に示している。]**

**■基準Ⅱ-A-2 の自己点検・評価**

**(a) 現状**

本学では、学位授与の方針であるディプロマポリシー「Ashiya ABC Abilities」に定められた能力を幼児教育学科の学習成果として示すことができるよう、教育課程編成・実施の方針として、保育者としての「生きる力」「感じる力」「表現する力」からなる「自己実現力」（カリキュラムポリシー）を定めている（資料番号：提出1、P35）。

これは、平成21年度に学科として改めて、建学の精神「人それぞれに天職に生きる」、学章の意図、実践綱領及び学科の目的・教育目標を再検証した結果、「自己実現力」をカリキュラムポリシーとして定めた経緯がある。

これに従い、本学では幼稚園教諭二種免許状と保育士資格の両方を二年間で取得できるよう、学習成果に対応した授業科目を実習時期や学年を考慮し、順調に学びを進められるように編成している。また、学生、教職員が共通理解のもとで学びを形成していくことができるよう、「授業概要」（資料番号：提出7）における科目の到達目標記載欄に、ディプロマポリシー「Ashiya ABC Abilities」に示されたどの力とどう連動するかを明示する欄を設置しており、各授業科目とディプロマポリシーとの繋がりを、整合性をもって確認できる形としている。

教育課程（資料番号：提出1、P14～15及びP36～37）はコア科目、教養科目、学科専門科目から編成している。

コア科目（「ガイダンスⅠ」「ガイダンスⅡ」）は、卒業必修科目で入学時から卒業時に渡る形で設置されている。この科目では、学生自身が学生生活・学習のあらゆる面で自己の能力や個性を最大限に発揮し、社会人となっても主体的に学ぶ姿勢を形成することを目的としている。そのため、専任教員は学生自身の能動的学習姿勢の涵養をねらい、実践的なプログラムを取り入れ、適宜、指導、援助、助力することを重視している。平成28年度には、これまで専門教育科目において取り入れていた「乳幼児ふれあい体験（赤ちゃん先生）」、「障がい者ふれあい体験」を、コア科目である「ガイダンス」にも取り入れた。その経緯としては、平成27年度から本学において実施していた「乳幼児ふれあい体験（赤ちゃん先生）」、「障がい者ふれあい体験」による学生の学びが、保育者養成教育のみな

らず、学生が登学時に目にする場所に掲げている本学の建学の精神「人それぞれに天職に生きる」と、その三大実践綱領「独立と自由・創造と奉仕・遵法と敬愛」（自由の本質をわきまえ、独立の心を養う／創造力を培い、すすんで社会に奉仕する／規律を守り、互いに敬愛する心を育てる）で示されている内容に相応しいと学科専任教員の全てが判断したことによるものである。それにより、「乳幼児ふれあい体験（赤ちゃん先生）」、「障がい者ふれあい体験」は、卒業必修科目である「ガイダンス」において、保育者及び本学の学生として必要なコミュニケーションスキル、問題解決力、チームワークなどの力を高め、身につける内容として編成し、実施している。

一般教養科目については、前回（平成 22 年度）の評価において、継続的な質保証を図り、主体的な改革・改善を促すための課題として、評価領域Ⅱ教育の内容において「幼児教育学科は、免許・資格の取得要件において、基準を大きく上回る単位数を設定しているが、他の短期大学等と比較して学生の負担が大きい。基準以上に学ばせたい科目は必修として縛るのではなく、選択科目として設定して履修指導をするとともに、学生が学びたくなるような魅力ある科目とすべきである。」との意見を受けて、見直しを行った。前回評価時（平成 22 年度）は全学教養科目数が 26 であったが、平成 28 年度の教養科目数は 12 である。科目数縮小の背景としては、前回の評価で得られた意見に基づく教育課程の見直しに加え、幼児教育学科のみの単科の短期大学になったことも大きな要因である。（前回、評価時は生活創造学科、幼児教育学科、文化福祉学科の三学科体制であったが、文化福祉学科は平成 21 年度から募集停止、生活創造学科は平成 24 年度から募集停止となっている。）

学科専門科目は、前述のように実習実施時期を視野に入れ、1 年次に保育に関する基礎的な内容の科目を多く配置し、段階を追って専門性を高める科目を学ぶことができるようにすることを考慮して教育課程を編成している。保育に必要な専門的知識は、講義での学びをもとに、演習や実習科目での実践的な学びに繋げ、専門性と実践力が身につけられるようにも配慮して編成している。

特に実習科目は本学の根幹をなすもので、保育・教育施設や社会福祉施設での現場経験のある専任教員がチームで学生指導に当たり、平成 26 年度に設置した保育実習室Ⅰ、Ⅱ、Ⅲを活用して実習指導に注力している。各実習の事前事後指導では、学生の主体的な学びを促すため、模擬保育やグループワークの取り組みに加え、実習記録や指導案作成、エピソード実習記録の書き方などについては説明だけでなく、視聴覚教材を用いて保育の様子を見せ、実際に記録させ、添削したものを返却、修正して再提出させるなどといった実践的な課題を多く取り入れている。

また、本学の教育課程において、実習関連で特に力を入れていることは、保育現場と連携した授業を実施していることである。一例を挙げると、「保育実践演習」の一環として免許取得に必修の学外実習とは別に、体験実習として保育体験実習を実施していることである。この体験実習は入学後の早い時期（5 月の連休明け頃）に実施することで、その後の学習への動機付けを目的とした実践的な授業となっている。また、保育実習指導や教職実践演習の一部の授業においても、同法人である芦屋大学附属幼稚園と連携し、子どもたちの前で保育実践を行う内容や、子どもたちの活動する姿を観察し、子どもの理解を深める授業内容を取り入れ、保育者としての実践力を高める内容に編成している。

成績評価は、学則第 21 条 2（成績評価基準等の明示等）、第 23 条（学習の評価）（資料番号：提出 6）と「試験に関する規程」（資料番号：備付 68）、及び授業科目担当者が授業概要に示した成績評価の方法・基準に基づき、厳格に対応されている。評価については学生便覧に明示し（資料番号：提出 1、P30～33）、100 点をもって満点とし、90 点以上を A、80 点から 89 点までを B、70 点から 79 点までを C、60 点から 69 点までを D、59 点以下を不可または F としている。また、成績評価は素点で示すに留まらず、学生自身が学習成果をより明確に理解できるように GPA 値での評価も実施していることは前述した通りである。成績評価の基盤となる定期試験については、定められた「試験に関する規程」を、コア科目である「ガイダンス」内において毎学期の定期試験前には全学生に配付の上、説明を行い、厳格に実施している。

実習科目の成績評価は、各実習において実習先からの評価を中核としつつ、実習事前事後指導での提出物等を含めて点数化し、実習科目担当教員が協議し、厳格に評価している。

本学の「授業計画・授業内容（シラバス）」は、「授業概要」（資料番号：提出 7）に次の内容で記載されている。＜授業科目名、授業担当者名、授業形態、単位数、配当学年、学期、【授業の概要】、【到達目標】（1. 知識・理解、2. 思考・判断、3. 関心・意欲、4. 態度、5. 技能・表現）と「Ashiya ABC Abilities」への対応、【授業計画】として授業時間回数ごとの授業の内容と準備学習としての授業時間外の学習、【購入テキスト】、【参考書・資料】、【成績基準】＞としており、評価の方法となる【成績基準】については、「定期試験」（筆記試験％、レポート％、実技試験％）、「中間試験」％、「授業内提出物等」％、「ホームワーク提出物等」％、「授業への取組姿勢」％、「その他（具体的に）」％、と評価の割合も含めて詳細に区分し、成績評価の方法・基準を明確に示している。

教員配置については、各教員の業績・資格（資料番号：備付 42、43）を基に行っており、授業科目担当者一覧表、時間割表（資料番号：提出 9、10）に示すとおりである。非常勤教員の配置についても、各々の専門分野と業績を基に行っている（資料番号：備付 44）。また、特に保育現場との連携授業を実施している保育実践演習といった科目や実習指導については、豊かな現場経験を有する非常勤教員を複数員配置し、実践的な指導を行っている。

教育課程の見直しについては、幼稚園教諭免許状と保育士資格に関わる法令改正時には、それに対応した教育課程の見直し及び修正を、教務・教職委員会を中心に行っている。ディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーと各授業科目の関連性を教員自身がより理解し、学生の学びを保障するため、平成 24 年度の FD 研修では非常勤教員を含む教職員でカリキュラムマップを作成した。その後、平成 25 年度の授業概要より、各授業科目の【到達目標】としてディプロマポリシーに示された項目欄を設置したのであるが、未記入の科目も見受けられた。こうした状況の点検を行う中で、平成 28 年度に、教務・教職課程委員会を中心としてカリキュラムマップと授業概要の改訂という二つの大きな変革を行った。

カリキュラムマップの改訂は三つのパターンで作り直した。一つはディプロマポリシーとカリキュラムポリシーの相関図、二つ目はこれを詳細に文字に起こし、かつ表にまとめたもの、三つ目はカリキュラムポリシーと教育課程の関連性を表で示したもの、である。（資料番号：備付 23）

授業概要の改訂についてはこのカリキュラムマップを用いて授業概要を作成するよう教務課より詳細な説明、授業概要記載書類等の配付を行い、平成 29 年度の授業概要に反映されている（資料番号：備付 4）。

これにより、専任教員・非常勤教員を含む全授業担当者が、自身の担当科目のディプロマポリシー、カリキュラムポリシーとの対応や、そこでの位置づけをより明瞭に自覚する機会になった。

また、授業の保証についてであるが、平成 26、27、28 年度の学生便覧には 15 回までの授業計画を記載しておらず、新年度に入り、非常勤教員とも日時を調整しながらその都度、実習等で授業が実施できなかった分を補講として 5 限目や、時間割表等に照らし、空いている箇所等で実施をしている実情があった（資料番号：備付 11）。事前に補講予定を掲示しているが、新年度開始時に 15 回分の授業計画について明示する必要があるとの判断から、平成 29 年度より授業概要（資料番号：備付 4）及び学年暦（資料番号：備付 12）に 15 回の実施を明記するよう改善している。

なお、通信による教育は、本学は行っていない。

#### (b) 課題

学生及び教職員に、新たに改訂したカリキュラムマップ、授業概要の周知徹底を図り各学生の学習成果に反映させること、及び、教員の教育活動、研究活動に反映させることが必要であり今後の課題である。引き続き、教務・教職課程委員会、自己点検・評価委員会、FD・SD 委員会等と連携し、カリキュラムマップ、授業概要が本来的な意味で、学びの質保証に寄与するものとなるよう、検討、工夫を重ねたい。

そのためにも今後、改訂したカリキュラムマップ、授業概要が学習成果測定の指針となり得たかを検証していく必要がある。

また、成績評価は授業ごとに素点で示すとともに、学生が自分の学習成果をより明確に理解できるように GPA 値を採用している。現在、学生に配付する個人成績表には各授業科目の素点を記載しており、GPA 値は個人面談で学生に伝える形式を採っている。今後、学生自身が学習姿勢を振り返り、学びへの意欲を向上させるきっかけとして、GPA 値も成績評価表に素点と共に示すなど、GPA 値をより意識、活用できる環境を検討することが課題である。

#### [区分 基準Ⅱ-A-3 入学者受け入れの方針を明確に示している。]

##### ■基準Ⅱ-A-3 の自己点検・評価

#### (a) 現状

学科の学習成果に対応する入学者受け入れ方針（アドミッションポリシー）は、募集要項の冒頭に明確に示し（資料番号：提出 4、5）、ホームページでも公開している（資料番号：提出 14）ほか、入学案内にも記載している（資料番号：提出 2、3）。また、オープンキャンパスや、高等学校での進学説明会などにおいても説明を重ね、受験生や高等学校への周知に努めている。加えて募集要項には、建学の精神「人それぞれに天職に生きる」、学章の意図及び実践綱領を記載し、本学の教育の根幹を明記しており、その上で、「入学

者受け入れ方針（アドミッションポリシー）」と、「入学までに身につけてほしいこと」を示している。さらには、入学後の二年間の学びとして本学独自のディプロマポリシー「Ashiya ABC Abilities」を掲載し、学びの道筋を示し、入試からの一貫性を持たせている。

以下に本学の「入学者受け入れ方針（アドミッションポリシー）」及び「入学までに身につけてほしいこと」を記載する。

●入学者受け入れ方針（アドミッションポリシー）

保育者の役割と倫理を理解し、子どもと保護者、および地域社会との協働をとおして、専門職的成長を目指し実践したい人を求めています。

- ・保育者に求められる専門的知識や倫理観をしっかりと身につけたい人。
- ・保育を学び、子どもや保護者を積極的に支援し、社会の役に立ちたい人。
- ・子どもへの理解を深め、人との相互的にかかわりを大切にし、子どもを取り巻く環境と深くかかわりたい人。

●入学までに身につけてほしいこと

- ・他人の話聞き、相手の気持ちを尊重することができる。
- ・自分の意見を明瞭な言葉と文章で表現できる。
- ・規則正しい生活習慣を身につけている。
- ・学校外で人と関わる様々な社会経験を体験する。
- ・保育への関心、保育者になりたいという明確な意志をもっている。
- ・保育の現場で土台となる基礎力（礼儀作法・掃除を含む整理整頓等）を身につけている。

入学者選抜の方法については、入試制度別に募集要項において明確に示している。主に書類審査と面接試験において受験生の資質を把握し、評価している。以下の表は、平成29年度入学者選抜の方法と書類審査及び面接試験の採点を示したものである。（資料番号：備付13）。

入試制度	入試制度説明	選考方法
AO入試（専願） A日程 B日程 C日程 D日程	本学の教育目標を深く理解した上で、入学を強く希望し、学科についての興味・関心を持った人物を多面的・総合的に評価し、選考。	・エントリーシート提出 ・AO面談 ・高等学校の調査書
自己推薦入試（併願） A日程	出身学校長の推薦は必要なく、受験可。 勉学・体育・芸術・特別活動などで活躍した者や、各種資格、検定において	・面接（志望学科の理解と将来の進路について） ・書類審査（自己推薦理由書・調査書）

芦屋学園短期大学

B 日程 C 日程	優秀な成績を修めた者を選考。	・作文(既に定められているテーマ 800 字)
自己推薦特待生 入試(併願)  A 日程 B 日程 C 日程	自己推薦入試を受験する者で、さらに学力優秀と認められる者を特待生として選考。  I・II・IIIランク選別。	・面接(志望学科の理解と将来の進路について) ・書類審査(自己推薦理由書・調査書) ・作文(既に定められているテーマ 800 字) ・国語基礎力試験(日本語検定 3 級程度)
一般入試(併願)  A 日程 B 日程	出身学校長の推薦書は必要なく、受験可。	・小論文(試験当日与えられたテーマを選択 800 字) ・面接(志望学科の理解と将来の進路について) ・書類審査(調査書)
社会人入試(併願)  A 日程 B 日程	社会人(専業主婦・家事手伝い含む)に短期大学での学びを提供。保育職に関して学び、免許・資格取得を目指す方で意欲にあふれた方がチャレンジ可。	・小論文(試験当日与えられたテーマを選択 800 字) ・面接(志望学科の理解と将来の進路について) ・書類審査(調査書・卒業証明書等)
指定校推薦入試 (専願)  A 日程 B 日程 C 日程	学習成績全体の評定平均値が 3.0 以上で、学校長の推薦を受けられる者。	・面接(志望学科の理解と将来の進路について) ・書類審査(出身学校長の推薦書・調査書) ・作文(既に定められているテーマ 800 字)
指定校特待生推薦 入試(専願)  A 日程 B 日程	指定校推薦入試を受験する者でさらに学力優秀と認められる者を特待生として選考。  I・II・IIIランク選別。	・面接(志望学科の理解と将来の進路について) ・書類審査(出身学校長の推薦書・調査書) ・作文(既に定められているテーマ 800 字) ・国語基礎力試験(日本語検定 3 級程度)
芦屋学園高等学校 生対象特別推薦入 試(専願)	学校長が推薦した者。	・作文(既に定められているテーマ 800 字) ・面接

指定校推薦入試 (協定校)(専願)  A日程 B日程 C日程	学習成績全体の評定平均値が 3.0 以上で、学校長の推薦を受けられる者。	・面接(志望学科の理解と将来の進路について) ・書類審査(出身学校長の推薦書・調査書) ・作文(既に定められているテーマ 800 字)
指定校特待生推薦入試(協定校)(専願)  A日程 B日程	協定校特別推薦を受験する者でさらに学力優秀と認められる者を特待生として選考。 I・IIランク選別。	・面接(志望学科の理解と将来の進路について) ・書類審査(出身学校長の推薦書・調査書) ・作文(既に定められているテーマ 800 字) ・国語基礎力試験(日本語検定 3 級程度)

これらの入試選抜方法はいずれも「入学者受け入れ方針(アドミッションポリシー)」に対応している。なお、AO入試は、面接試験ではなくAO面談を行い、簡単なリトミック体験を受講の上、コミュニケーション能力を含め態度や意欲を評価している。特待生入試に関しては受験生支援という形で対策講座を開催し、出題傾向と選考基準を説明している。

(b) 課題

入学志願者を増やすことが最大の課題と考えている。そのため、「入学者受け入れ方針(アドミッションポリシー)」を高校生に具体的にわかりやすく伝える方法として、ホームページ上での映像紹介を検討している。

また、オープンキャンパスや高等学校訪問、各種進路ガイダンスなどでアドミッションポリシーをはじめとする三つのポリシーを周知し、一層の拡大を目指す。

さらに、保育者として働くことのイメージを明確に出来るような工夫を図り、入学後の教育に活かすために学生便覧への記載も検討したい。

[区分 基準Ⅱ-A-4 学習成果の査定(アセスメント)は明確である。]

■基準Ⅱ-A-4の自己点検・評価

(a) 現状

ディプロマポリシー「Ashiya ABC Abilities」に従い、カリキュラムを構成する個々の授業科目での具体的な学習成果は、授業概要(資料番号:提出7)に掲げられた到達目標の中に明示されている。授業概要には、ディプロマポリシーに基づいた科目の具体的到達目標が明示されており、学生たちが各科目を通して無理なく行動規範を獲得し学習成果を上げられるようにしている。また、カリキュラムマップにより、学生が卒業や資格取得ま

での見直しを持ち、学習成果の具体性や達成可能性、実際的な価値を捉えられるよう努めている。カリキュラムマップは以前より明示されていたが、獲得すべきディプロマポリシーとカリキュラムポリシーの具体的能力との関連性の見直しを平成 28 年度に図り、成果に至ったことは既に述べた。学習成果の査定は各授業科目の筆記、レポート、実技による定期試験、授業内提出物、ホームワーク提出物、授業への取り組み姿勢等の結果による修得単位の積み上げによって行われている。

学外実習科目（保育実習Ⅰ【保育所】、保育実習Ⅰ【施設】、保育実習Ⅱ、教育実習）については、実習園（施設）の評価と実習記録の内容などから総合的に判断することを授業概要に明記しており、評価を複数の教員で行うことで公平性を担保している。また、実習後は、自己評価と園評価により自己の振り返りの徹底化を図り、担当教員との面談を実施することで、実習での学習成果を質的な意味でも具体的に確認できるようにしている。

その教育課程を経て、学生の大半が幼稚園教諭二種免許状と保育士資格を取得することになるが、近年、様々な理由により二年間という修業期限内で資格取得に至らない学生が増加した（資料番号：備付 8、9）。履修方法の再検討を行った結果、平成 28 年度より、在学中の再実習を認める判断をした（但し、教育実習は除く）。これには、修業期限内（二年間）での資格取得の機会が増えるだけでなく、学習意欲の低下を防ぐ意味も含まれている。また、三年ないし四年（卒業後に科目等履修生として履修）での資格取得に向け、学習意欲が継続するよう本人、保護者、実習担当教員もしくは担任教員（または学科長）による三者面談での指導を行っている。平成 28 年度卒業生の資格未取得者の内、保育者志望学生の 100%（保育士資格 7 名、幼稚園教諭免許状 1 名）が、卒業後科目等履修生として資格取得を目指している。

資格取得状況表

幼児教育学科 免許・資格の名称	平成 26 年度			平成 27 年度			平成 28 年度		
	希望者	取得者	取得率	希望者	取得者	取得率	希望者	取得者	取得率
	人	人	%	人	人	%	人	人	%
幼稚園教諭二種免許状	61	58	95	63	59	94	46	35	76
保育士資格	61	56	92	64	50	78	49	33	67

※希望者には、当該免許・資格に対応する実習に参加したが、その後、免許・資格取得を断念した学生を含む

また、毎年度終了直前に提出する履修カルテ（資料番号：備付 10）は、学習成果を詳しく振り返る良い機会であり、学生自身及びコメントを記載する教員にとって、教育課程を通じての学習成果を量的・質的に査定する機会となっている。ただし、教職課程に基づいたものであるため、全科目をカバーできていない。

学生の受講態度、学習意欲等の質的学習成果として、毎年度末に開催する専任教員と非常勤教員との懇親会で情報交換を行い、より有効な授業のあり方についても教員間で情報

共有を行っている（資料番号：備付 14）。学習成果が著しく不十分な学生に関しては、学科長、授業担当教員、担任教員等が随時面談を行い、状況の改善に努めている。

また、アクティブラーニング（能動的学習）を積極的に取り入れ、「ガイダンス」において年 5～6 回程度「乳幼児とのふれあい体験（赤ちゃん先生）」及び「障がい者とのふれあい体験」を平成 27 年度より行っている。年度の最初と最後の開催では事後に質問紙調査を行い、結果としてディプロマポリシーに対応する学習成果として各学年すべての項目において向上している。（資料番号：備付 15）

#### (b) 課題

学習成果のうち、技術や知識等については量的測定が可能であるが、態度や志向等の質的価値については、量的に測定する方法を有していない。

保育実習科目における自己評価については、実習毎に行い教員がコメントを記載しているが、「教育実習」履修カルテに相当するものを行いたい。学外実習全ての評価（実習園、学生、教員）を積み上げ、学生の課題や目標を可視化し学習成果を量的・質的に査定する機会とする必要がある。

授業概要の記載方法は、平成 28 年度改善を図り、平成 29 年度から反映された。しかし客観的な観点や配点等、統一的な評価と査定の基準はいまだ十分に検討されていない。例えば、レポート課題や発表試験の評価方法などを学科の統一的なループブックによって評価する方法などが考えられる。今後、評価のあり方を再度検討し、評価基準を組織全体として明確化することが必要である。

### [区分 基準Ⅱ-A-5 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

#### ■基準Ⅱ-A-5 の自己点検・評価

##### (a) 現状

本学の卒業生の多くは保育園、幼稚園に就職するが、それらの施設に対しては、在学生の学外実習の際に、教員が卒業生の様子を各園長や職員に尋ね、あるいは卒業生と直接話しをして卒業後の様子を聞くよう努め、そこから得られる卒業生の評価を学科会議で共有し、学生指導に反映するように努めている。実習先は、卒業生の就職先になる場合が多く、卒業生の進路先からの評価を聴取する良い機会となっている。概して好意的な高い評価が得られているが、中には厳しい評価もあり、学長以下教職員一同で真摯に受け止め、学習成果の点検に活用している。

また、学園祭や卒業研究発表会に、多くの卒業生が参加し、在学生や教員との情報交換の場になっており、また卒業生が保育現場での保育実技・ピアノ技術の相談等で来学した折も卒業生の様子を確認することができる。在学時での担任制度や卒業研究によって、担任教員や卒業研究担当教員と学生との絆は深く、その交流は卒業後も続く。このようにして、卒業生から聴取された情報は在学生の教育活動や実習指導等に活かされている。

また、卒業生に対して、本学の学習成果が現在の職場でどう活かされているかを知るために、卒業後アンケートを実施しており（資料番号：備付 19）、これによる情報収集も行

っている。

なお、本学には同窓会として「芦屋カレッジ同窓会」という組織がある。年に一度、学園祭においてホームカミングデーを開催しており、卒業生の声を聞くことができるよい機会となっている。

(b) 課題

例年実施している保育園・幼稚園に対する訪問調査により、就職先からの本学の卒業生や教育に対する評価は一定程度確認できたものの、量的・質的なデータとして測定できているとは言いがたい。

また、卒業生アンケートに関しても一層の回収率の向上が求められるが、保育の現場や就職先の多忙さを考慮すると苦慮するところであり、その他の良い方法を探る必要がある。

■テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の改善計画

本学の三つのポリシーの学内外の周知をこれまで以上に徹底させる。ディプロマポリシーは学期最初のオリエンテーション時に、また、カリキュラムポリシーは授業内の授業概要説明時に伝えていく。そのために、この三つポリシーの教職員同士での一層の共有を図り、学生の到達度を図り、教育内容の改善を行う指標となるように検討していく。学外一般へは、公式ホームページや学内広報を通じ周知を行う。実習先や就職先への周知方法に関しても検討が必要である。

また、アドミッションポリシーは、大学との整合性を意識する必要がある。

いずれにしても学生の学習成果が一層確実に達成されるように、各ポリシーのつながりと、学習成果の評価、学習指導方法の改善といった PDCA サイクルを意識した仕組みを強化する必要があると感じている。これまでも学生アンケートによる授業評価を実施しており、教員の取り組みを改善するサイクルは存在しているが、学生の学習成果の通過率を見極める方法や、その質の標準化を担保できるような構造にはなっていない。具体的には、学生アンケートをディプロマポリシー、カリキュラムポリシーに沿って作成することも考えられる。

基準Ⅱ-A 資料一覧

<提出資料>

- 提出 1. 学生便覧 [平成 28 年度]
- 提出 2. 入学案内 [平成 28 年度]
- 提出 3. 入学案内 [平成 29 年度]
- 提出 4. 募集要項 (入学願書を含む) [平成 28 年度]
- 提出 5. 募集要項 (入学願書を含む) [平成 29 年度]
- 提出 6. 芦屋学園短期大学学則
- 提出 7. 授業概要 [平成 28 年度]
- 提出 9. 授業科目担当者一覧表 [平成 28 年度]
- 提出 10. 時間割表 [平成 28 年度]
- 提出 13. ウェブサイト 「ディプロマポリシー」
- 提出 14. ウェブサイト 「アドミッションポリシー」

<備付資料>

- 備付 4. 授業概要の抜粋 [平成 29 年度]
- 備付 8. 単位認定の状況表
- 備付 9. 資格取得状況表
- 備付 10. 履修カルテ
- 備付 11. 平成 26・27・28 年度補講日程
- 備付 12. 学年暦 [平成 29 年度]
- 備付 13. 書類審査及び面接試験の採点書類 (平成 29 年度入試用)
- 備付 14. 非常勤教員との懇親会資料
- 備付 15. アクティブラーニングでの学習効果
- 備付 19. 平成 26・27 年度卒業生アンケート
- 備付 23. カリキュラムマップ
- 備付 42. 教員個人調書 (平成 29 年 5 月 1 日現在)
- 備付 43. 教育研究業績書 (平成 24 年度～平成 28 年度)
- 備付 44. 非常勤教員一覧表
- 備付 68. 芦屋学園短期大学学位規程
- 備付 68. 試験に関する規程

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

[区分 基準Ⅱ-B-1 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

■基準Ⅱ-B-1 の自己点検・評価

(a) 現状

本学は建学の精神「人それぞれに天職に生きる」に基づくディプロマポリシー（「Ashiya ABC Abilities」）を定め、教員はカリキュラムポリシー（「自己実現力」）とそこでの各授業科目の位置づけを理解して、自らが授業概要（資料番号：提出 7）に記載した、「授業の概要」、「到達目標」、「授業計画」を基に授業を進行し、最終的に「成績基準」を基に成績評価を行っている。成績評価基準は、定期試験に加え、授業内提出物や小テスト、ホームワーク提出物などにより学生一人ひとりの学習成果を把握している。また、各学期終了後、全学生の GPA が教務課より提供され、具体的数値の観点からも、学習成果の把握に努めている（資料番号：備付 29）。また、GPA は特待生継続基準（資料番号：備付 68）や、教育実習参加条件（資料番号：提出 1、P37）にも加味している。

GPA 分布表（平成 28 年度）

		3.50 以上	3.00～ 3.49	2.50～ 2.99	2.00～ 2.49	1.50～ 1.99	1.49 以下
1 年 生	人数	2	11	19	11	13	3
	割合(%)	3.4	18.6	32.2	18.6	22	5.1
2 年 生	人数	2	12	6	12	15	2
	割合(%)	4.1	24.5	12.2	24.5	30.6	4.1

特待生継続審査基準及び教育実習（2年次）参加要件

特待生継続審査基準	<学納金全額免除者>	<学納金半額もしくは 1/3 免除者>
		1年次の成績(GPA)が3.0以上であること(但し、2.5以上であれば、半額免除に変更とする)
教育実習（2年次） 参加要件	1年次後期の成績(GPA)が1.5以上であること	

学生による授業アンケートは FD・SD 委員会が所管し、学期中に二回の異なるアンケートが実施されている。一回目は学期半ばに実施される記述式のアンケートで授業担当者が直接目を通して、学生の授業への要望や授業内容への疑問に授業内で説明を行うものである。この各教員の学生へのフィードバック内容は FD・SD 委員会に報告され、資料として

まとめられて、教授会で配付されている。教員はこの一回目のアンケートから学生の授業への反応と学習意欲の度合いを認識し、授業方法について学生と話し合うきっかけとなり、学生の授業の理解度をはかることもでき、その後の授業の進め方の点検・調整の機会としている。二回目は学期末に実施される5択によるアンケート調査である。アンケートの結果はFD・SD委員会によって集計の後グラフ化されて個人票は授業担当者に配付される。学年別の集計は教授会で配付され、概要が説明される（資料番号：備付30、31）。

授業アンケート内容

	一回目	二回目
実施時期	・授業開始5週目頃までに実施	・授業開始12週頃から実施
実施方法	・記述方法 ・授業への意見や改善の要望等	・質問7項目5択回答、自由記述あり 教授力、教材、授業満足度、授業内容の理解度、学習環境等
対応	・授業中に授業担当者が説明・回答	・集計結果を授業担当者に配付
改善策	・授業担当者の対応内容を報告にまとめ、教授会で報告	・学科、学年別に教養科目、学科専門科目の集計結果を教授会で報告

また、教員間の意思の疎通を図るため、学科会議や教務・教職課程委員会をはじめとして、実習指導などのオムニバス授業では授業担当者間で、また、他の教員間でも必要に応じて随時打ち合わせを行っており、小規模単科短大としての利点を活かしている。また、非常勤教員とは懇親会を学科長主催で年一回開催することにより（資料番号：備付14）、協力体制を構築している。

事務職員は、建学の精神「人それぞれに天職に生きる」に基づく教育目的・目標、ディプロマポリシー「Ashiya ABC Abilities」、カリキュラムポリシー「自己実現力」を認識し、学生の学習成果達成のために丁寧な支援・指導を行っている。学習成果の認識や、教育目的・目標の達成状況把握のため、事務長（教務課長・学生課長兼任）や教務課職員は学科会議に出席し、教員との情報共有を行っている。教務課は課長含め3名で構成され、学習成果を示し認識するツールとしての「学生便覧」「授業概要」の作成、入学時オリエンテーションの計画・運営、学年暦の作成、免許・資格の申請手続き、履修と成績評価の確認などを行っている。平成28年度より、実習の事前事後の提出物の一覧表（資料番号：備付34）を事務所内に掲示した。これにより、学生にとって提出物の不備が把握できるだけでなく、教職員も確認することができ、学生・教職員双方にとってメリットが多いものとなっている。

芦屋学園短期大学

実習チェックリスト（例：教育実習用）

		実習前			実習後				
内容		教員との 連絡先交 換	オリエン テーショ ン日時決 定報告書	オリエン テーショ ン	オリエン テーショ ン報告書	実習終了 の報告	実習記録 の提出 《実習 園》	お礼状 の送付	実習記録 の提出 《教務 課》
提出場所		訪問指導 教員	教務課	実習園	訪問指導 教員	訪問指導 教員	実習園	実習園	教務課
締め切り		6/28(水) まで	10/11(火) 16時まで	7/14(金) ～ 8/18(金)	オリエン テーショ ン終了 の翌日	実習終了 後 最初の水 曜日		実習終 了後一 週間以 内にポ ストに 投函	1/13(金) 9時～16 時
学籍 番号	学生 氏名								

SD活動は活発には行えていないが、芦屋大学主催によるFD・SD研修会に短大職員も積極的に参加し、職員一人ひとりの自己啓発に取り組んでいる（資料番号：備付33）。

なお、SD活動の一層の強化を視野に入れ、平成28年11月に委員会名称を実情に合わせFD・SD委員会と改称（資料番号：備付65）するとともに、平成29年度より義務化されたSD活動に対応したものとなった。

FD・SD研修会の実績状況（平成28年度）

第1回 FD・SD教職員研修会	
日時	平成28年9月13日（火）14：00～15：30
会場	芦屋大学本館4階 国際会議場
受講者	芦屋学園短期大学・芦屋大学 全教員および職員（75名）
講師	弁護士 一澤昌子 先生

芦屋学園短期大学

研修テーマ	「大学におけるハラスメント対策について」 ～裁判事例、新聞報道事例を参考に～
第2回 FD・SD教職員研修会	
日時	平成28年12月14日（水）15：40～17：00
会場	芦屋大学本館4階 国際会議場
受講者	芦屋学園短期大学・芦屋大学全教員および職員（約60名）
講師	松宮新吾 様（関西外国語大学英語キャリア学部教授）
研修テーマ	「情報コミュニケーションが生み出す人間関係の新しい価値」
第3回 FD・SD教職員研修会	
日時	平成29年2月22日（水）15：00～17：00
会場	芦屋大学本館4階 国際会議場
受講者	芦屋学園短期大学・芦屋大学全教員および職員（約50名）
講師	佐藤数行 様（大阪大学大学院工学研究科 招聘准教授） 品田奈美 様（ミロスアカデミー講師）
研修テーマ	「情報コミュニケーションが生み出す人間関係の新しい価値」
第4回 FD・SD教職員研修会	
日時	平成29年3月16日（木）11：00～12：00、13:00～14:00（2回同内容）
会場	芦屋大学本館4階 国際会議場
受講者	芦屋学園短期大学・芦屋大学全教員および職員（65名）
講師	志垣 陽 様（学校法人関西外国語大学 事務局次長兼大学評価・IR室長）
研修テーマ	「これからの大学事務職員に求められること」

小規模の本学では全職員が学生の名前をはじめ、学科の教育目的・目標と学生一人ひとりの学習状況を把握しようと努めている。特に近年は学習意欲の維持・向上が困難な学生も見受けられ、職員は学生への声かけを積極的に行いながら履修状況、学外実習、学習成果への取り組み姿勢、生活の状況を把握し、卒業に至るまでの支援を行っている。

施設設備及び技術的資源の有効活用についてであるが、図書館は毎年度の授業概要から参考文献をすべて抽出して参考文献コーナーを設け、学生の事前・事後学習を支援している。また閲覧室の他に自習室を設けて学生のグループ使用に開放している。また、絵本コーナーを充実拡大し図書館内で授業やプレイルームとして使用ができるように配慮している。さらに、学生・教職員に図書のリビュー作成を啓発している（資料番号：備付35）。

また、学生の図書館の利便性向上のため、次のような取組みを実施している。

- ・いくつかの授業のオリエンテーション時等に、グループごとに、教職員による図書館利用案内を実施。
- ・絵本や児童書および幼児・児童教育関連の著書については図書館、紙芝居やその他実習関連の参考図書については教職教育支援センター、保育職その他の就職情報や就職試験

関連は就職部に案内し、必要に応じて個別指導、全体指導の実施。

- ・各教員は受講生に役立つ参考図書の選択と購入を行い、授業時にそのリストを紹介し、受講生からの希望図書も啓蒙している。
- ・演習授業、たとえば絵本の読み聞かせや紹介などにおいて、また、卒業研究においては積極的に図書館に引率し、具体的指導を実施。

また、視聴覚系教室としてオーディオ・ビジュアル・センターを設置しており、オーディオ・ビジュアル・センターⅠ～Ⅲ教室、AVC Office の4つの施設で構成されている。

オーディオ・ビジュアル・センターⅠ教室は、LL 教室の形態であるが各ブースに独立した DVD 機器を設置している。語学教材・映画教材を中心にしてキッズ・イングリッシュⅠ・Ⅱ、コミュニケーションⅠ・Ⅱなどの授業において使用するほか、授業時間外学習において自立型学習の促進に活用されている。前述の授業と密接に連携し、オーディオ・ビジュアル・センター独自制作の各種教材案内（資料番号：備付 36）および複数の Work Sheet を使用し、個々の学生の学習意欲および学習向上を補助している。またこれらの教材は、当該科目担当教員に学生理解のための情報提供の一端をも担っている。

オーディオ・ビジュアル・センターⅡ教室は、LL 教室の形態でキッズ・イングリッシュⅠ・Ⅱ、コミュニケーション・イングリッシュⅠ・Ⅱなどの授業で利用している。卒業研究で特に ICT 教育の実践方法に興味のある学生に対するとともに、保育現場での視聴覚機器の活用などに興味を持つ学生に対して個別指導も行っている。教室の備え付け機器として、大型スピーカー、教材提示機、コンピュータ接続ユニット、大型スクリーンがあり、ヘッドホーンを使用してのカセット・テープ、CD、DVD、レーザーディスク、ビデオの視聴覚教材が各学生ブース上のモニターを使用して視聴できる。またアナライザーの活用によってより学生の理解度を深める一助となっている。

オーディオ・ビジュアル・センターⅢ教室は、CAI 教室の形態で主に語学に特化した様々なコンピュータ学習ソフトがインストールされ学生は各自のニーズに応じて自由に学習できる環境を整えている。卒業制作の授業および前述した4教科の自立学習に活用している（資料番号：備付 37、38）。

コンピュータ環境としては、コンピュータ利用を主目的にしている授業（「情報機器の操作Ⅰ・Ⅱ」）はパソコン台数の関係から芦屋大学の設備（コンピュータ室）を使用している。その他の授業でコンピュータを使用する場合は、本学のコンピュータセンターを使用している。この教室は卒業研究や学生の自習・レポート作成などにも開放されている。学生は入学時に発行されたユーザーIDで学内施設からのPCログオンが可能である。また、学生ホールに2台のパソコンを配備し、学生は休憩時間などにおいて、自由に利用できるようになっている。

## (b) 課題

最近では経済的な理由から長時間に及ぶアルバイトを必要とする学生が増え、自宅での学習時間の確保が難しいのが現状である。学内において学生一人ひとりの状況に応じた事前学習・事後学習の可能性を計画する取り組みが必要であると共に、毎回の授業において授業担当者が事前学習・事後学習の内容を具体的に指導することも必要である。

また、正式にSD活動が組織化されたのが平成28年度からであり、今後は芦屋大学主

催の研修会だけではなく、本学委員会による独自の研修会も開催を検討している。

事前学習・事後学習において図書館やオーディオ・ビジュアル・センターが利用されるように学科との更なる意思疎通を図る必要がある。そのためにも、英語関連以外の授業にも役立つDVDなどを揃えていく。コンピュータ環境については、授業に関しての環境は整っているものの、休講や補講など学生への連絡事項発信ができておらず、システム構築が必要である。

オーディオ・ビジュアル・センターⅠ・Ⅱ教室における機器の老朽化および故障が継続的な課題である。特にオーディオ・ビジュアル・センターⅠ教室の学生用ブースの30%が使用不可に陥っている。それらの不足を補うためオーディオ・ビジュアル・センターⅢ教室でコンピュータを利用しDVDまたはブルーレイを視聴できる環境を整えている。

〔区分 基準Ⅱ-B-2 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。〕

■基準Ⅱ-B-2の自己点検・評価

(a) 現状

本学における学習支援は、入学前教育から始まり、入学後は新入生オリエンテーション、特に学科を中心とした履修登録ガイダンスにおいて、「学生便覧」や「授業概要」「カリキュラムマップ」などを配付し、本学における教育目的・目標に続き、それを達成し学習成果を獲得するための教育課程と履修モデル等の説明を行っている。

本学では、幼稚園教諭二種免許状と保育士資格取得のための必修科目が多数を占めており、学習の動機付けは当初より明確な部分が多い。教育課程編成上、自由な授業選択の余地は極めて少ないが、少しでも興味関心を広げて履修が進むよう促している。履修登録にあたっては、登録用紙の点検を促し、担任教員及び教務課職員もチェックすることにより、履修登録の間違いや履修漏れを防いでいる。ただ、それでも間違いがある学生は履修変更期間内に申し出ることにより変更が可能である。

加えて、その教育効果をあげるために、本学では創立時より学生約20～30名ごとにクラス編成を行い、各クラスに担任教員を配する担任制度を置いている。担任教員は、履修指導に加えて、学習指導、生活指導等、学生に対し広範な支援活動を行う。その支援活動の根本となっているのが、単位認定の伴うコア科目「ガイダンスⅠ、Ⅱ」（毎週開講）である。「ガイダンス」の内容は多岐にわたり、実習参加前のオリエンテーションや、「乳幼児ふれあい体験（赤ちゃん先生）」や「障がい者ふれあい体験」といった実践講座、学生委員会主催の「救急救命セミナー」や就職部主催の就職説明会や個別面談などであり、連絡事項を学生に伝える場はもとより、様々な内容となっている。

加えてガイダンスでは、担任教員から授業欠席回数一覧表（クラス員全員掲載分）による周知に加え、月に一度、学生個別の授業欠席回数一覧表を配付している。これは、学生本人への欠席回数の周知に留まらず、担任教員による確認の意味も兼ねている。これにより、担任教員は欠席が続いた学生のフォローを行うことができる。また、保護者に対しては、平成28年度より、各学期半ば（前期・6月上旬頃、後期・11月中旬頃）に学生個人の欠席回数一覧表を送付しており、家庭内において保護者との協力体制を築く一助になっ

ている。

進度の早い学生や優秀学生に対しては、さらに高度で発展的な学習が可能になるよう、各授業科目で個別に課題を与え、助手的な役割として他の学生（助言や個別指導を必要とする）の対応にあたってもらうこともある。

また、学内外で実施される多様な学習機会への参加を勧めている。具体的には、オープンキャンパス、学園祭や卒業研究発表会での研究発表、展示、実演などである。特に学園祭では、2年生による実習報告（保育実習、施設実習、教育実習）を行っている。2年生にとっては自身が経験した実習の振り返りであり、1年生にとっては、これから始まる実習に向けて先輩の報告を聞くことにより、学習意欲向上に繋がっている。

資格取得の根幹である実習では、訪問担当教員を実習生ごとに決め、個別に対応にあっている。園児、保護者及び園長をはじめ教職員との向き合い方や設定保育についての相談など、様々な問題に対応するため、訪問担当教員は実習訪問時以外にも実習生の要望に応じている。学生にとっては、この訪問担当教員との関係性が実習を乗り越えることのできる一つの大きな要素となっている。

また、個々の学生が自分自身の状況やレベルに合わせて主体的な学びを行えるよう、ピアノ教室の利用を可能としており、個別に音楽担当教員に質問や相談をする学生も見られる。

なお、本学は原則日本語のみの授業ということもあり、現実的に本学への留学希望者はいない状況である。留学生の派遣も特に行っていないが、個別での留学希望者には、国際交流センターが対応しており、短期留学や短期研修への参加は可能である。

## (b) 課題

基礎学力が不足する学生に対しての対策が喫緊の課題である。特に文章力の低下を感じており、学科の特性上、実習中の実習ノートの作成においてそれが顕著に表れる。実習先から帰宅後夜中までかかってようやく一日分を完成する学生もいる。

本学としては、平成 29 年度より前述のガイダンスにて「教養・常識講座」を開催することとなった。そこでは、いわゆる「国語」を中心に学習してだけでなく、一般常識なども学ぶ内容にしていく予定である。

**[区分 基準Ⅱ-B-3 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]**

### ■基準Ⅱ-B-3 の自己点検・評価

#### (a) 現状

##### (1) 学生生活の支援組織と支援業務

本学には学生生活を支援する専門組織として学生課が設置され、課長含めた職員 3 名が配置されている。また教授会の下に学年クラス担任教員代表、学生課長、学生課職員 1 名で構成される学生委員会が設置されている。学生委員会は毎月定例で開催され、全学的な視点から学生生活を支援する事項を検討・審議している。

本学の学生支援の主な業務は生活指導、学校行事計画運営、奨学金業務、厚生指導、学

生会活動支援及び進路支援がある。小規模校であることから学生と教職員との距離は近く、日常の声かけや何気ない会話を大切にしながら学生一人ひとりに対応している。また学生委員会は、教職員間の情報共有に努め、学生の抱える問題を早期に把握し、大きな問題へと発展する前に防止することを心がけている。クラス担任が担当する学生数は20～30名前後であり、保護者への対応も含め学生一人ひとりに対応した指導や措置を講じることが可能となっている。

なお、学生及び保護者の氏名・住所・電話番号等については学生調書（資料番号：備付26）において把握し、学生の通学ルートについては、通学証明書（資料番号：備付27）で確認できる体制をとっている。

## （2）学生が主体的に参画する活動

### ①クラブ活動

平成28年度は4クラブが活動した。学生の自治組織である学生会（後述）はクラブ活動を担当するクラブ部長を選び、各クラブの役員の要望を聞きながらクラブの円滑な活動を支援している。学生課は休部中クラブの復活や新規クラブの設立など学生の要望に応えられるように意志疎通を密にしながら、学生のクラブ活動を側面から支援している。

ただ、近年は家庭の経済事情からアルバイトをする学生や、自分の時間を確保したい学生が多くクラブ活動が縮小しているのが実情である。

平成28年度のクラブ一覧表

クラブの名称	2年生 (人)	1年生 (人)	合計 (人)	クラブ顧問	
				教員	職員
軽音楽	0	6	6	教員	阪本
合唱	0	1	1	教員	阪本
吹奏楽（大学と合同）	0	2	2	教員	阪本
ストリートダンス（大学と合同）	1	1	2	職員	佐藤
クラブ参加学生の合計	1	10	11		
クラブ参加学生の割合	2.0%	16.4%	9.8%		

### ②学園行事

毎年10月末に開催される「芦屋学園祭」は学生と教職員が一体となって活動するよい機会となっている。6月から学園祭実施の企画案を学生に募り、開催のための準備に取り組む。

平成28年度は10月29～30日にかけて行われ、28日の準備日に行われた前夜祭を含め実質三日間の中、学生会を中心に盛況であった。特に平成28年度は芦屋大学のキャプテン会と合同イベントを行うなど、学園として一体感を感じる学園祭となった。

内容は、学科として展示や発表に加えて各クラスが模擬店を出店した。準備日を含む三日間の「芦屋学園祭」の学生参加率は67.9%であった。

③学友会

本学では学生の自治活動の場として学生全員で組織する学生会を設けている。学生会は毎年12月に学生会役員選挙で選出された会長・副会長などの役員が中心となって活動している。授業や実習、就職活動の時間を調整して役員全員で学園祭をはじめとする企画を運営するのは困難が多い。学生課は、学生会役員の役割分担が決定した後に役員間の意思疎通と情報共有を仲介する役割を積極的に引受け、側面から学生会の連携・協働を支援している。

特徴的な活動は、入学前教育及び入学後オリエンテーションのサポート係としての役割である。入学前教育及び入学後オリエンテーションに参加した新入生にとって初めて接する先輩であり、彼らの行動により、入学後のスムーズな新生活スタートの第一歩となっている。

また、毎年度の学位記授与式において、学生会活動の円滑な運営に努めたことを称え、会長に賞状を副会長に褒状を授与している。

学生会役員構成表（平成28年度）（人）

会長		1
副会長		1
総務	企画	2
	記録	2
	会計	2

学生会の活動概要（平成28年度）

○学校行事のサポート	
入学前教育、入学式、オリエンテーション、学位記授与式の準備と会場手伝い	
○学生会行事の企画・運営	
新入生歓迎会 4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>入学後のオリエンテーションの期間内に実施</li> <li>「手遊び」などのゲームで楽しむだけでなく、実習の感想などを語る。</li> </ul>
スポーツ大会 5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>クラス対抗競技（ドッジボール、障害物競走、大縄跳び等）</li> <li>クラスの団結と教職員との親睦が目的。特に1年生はクラスメートや教員の授業以外での一面を見るよい機会となる</li> </ul>
学園祭 10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>クラス主催模擬店、クラブと有志によるダンスや演奏</li> <li>芦屋大学との合同イベント開催</li> <li>学科の学習成果を披露する</li> <li>教職員全員が参加し、学生を支援する</li> </ul>
クリスマス会 12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>演奏やゲームなど学生有志によるイベント</li> <li>卒業を間近に控えた2年生にとっては学生生活の最後のクラス会</li> </ul>
謝恩会 3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>謝恩会の企画・進行</li> </ul>

### (3) 学生食堂と売店、キャンパス・アメニティ

#### ① 食堂（カフェ）と購買部

食堂（カフェ）と購買部を短期大学 4 号館 2 階に設けていたが、平成 28 年 9 月をもって閉鎖した。運営は外部業者に委託していた。主な閉鎖理由としては、学生数の減少により売上額が少なく、維持が困難になった為である。以前より隣接する芦屋大学の食堂と購買部を利用することができたが、10 月以降は大学食堂で統一した。

なお、閉鎖後は昼休みなどの休憩時に自由に使用できるスペースとして開放しているほか、毎週火曜・金曜には障がい者福祉施設による弁当の販売を行っている。

#### ② 学生ホール

学生ホールは 6 号館 1 階に位置し面積は 234.43 m<sup>2</sup>である。設備はテーブル 18 卓、椅子 86 脚と情報コーナーにコンピュータ 2 台を備えている。学生ホールは旧食堂（カフェ）に隣接しており、昼食時の利用を含め、学生のくつろぎの空間として利用されている。また中庭には休息の場としてベンチ 3 台を備えている。

### (4) 宿舍が必要な学生への支援

本学に学生寮はないが、入学事務室（現入試広報部）が入学試験時の宿泊斡旋から入学後の下宿等の紹介を行っている。またオープンキャンパスの際には参加者からの相談ブースを設けている。

入学後は学生本人と保護者の双方の了解を得た上で、担任教員もしくは学生課長が下宿先・アパート訪問を実施している。これにより不慮の際に速やかに対応できるようにしている。

### (5) 通学用の学園バス

北に六甲山、南に大阪湾を望む山腹に位置する本学は最寄り駅から徒歩や自転車で通学することは難しいため、授業の開始終了時間に配慮した無料の学園バスが運行されている。

学園バスは最寄りの阪急芦屋川駅、JR 芦屋駅、阪神芦屋駅、阪急夙川駅の 4 か所から乗降が可能である。学園バスは芦屋大学附属幼稚園の教育実習の実習生の送迎にも運行される。

### (6) 駐車場の設置

自家用車通学は、各学期初めに実施される「自家用車通学説明会」に参加し、申請後許可された場合のみ許され、隣接する芦屋大学の 143 台収容可能な学生用駐車場を利用することができる。なお、駐輪場は準備していない。本学は見通しの悪い坂道が多く自転車及び自動二輪車での通学は危険と判断し、認めていないためである。

### (7) 経済的支援

本学は学生への経済的支援のための制度として日本学生支援機構の奨学金以外に本学独自の奨学金制度を設けている。平成 28 年度の奨学金受給状況は以下の通りである。

平成 28 年度奨学金受給状況

奨学金の種類		条 件	受給者(人)	受給率(%)
日本学生支援機構	第一種奨学金	人物・学業に優れ、経済的理由による修学困難	11	9.8
	第二種奨学金	経済的に修学困難	41	36.6
本学独自の奨学金	特待生奨学金	入学前の学力等に対して給付	29	25.9
	福山奨学金	人物・学業に優れ、経済的理由による修学困難	0	0
	芦屋学園奨学金	経済的理由による修学困難	6	5.4

(8) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制

本学は学生が充実した学生生活を過ごすために、学生の心身の健康管理に関する支援を健康管理センターで行っている。

健康管理センターは、セミナーセンター2階に設けられ、看護師（常勤1名、非常勤1名）が常駐し、9時00分～16時30分まで利用することができる。平成28年度に健康管理センターを利用した学生の延べ人数は143名であった。来室理由は、風邪や頭痛、擦過傷・切り傷といった怪我等の応急処置や、倦怠感や不眠、めまい等の不定愁訴や精神的な相談等であり、後者は増加傾向にある。精神的な相談の中で経過観察が必要な学生は、定期的な来室を促すとともに、相談内容や経過により、カウンセラーや医療機関への紹介も学生課と連携し行っている。

健康管理センターの主な業務は以下の五つである。

① 応急処置

② 定期健康診断

毎年4月に全学生を対象に健康診断を実施している。この定期健康診断において、体育系クラブの学生には、血液検査・心電図・検尿を通常の受診項目に加えて実施している。定期健康診断の結果は、学校医に提出しており、受診や食事指導の必要性について検討している。必要な場合は個別に説明を行い、心身の変化が放置されないことがないようフォローしている。定期健康診断の受診状況は極めて良好である。

③ 健康診断証明書の発行

定期健康診断の結果に基づき、学外での実習や就職活動時に持参する健康診断書証明書を発行している。

④ 健康に関する情報の提供

実習や就職活動において、麻疹・風疹・水痘・ムンプスの四種の抗体検査結果が必要な場合があり、予防接種状況を本人と保護者に確認し、必要な場合は予防接種を勧奨している。

⑤ カウンセリングの予約受付

カウンセリングルームをセミナーセンター1階に設けている。カウンセリングルームでは臨床心理士が学生生活、対人関係、家族関係に関する心理的な問題から日常生活に関する

芦屋学園短期大学

る悩みまで幅広い相談に応じている。カウンセリングルームの予約受付と相談時間の調整は健康管理センターが行っている。

以下はその利用状況を示したものである。

健康管理センター利用状況（延べ人数）

	25年度	26年度	27年度	28年度
来室者合計	72	93	132	143

相談の利用（延べ人数）

	25年度	26年度	27年度	28年度
来室者合計	8	20	31	36

相談以外の利用（延べ人数）

	25年度	26年度	27年度	28年度
来室者合計	64	73	101	107

利用のうち相談の占める割合

	25年度	26年度	27年度	28年度
割合	11%	21%	23%	25%

相談内容内訳（延べ人数）

相談項目	25年度	26年度	27年度	28年度
身体障害	2	4	3	0
発達障害	0	1	1	0
精神障害	0	0	0	0
進路相談	0	0	0	6
ハラスメント	0	0	0	0
その他	1	0	5	3
対人関係	5	15	22	27
合計	8	20	31	36

相談以外の利用内訳（延べ人数）

	25年度	26年度	27年度	28年度
学生健康診断結果返却、保健指導、未受診者対応	39	23	15	16
学園祭食品模擬店出店学生対応	6	7	4	2
運動部の大会提出書類準備	0	0	0	0
実習にむけて検便検査、予防接種の説明等	0	0	0	0

芦屋学園短期大学

予防接種相談、予防接種証明書持参	4	15	28	32
怪我	1	2	2	5
体調不良	1	4	9	35
受診状況報告	4	5	7	3
既往歴面談	2	2	3	3
その他（休憩、身長体重測定、血圧測定など）	7	15	33	11
合計	64	73	101	107

(9) 学生生活に関する学生の意見や要望の聴取

平成 28 年度は、6 月に意見箱を設置し、学生に希望・要望など自由記述式で行った。結果は、学生委員会にて精査し、学内に掲示し学生にフィードバックしている。（資料番号：備付 18）。また、1 年生に対して 1 月に日本私立短期大学協会主催の「学生生活に関する調査」を基に、本学用アレンジしたアンケート調査を行い、学生の行動傾向の把握に役立てた（資料番号：備付 17）。2 年生に対しては、卒業間際に二年間の振り返りアンケートを実施し、満足度などの把握に努めた（資料番号：備付 16）。さらに、卒業生に対してもアンケートを行っており、単に現在の状況を把握するだけのものではなく、本学の教育が社会人としてどのように役にたっているか、本学の三つのポリシーが体现できているかの把握に役立っている（資料番号：備付 19）。

下記に平成 28 年度に行った調査結果の概要について、調査結果から抜粋する。

学生生活に関する調査（1 年生対象）より、「学生生活のどのようなところに満足していますか。（二つまで）」では、下表のとおり、もっとも多いのは「友達の存在」であり、もっとも少ないのはインターネット等の学校環境であった。特に無線等のインターネットの環境整備が出来ていないことは、真摯に見直しの対象として検討していく課題である。

学生生活の満足度

問 7	1 年男	1 年女
1.大学の雰囲気	3	4
2.面倒見のよい教職員の存在	4	11
3.学びたい・興味のある授業の開設	1	2
4.友達の存在	8	28
5.クラブ活動が充実	0	0
6.教育施設等（講義室、実習室、保育実習室、学生ホール、学生食堂、図書館、オーディビジュアルセンター）が充実	2	2
7.インターネット、ケータイ等により大学からの連絡事項等の情報が確認可能	0	0
8.一人で過ごせる場所の存在	0	1
9.奨学金、学費減免などの経済的支援	1	6
10.その他（ゆっくりしている、なし 3）	5	0

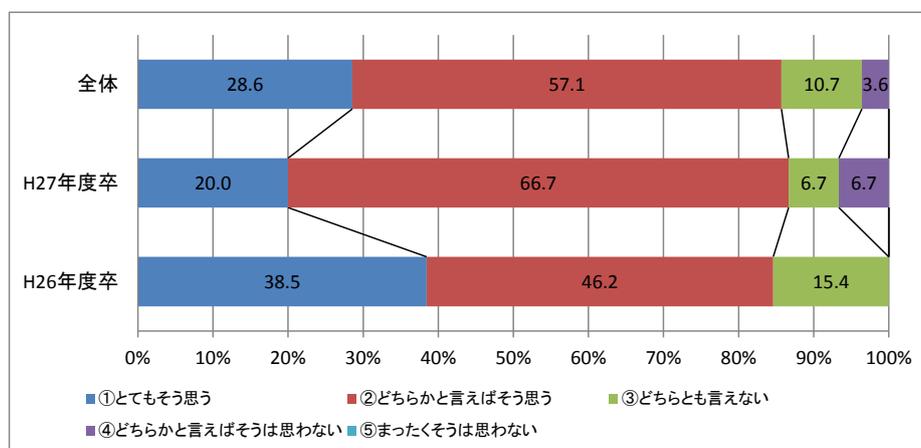
卒業時アンケート（2年生対象）より、「総合的にみて、本学での学生生活はよかったですか」では、下表のとおり、比較的満足している傾向は見られるものの、よくなかったと回答している学生もいた。満足度向上のための具体策の検討が必要である。

学生生活の満足度

問 19	
1 全くよくなかった	2
2 あまりよくなかった	2
3 どちらともいえない	11
4 まあまあ良かったと思う	14
5 とても良かった	7

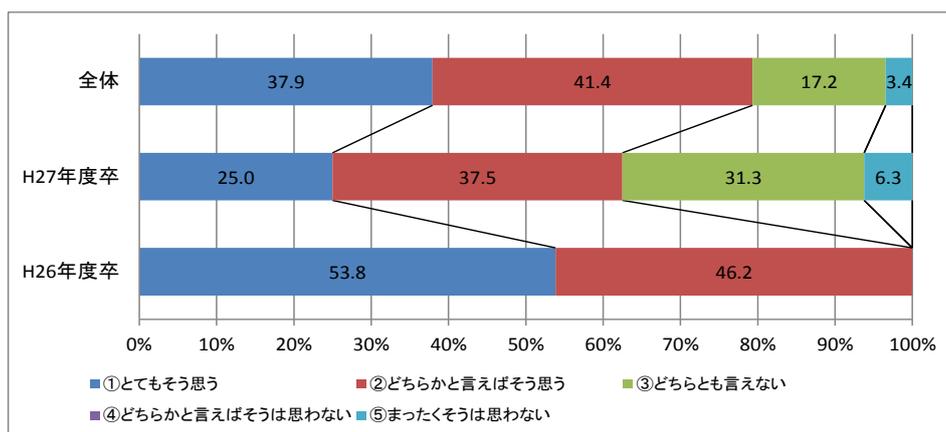
卒業生アンケート（卒業生対象）から、「本学の授業カリキュラムは充実していましたか」について下図のとおり、平成 26 年度卒業生は①のとてもそう思う、②どちらかと言えばそう思う、の二つの項目で 9 割を占めていた。1 割の卒業生の回答について、課題の検証が必要である。短期大学の学びへの不満が原因であれば、内容の検討が必要であり、また、学生のモチベーションの問題（保育職に就かない学生がいる）であれば、保育職以外の科目設定をどのように行うのかを検討する必要がある。

問. 「本学の授業カリキュラムは充実していましたか」



「本学での学びを通して、保育職に対する意欲や熱意を持つことができましたか。」について、下図のとおり、全体では①とてもそう思う、②どちらかと言えばそう思う、の二つの項目で 7 割の回答であったが、年度別では、平成 27 年度の学生は 4 割弱が、③どちらとも言えない、④まったくそう思わないと回答しており、保育職への意欲や熱意を維持させながら卒業を迎える困難性があったことが伺える。学生の資質によるものと、教育の達成度から検討が必要な項目である。

問. 保育職に対する意欲や熱意を持つことができましたか



(10) 留学生、社会人学生への支援体制

現在、留学生は在籍していない。また社会人入試による入学者は在籍しているが職業を有しておらず、働きながら通う学生は在籍していない。

科目等履修生は、毎年数名在籍している。内訳の多くは本学卒業生であるが、他大学（短大）卒業生にも門戸を開いている（資料番号：備付 32）。

科目等履修生在籍状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
人数	4	8	7

(11) 障がい者への支援体制

山腹という立地と学舎の建築時期から学内の完全バリアフリー化は進んでいないのが現状である。現在は障がい者の在籍はないが、障がい者の入学希望がある場合は受け入れるための手だてを講じたいと考えている。

(12) 長期履修生の受入れ体制

平成 24 年度に「長期履修学生に関する規程」（資料番号：備付 68）を制定し、長期履修生の受入れ体制を整備した。本学では、長期履修学生として入学する場合の他、1 年次生の長期履修学生への変更を認めている。また、長期履修学生が予定の履修期間を短縮することも認めている。ただし、平成 28 年度において長期履修生は在籍していない。

(13) 学生の社会的活動

オープンキャンパス開催時にあわせて、OCAP（オーキャップ）と呼ばれる学生チームを結成し、オープンキャンパスの案内のみならず近隣地域の清掃活動などを行っている。

その他、他団体からボランティア活動の依頼については、案内やチラシを掲示し、学生に周知している。

(b) 課題

全般的なキャンパス・アメニティ、学生の福利厚生施設については不十分な面も目立ち、今後の大きな課題である。特に、食堂(カフェ)の廃止は学生にとっても不便な面もある。また、障がい者のためのバリアフリー設備の拡充は、今後具現化していく必要がある。

多様な学生の支援を組織的に行うには、専門知識を持った教職員の配置が必要である。そのためには、現教職員の新たな専門知識、技術獲得のための手立てやスキルアップを図ることが必要である。特に、心身面での不安を抱える学生が増えており、支援策を一層検討することが求められる。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

■基準Ⅱ-B-4 の自己点検・評価

(a) 現状

就職支援は主に就職部が担当している。就職部にはキャリアカウンセラーが配置され、就職相談、応募書類(履歴書など)の添削指導、模擬面接など就職ガイダンス及びインターンシップに関する業務が行われている。具体的には、1年次後期に就職ガイダンスの実施と進路希望調査を行い、2年次前期には、就職スケジュールを中心とした対策講座や全員対象の個人面談を行っている。また就職関連情報誌や参考書が常備されている。求人票は学生課と就職部に加えて、2年生担任教員へも配付しており、学生はそれぞれの場所で求人票を確認できるようになっている。また地域ごとのファイルに綴じていつでも学生が閲覧しコピーできるように学生課や就職部内にも設置している。

進学先としては、進学希望者の大半が併設されている芦屋大学へ編入学している。過去の実績では、芦屋大学臨床教育学部児童教育学科へ編入学する者が比較的多いが、他学科や他大学に編入学する者もいる。編入学の広報については、掲示や担任教員を通じて学生に編入学試験の情報を提供する等して、広く告知している。さらに、就職部では入学事務室(現入試広報部)と連携し、常時、編入学に関する説明や相談に応じている。

専門学校等への進学や海外留学の支援についても、情報誌やパンフレット等を就職部や国際交流センターに設置し、学生が自由に情報の検索・収集ができるようにしている。これらの情報はクラス担任教員や卒業研究担当教員より、積極的に個々の学生に提供され、ガイダンス時の就職部による就職指導をはじめ、日々の個別就職相談の件数も増加し、教職員・就職部・学生とのネットワーク化が年々進んでいるといえる。

学生の就職・進学に関する情報は、クラス担任教員のみならず、卒業研究担当教員や他教職員も共有することが望ましいとされ、そのため平成25年度より、毎月開催の学科会議に就職部職員が陪席することにより、卒業研究担当教員や他の教職員からの情報も併せて学科全体で分析・検討することが可能となり、学生の就職支援に活用している。

(b) 課題

卒業時の就職状況を分析・検討した上で、その結果を就職支援に活用することは、厳しい就職環境が続く環境下においてますます重要となっている。本学科は、保育職の分野で

は比較的安定した就職率を維持しているが、学内において昨今議論されているのは、就職の率から就職の質の向上にも目を向けた学生支援であり、その他の民間企業を希望する学生への充実した学生支援のあり方である（資料番号：備付 28）。

多様化する学生の進路に関するニーズの把握や就職の質を上げていくためには、就職時およびその後の卒業生の満足度を把握した上で、満足度と種々の要素（就職活動内容、出身高校、在籍時成績、教育課程外活動など）の関連性を分析することが必要である。データ類の整備、在学生・卒業生に対する調査実施、統計的手法による適切な分析と取りまとめなどの一連の活動を今後実施していくことが、就職の質の向上を図るための一方策であり課題である。

平成 26 年度～28 年度 進路状況表

区分		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
a. 卒業者数		61 人		66 人		49 人	
b. 就職希望者数	b/a	41 人	67.2%	58 人	87.9%	39 人	79.6%
c. うち 学校で斡旋	c/b	30 人	73.2%	28 人	48.3%	19 人	48.7%
d. うち 自己開拓分の就職者数	d/b	11 人	26.8%	23 人	39.7%	15 人	38.5%
e. 就職未定者	e/b	0 人	0%	7 人	12.1%	5 人	12.8%
f. 進学・留学希望者	f/a	20 人	32.8%	7 人	10.6%	9 人	20.4%
g. その他	g/a	0 人	0%	1 人	1.5%	0 人	0%

※c、d はアルバイト・契約・準社員・フリー声優を含む

g は不明者を含む

f は科目等履修生含む

[区分 基準Ⅱ-B-5 入学者受け入れの方針を受験生に対して明確に示している。]

■基準Ⅱ-B-5 の自己点検・評価

(a) 現状

建学の精神「人それぞれに天職に生きる」に基づいたアドミッションポリシー（入学者受け入れの方針は、入学案内（資料番号：提出 2、3）、本学ホームページ（資料番号：提出 14）に明示している。また、募集要項（資料番号：提出 4、5）には、建学の精神・実践綱領・アドミッションポリシー・入学までに身につけて欲しいことを記載し、これらに基づく入試内容であることを示している。こうした情報提供に加え、オープンキャンパスや高等学校教諭対象の入試説明会、高校訪問、高等学校内外で行われる進路ガイダンスにお

いて、資料を示しつつ口頭でも丁寧に説明している。

このアドミッションポリシーにより入学した学生は、2代学長福山重一博士の「基本に忠実に、そしてしっかりと身につけることにより勉学の学問の基礎を築くことができる。何事かをなさんとする時、最初のABCをおろそかにしてはいけない」を基盤とする学位授与に至る道筋と方向性として「Ashiya ABC Abilities」(ディプロマポリシー)を具現化し、「生きる力」「感じる力」「表現する力」からなる「自己実現力」(カリキュラムポリシー)へのつながる本学にとって三つのポリシーの第一歩となっている。

受験に対する問い合わせは、入学事務室(現入試広報部)が窓口となり専用ダイヤルを設けて迅速に対応している。また、突然の来学見学に対しても入学事務室(現入試広報部)はもとより、短大事務長、職員、学科長、入試委員長をはじめとした全教職員が対応できる体制で臨んでいる。

学生募集に関する広報と入試事務は、入学事務室(現入試広報部)が主管し、専門スタッフ7名が運営している。高等学校教員対象の入試説明会、オープンキャンパスの企画・運営(資料番号:備付20)、高校の模擬授業やガイダンスへの本学教員の派遣(資料番号:備付39)、募集要項や入学案内の作成、入学試験の受付や入学試験の実施から判定業務に至るまでの運営を主たる業務とする。

本学の入試制度に関しては基準Ⅱ-A-3で示した。入学試験問題(作文課題、小論文課題、面接課題、AOリトミック体験課題、国語基礎力試験)の作成から実施、採点、合否判定に至るすべての過程において入学事務室(現入試広報部)が所掌している。入学試験の実施計画案の作成、試験監督者の配置、入学試験問題の印刷や保管、願書の受付、採点後の成績表の保管と整理、合格者判定資料の作成、合否通知の発送なども、すべて入学事務室(入試広報部)が担当している。合否判定会議は、学長、入試委員会から選抜された詮考委員、事務長、入学事務室職員で組織され、受験者の成績を総合的に審査している。審査の概要や採点への経緯について各詮考委員が説明し、審議を重ねた上で公正かつ正確に判定結果を出している。調査書、面接、作文(小論文)等採点は入試制度に関係なく一律に点数化しているため、公正で明確な採点評価が出来ていると考える。(資料番号:備付40)

比較的早い時期に合格決定するAO入試に関しては、ピアノ個人レッスンを開始している(資料番号:備付41)。また、入学予定者全員に対して入学前教育を実施。内容は、音楽(ピアノ進度調査)、保育において活用される漢字練習、レポートの書き方講座、掃除体験、二年間の学びの指針の理解と自己判断(資料番号:備付21、22)に加え、学年暦の説明、学生証発行手続き等、学生生活のスタートを円滑に行えるよう実施している。特に学びの指針の理解と自己判断は、本学アドミッションポリシーからディプロマポリシー、そしてカリキュラムポリシーへと学びの道筋をわかりやすく示すために行っている。内容に関しては、年ごとに学科会議で検討し、前年度の反省を次年度に活かす工夫をしている。なお、入学前教育は3月に数回行い、必ず一回は参加するよう呼びかけている。二回目以降の参加者にはピアノ個人レッスンを行い、ピアノに不安を抱える学生に早くから対応している。日程の都合上入学前教育に参加できなかった者に対しては、入学式の後に受講させ、全入学生が同じスタートラインに立てるよう配慮している。入学前教育では、必ずティータイムを設けて入学者同士、また上級生(学生会役員)や教職員との交流の時間とし

て活用している。

入学生に対するオリエンテーションは、入学式後二日間実施している。入学前教育同様、新入生のサポートは上級生である新2年生が担任教員とともに行う。オリエンテーションの事前打ち合わせは、入学式前に事務長（学生課長）が中心となりクラス担任、学生課職員、サポート学生（学生会役員）が参加し、入念に行い、共通認識のもと新入生が学生生活を不安なくスタートできるよう注意を払っている。オリエンテーションの主な内容は、クラス別ガイダンス（担任自己紹介、学生自己紹介）、学生便覧、カリキュラムマップ（資料番号：備付23）、及び学年暦（資料番号：備付24）、時間割表（資料番号：提出10）などの配布・説明、授業概要配付と履修登録説明及び登録（資料番号：備付25）、学内施設（図書館、オーディオ・ビジュアル・センター、健康管理センター、就職部の利用方法）の確認、保険資料配付、学生会主催の新入生歓迎会等である。

#### (b) 課題

多様な特色を有する高等学校からの入学により、経験・学習内容が異なる入学者が混在していることにより、入口（入試）と出口（就職）が一層の連携を図り学生を支援する仕組みの構築が課題である。例えば、更なる入学前教育の内容の検討、高大連携の取り組みの拡充などがあげられる。

また、入学後の授業カリキュラムや学生生活についての情報提供をさらに充実することや、大学独自の用語（単位制、カリキュラム等）についても、オープンキャンパスなどで丁寧に説明することが必要である。

### ■テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の改善計画

本学に入学してくる学生たちは、基本的に幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格を取得し、保育・教育の専門職を目指している。ただ、学生間ではその意志においても温度差があるため、授業や実習などの取り組み姿勢に反映される。

その支援としては、学力不足の学生や優秀な学生への個別対応を含め、学生の能力や意欲を育てる教育をするためには、教職員がFD・SD活動などを通じて新しい情報を入手し、教育・研究に意欲的に取り組む環境が必要となる。また、学生への個別支援拡充に必要な組織としての人的資源の配分も議論していく。

学生の生活支援は、キャンパス・アメニティ全般と学生の福利厚生に関する設備施設の改善、障がい者のための設備の整備が大きな課題であり、早急に具現化していく。生活支援の根拠となるデータとして、1年次終了時に行うアンケートや2年次卒業時に行うアンケート、年度途中に行う意見箱の設置は引き続き行っていく。

進路支援についても、卒業生懇談会の実施や、地域での講座研修実施によるリカレント教育なども具体的に検討する。進路ガイダンスも、卒業生の現場の声を聞いてもらうなど一層の充実を図る。

入学者選抜は、アドミッションポリシーとの整合性をより意識して計画実施する。また、入学後の学びと進路選択へスムーズに展開できるよう、入学前教育の内容の検討も並行して行っていく。

また、著しく変化する現在の社会環境においては、学習効果の点検のために第三者の評価を加えることの必要性が認識されている。実習や就職先の保育施設の園長や実習担当者から本学学生・卒業生に対する意見・評価について訪問教員を通して収集している。また、毎年、3月には非常勤教員の方々も含めて幼児教育学科の教員による懇談・懇親会を開催し、学生の理解と支援について意見・情報交換が行われている。

今後は、従来から取り組んでいる二年間を通した担任制度、「卒業研究」ゼミ担当教員、複数専任教員による各実習指導等による徹底した個別指導により学生の課題、希望などの状況把握を行い、教員間連携を密にした対応・支援に取り組んでいく。

## 基準Ⅱ-B 資料一覧

### <提出資料>

- 提出 1. 学生便覧 [平成 28 年度]
- 提出 2. 入学案内 [平成 28 年度]
- 提出 3. 入学案内 [平成 29 年度]
- 提出 4. 募集要項 (入学願書を含む) [平成 28 年度]
- 提出 5. 募集要項 (入学願書を含む) [平成 29 年度]
- 提出 7. 授業概要 [平成 28 年度]
- 提出 10. 時間割表 [平成 28 年度]
- 提出 14. ウェブサイト「アドミッションポリシー」

### <備付資料>

- 備付 14. 非常勤教員との懇親会資料
- 備付 16. 卒業生アンケート (平成 28 年度卒業生対象)
- 備付 17. 学生生活に関する調査 (平成 28 年度 1 年生対象)
- 備付 18. 意見箱の調査結果 (平成 28 年度)
- 備付 19. 平成 26・27 年度卒業生アンケート
- 備付 20. オープンキャンパス関係資料
- 備付 21. 自分の夢に責任を持とう
- 備付 22. 自己診断ノート
- 備付 23. カリキュラムマップ
- 備付 24. 学年暦 [平成 28 年度]
- 備付 25. 履修登録用紙
- 備付 26. 学生調書
- 備付 27. 通学証明書
- 備付 28. 進路状況表
- 備付 29. GPA 一覧表
- 備付 30. 学生による授業アンケートへの対応について (報告書)

- 備付 31. 同評価結果
- 備付 32. 科目等履修生募集要項
- 備付 34. 実習チェックリスト
- 備付 35. 図書レビュー
- 備付 36. AVC 教材案内
- 備付 37. AVC コンピュータリスト
- 備付 38. AVC 報告書
- 備付 39. 進路ガイダンス一覧
- 備付 40. 入試採点資料
- 備付 41. AO 入試ガイド
- 備付 65. 芦屋学園短期大学 FD・SD 委員会規程
- 備付 33. FD・SD 活動記録
- 備付 68. 特待生継続審査内規
- 備付 68. 長期履修学生に関する規程

## ■基準Ⅱ 教育課程と学生支援の行動計画

平成 29 年度に行う計画として、教育課程と学生支援に分けて述べる。

教育課程に関しては、学習成果が一層確実に達成されるよう、三つのポリシーの学内外での周知をさらに徹底させる。

次に、学生の主体的な学びを促すために、より効率的な教育課程への再編を目指して、教育課程の見直しを引き続き検討する。

第三に、学習成果の可視化及び学習成果の査定における厳格化を進めるために、成績評価基準について検討を行う。

学生支援については、教職員全体がさらに学習成果を意識して各立場で活動できるよう、FD 活動、SD 活動を活発化させ、研修参加を促すなどの具体的方策を講じる。

学生の生活支援、進路支援、入学者選抜は前述したとおりであり、これらの計画を実際の行動に移していくことが求められる。

### ◇ 基準Ⅱについての特記事項

(1) 以上の基準以外に教育課程と学生支援について努力している事項。

就職進路支援について、本学の卒業生は一般企業への希望者も少しずつではあるが増加している。本学でのアカデミックスキルの位置づけは保育者養成を軸としていることもあり、一般企業や他大学への編入を意図した希望者への対応は個別や就職指導に任せている感は否めない。しかしながら、一般企業就職希望者及び進学希望者のおおむねは就職や進路が決まっていることから、就職部と短大教職員の連携が有機的にできていること認識している。その所作として、就職部は学科会議冒頭に、面談件数や昨年度との比較、卒業生の状況など、きめ細かい情報提供を毎月行っており、それらの情報を基に、学生指導を実施することができている。

また、体験学習の強化を行っているのも特徴の一つと考える。外部への周知はまだまだこれからであるが、コア科目である「ガイダンス」や「卒業研究」、「保育実習系科目」及び「福祉系科目」で年 8~10 回の「乳幼児ふれあい体験（赤ちゃん先生）」（NPO 法人の協力を得て実施）の授業を行い、現在子育て奮闘中の母親と赤ちゃんによる授業参画を実施している。また、「障がい者ふれあい体験」（阪神間の特別支援学校の卒業生と家族のグループの協力を得て実施）による授業も年 3~4 回実施している。これらの体験授業は異世代交流、多様性理解を促す授業として、注目されている。これらについては、末尾「選択的評価基準」で述べる。

(2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

特になし

**【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】****■基準Ⅲの自己点検・評価の概要**

本学は、建学の精神「人それぞれに天職に生きる」を基盤とした、三つのポリシーに定める教育目標、教育プログラム等を具現化できる教員組織を編成している。正課外の指導について、多くの専任教職員と非常勤講師からも献身的な学生支援を得ることにより、学生の成長が保証されている現状である。

教員の採用、昇格等においては、短期大学設置基準及び「芦屋学園短期大学教育職員資格審査規程」に基づき、教育者および研究者としての相応しい資質の担保について、適正に審査されている。これらの適正や資質は、継続的に研鑽していくことが求められるため、教育・研究の更なる発展を促す機会や制度、組織的な支援の充実を推進している。本学ではサバティカル制度がないためであるが、同様に一年間、研究活動に専念した教員における推奨を行った。それらのとりくみの一環として、FD 活動における、定期的な教育方針の確認やシンポジウムの開催、授業評価アンケート等を実施することで、PDCA サイクルによる教育指導の改善に努めている。

研究面の支援については、専任教員毎に個人研究費、研究室を付与している。その他、全教員の研究成果の発表の場として、毎年度研究紀要を編集している。また、学内共同研究の発信や近畿ブロック保育士養成協議会の研究費獲得、地域貢献のための協議体への参画等について、積極的に推奨している。

これら教育、研究、地域貢献という短期大学が担う役割を果たし、さらに法令遵守と健全な学校経営を支える法人組織の組成が必要となる。この部分は課題として、後述する。

学校法人芦屋学園における短期大学は独立した機関として、事務局が設置されており、学科との連携のもと、教育の質保証の実質化に取り組んでいる。学校運営を担う職員は、教育支援を中心に機能し、法人事務局及び大学学務事務室との連携や、入試広報部と連携し、諸課題・関係諸法に対応している。労務、法務、IT、財務に関しては法人事務局と連携を行っている。その他進路については就職部、入試に関しては、入試広報部と連携して行っている。

また平成 28 年度から職員研修を位置づけ、FD・SD 委員会のもと、大学運営スタッフとしてプロフェッショナル化を進めている。

学科教員および、短大運営スタッフの就業や職務分掌、権限と役割等は規定化されており、それに基づいて短大運営のガバナンスを適切に機能させている。また、ワークライフバランスの向上や働く意識を向上できるように、コミットメント、公正性を大切にしている。

学校運営において、様々な不測の事態に直面することがあるが、想定しうる災害対策や学生・教職員の安全管理、情報保護、ハラスメント予防策等を講じている。これらリスクマネジメントに努めているが、クライシス発生時の課題が残されている。特に、耐震構造に関する課題が残されたままとなっており、これまで多様な検討を行ってきたが結論が出ず、喫緊の決断を行う必要がある。

施設面では、短期大学設置基準を上回る校地、校舎、その他教育研究施設を整備している。

IT 面においては、法人事務局主体で、学内情報共有システム（ガルーン）を導入し、決裁や連絡事項等はペーパーレス化を試みている。これら IT リテラシーの課題を克服するため、説明会を実施している。

経営基盤においては、歳出超過が続いており、定員充足率の課題とあわせて改善しなければならない重要案件である。

#### 自己点検・評価に基づく行動計画

社会貢献に資する人材を輩出していくため、長期的な視野で、時流の先を読む教育課程や教職員組織の編成・改善が求められる。

学生の学びを保証するための、より一層の教学 PDCA サイクルのあり方を検討する。教務・教職課程委員会の教職員による教育の質保証の検討、多様な学生に対応し得る各種機関や委員会との有機的な連携を強化し、学力の二極化への対応を行う。

研究活動においては、地域社会性を重視した取り組みを幅広く行い、それらの研究成果がどのように教育現場や地域社会に還元できているのかを客観的に測定していく。現在体験学習として行っている「乳幼児ふれあい体験（赤ちゃん先生）」や「障がい者ふれあい体験」について、学生の学ぶ意欲をどの程度満たし、子育て支援や、障がい者支援の一助となっているか、双方のニーズについて、検討していく必要がある。

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

[区分 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

■基準Ⅲ-A-1 の自己点検・評価

(a) 現状

本学の教員組織は、専任の教授 4 名、准教授 3 名、講師 4 名の計 11 名（平成 29 年 5 月 1 日現在）（資料番号：備付 42）で構成され、専任教員は短期大学設置基準第 22 条に定められた教員数を充足している。また、幼稚園教諭二種免許状、保育士の国家資格に関しては、各所管省庁が定める規定を遵守している。全教員は、本学の建学の精神「人それぞれに天職に生きる」に基づいた教育目的・目標を理解し、共有し、教育・研究活動に活かすよう努めている。また、適切な教育効果の確保のため、専門性の高い専任教員をバランスよく配置し、必要に応じて非常勤教員を配置している。（資料番号：備付 47）

専任教員年齢構成表

区分	年齢ごとの専任教員数（助教以上）							助手等の平均年齢	備考
	70 以上	60～69	50～59	40～49	30～39	29 以下	平均年齢		
教員（11 人）	0	3	4	3	1	0	53.9 歳	該当者なし	
割合（%）	0	27.2	36.3	27.2	9.1	0			

専任教員の職位は、真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準第 7 章の規定を充足している。教育研究業績等（資料番号：備付 43）は、課程認定の変更の際に詳細を確認する他、年度ごとの研究成果は各教員が自己評価の一部として教授会や研究紀要等で共有している（資料番号：備付 45）だけでなく、各教員の著書、学術論文、その他の業績および社会的活動は、公式ホームページ上（資料番号：備付 46）で公開している。

平成 26 年度～平成 28 年度 専任教員の研究実績表

学科名	氏名	職名	研究業績			国際的 活動の有無	社会的 活動の有無	備考
			著作数	論文数	学会等 発表			
幼児教育 学科	山田理恵子	教授	0	2	3	無	有	
	小西英子	教授	2	0	0	無	有	
	阪本朋子	教授	0	1	57	無	有	

芦屋学園短期大学

	平井每美	教授	0	0	0	無	有	
	木下隆志	准教授	3	13	7	無	有	
	大江まゆ子	准教授	1	9	7	無	有	
	大谷彰子	講師	0	8	7	無	有	
	片岡章彦	講師	7	5	8	無	有	
	西條喜博	講師	0	3	0	無	有	

(平成 28 年度在籍の専任教員)

カリキュラムポリシー（「自己実現力」）に基づき、必要な科目を開講し、各専門領域に専任教員と非常勤教員（資料番号：備付 44）を配置しており、その教員配置は授業概要（資料番号：提出 7）及び時間割表（資料番号：提出 10）にて公表している。

専任教員は、学生の教育・指導及び研究に従事するほか、所定の校務を分掌すると共に、教授会を初めとする諸会議に出席するだけでなく、各種委員会に所属し、その業務に意欲的に取り組んでいる。学生指導の業務については、分掌として教務・教職課程委員会、学生委員会があるが、学科長を中心に、クラス担任を置き、全教員が学生指導に携わる体制を整えている。学生からの様々な相談に応じられるよう、学生と教員とのコミュニケーションは日常的に図られている。

教員の採用および承認に関しては「芦屋学園短期大学教育職員資格審査規程」（資料番号：備付 68）に則り、教育職員資格審査委員会の意見をもとに行う教授会の議決を経て学長がその任用を理事会に推薦した上、理事会で最終的に決定する。審査においては、教育研究業績を重視すると共に、本学の建学の精神や教育目的・目標への理解を確認している。

(b) 課題

専任教員は非常勤教員を含めて平均年齢が高いことが課題で、年齢層が偏りがちであったが、近年、教員の若返りを図っており、今後も年齢構成のバランスを取っていくことが課題である。また、専任教員は学内外で活発に研究活動を行っており、本学もその活動に対して支援を行い、公的資金の獲得を促す必要がある。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

■基準Ⅲ-A-2 の自己点検・評価

(a) 現状

専任教員による論文発表、学会や研究会等での活動といった研究活動は、教育課程編成・実施の方針に基づき行われ、成果を上げている。教員は、日本保育学会をはじめとする各々の所属学会、全国保育士養成協議会等で積極的に発表を行っており、個人調書・教育研究

業績書の通りである。

また、平成 27 年には全国保育士養成協議会近畿ブロックの研究助成金を獲得（代表者：木下隆志）し、学内外において保育者養成の質の向上に繋がる体験学習の仕組みを考察する共同研究を実施した。これは、近畿圏の保育士養成を行っている三大学で共同調査した六種類の体験学習の質的差異による学生の学びの深化の比較検証を行ったものである。本学では、カリキュラムポリシーである「自己実現力」を身につけるため、三種類の体験学習「保育体験学習」、「乳幼児ふれあい体験（赤ちゃん先生）」、「障がい者ふれあい体験」を導入している。資格取得のための実習だけではなく、実習に向けた学びを深め、保証し、実践力の向上もねらい「保育実践演習」の一環として「保育体験学習」を実施するほか、平成 27 年度よりカリキュラムポリシーである「自己実現力」を備えた保育者養成、及び、社会人を育むことをねらいとし、本学の特徴的な体験学習として「乳幼児ふれあい体験（赤ちゃん先生）」（NPO 法人の協力を得て実施）、「障がい者ふれあい体験」（阪神間の特別支援学校の卒業生と家族のグループの協力を得て実施）を能動的学習の一環として取り入れている。それぞれの体験学習の学習効果を図るため、事前事後にディプロマポリシーに関する項目を含む質問紙調査を実施し、効果検証とよりよい教育課程の編成と実施に向けて、以下の通り、日本保育学会、全国保育士養成協議会研究大会等で各教員は積極的に研究発表を行っている。また、本学が実習記録として導入しているエピソード実習記録の教育効果についても、カリキュラムポリシー「自己実現力」を備えた保育者養成に寄与しているかを継続的に研究し、発表を行っている。保育者養成の核となる実習において、本学の学生が充実した学びを得るために、実習担当教員が共同研究を進める中で、実習指導を中心とした教育実践を振り返り、活発に研究と教育活動の往還に努めている。

教育課程に関する研究成果

大江まゆ子、大谷彰子、木下隆志「保育者志望学生の幼児理解における複眼的思考の涵養（1）」日本保育学会第 68 回大会ポスター発表（平成 27 年 5 月）
大谷彰子、大江まゆ子、木下隆志「保育者志望学生の幼児理解における複眼的思考の涵養（2）」日本保育学会第 68 回大会ポスター発表（平成 27 年 5 月）
木下隆志、大谷彰子、大江まゆ子「保育者志望学生の幼児・障害児理解における複眼的思考の涵養」日本保育学会第 68 回大会ポスター発表（平成 27 年 5 月）
大江まゆ子、大谷彰子、木下隆志「体験学習「赤ちゃん先生」からの一考察」全国保育士養成協議会第 54 回研究大会ポスター発表（平成 27 年 9 月）
大江まゆ子、大谷彰子、木下隆志「保育者志望学生の実習累積による変容過程に関する一考察 —エピソード形式の実習記録からみる学生の学びと育ち—」（査読付） 全国保育士養成協議会 保育士養成研究第 33 号（平成 28 年 3 月）
大谷彰子、大江まゆ子、木下隆志「乳幼児ふれあい体験における学生と母親の意識の変容」芦屋学園短期大学研究紀要第 42 号（平成 28 年 3 月）
大江まゆ子、大谷彰子、木下隆志、片岡章彦「エピソード実習記録を用いた学生の学びの実情 —記録時に感じる学生の困難感に焦点を当てて—」芦屋学園短期大学研究紀要第 42 号（平成 28 年 3 月）

大江まゆ子、大谷彰子、木下隆志「保育者養成課程における体験学習と学生の変容(1)」日本保育学会第69回大会ポスター発表(平成28年5月)
大谷彰子、大江まゆ子、木下隆志「保育者養成課程における体験学習と学生の変容(2)」日本保育学会第69回大会ポスター発表(平成28年5月)
木下隆志、原田健次、小林志保、野呂育未、大谷彰子、大江まゆ子「保育者養成の質の向上に繋がる、体験学習の仕組みを考察する」全国保育士養成協議会第55回研究大会ポスター発表(平成28年8月)
木下隆志、大谷彰子、大江まゆ子、小林志保、原田健次、野呂育未「保育者養成の質の向上につながる体験学習のしくみを考察する」芦屋学園短期大学研究紀要第43号(平成29年3月)
大谷彰子、木下隆志、大江まゆ子、小林志保、原田健次、野呂育未「保育者養成校における「体験学習」による学びの深化—体験内容の質的差異による学生の学びの認識から—」芦屋学園短期大学研究紀要第43号(平成29年3月)
大江まゆ子、大谷彰子、木下隆志、小林志保、原田健次、野呂育未「保育者養成校における「保育体験学習」の教育効果に関する一考察—保育体験学習は学生にどのような変容をもたらしているのか—」芦屋学園短期大学研究紀要第43号(平成29年3月)

専任教員の研究活動の状況は、公式ホームページで公開している。また、専任教員の研究成果を発表し、研究の向上を図る目的で、「芦屋学園短期大学『研究紀要』規程」(資料番号：備付68)を整備し、「芦屋学園短期大学研究紀要」(資料番号：備付49)を発行している。紀要は、本学専任教職員、非常勤教員、それらを筆頭執筆者とする共同研究者、および研究紀要編集委員会で認めた者からの投稿を可能としている。

専任教員には、各自に研究室が整備され、教育研究活動や学校運営に関わる業務を行う環境が整えられている。また学内情報共有システム(ガルーン)により学内の関係部署との連携も容易になっている。

専任教員が研究、研修等を行う時間として、各自の研究日が確保され、学校運営業務等と重複しないよう、出来る限りの配慮がなされている。また、特に日本保育学会や保育士養成協議会研究大会には、専任教員が参加できるよう、意識して委員会会議日程の調整等も行われている。

専任教員の研究研修に係わる規程であるが、「芦屋学園における研究活動の不正行為防止等に関する規程」(資料番号：備付68)及び「芦屋大学・芦屋学園短期大学教員個人研究費規程」(資料番号：備付68)が定められ、教員はこの規程に基づいて研究活動を行っている。また、科学研究費に関しては、「科学研究費補助金管理規程」(資料番号：備付68)及び「科学研究費設備備品購入・旅費・謝金処理方法細則」(資料番号：備付68)を規定している。

FD活動については、「芦屋学園短期大学自己点検・評価実施規程」(資料番号：提出8)により、本学の教育水準の向上を図り、その目的及び使命を達成する活動の一環として、位置づけ、規定している。また、「芦屋学園短期大学FD・SD委員会規程」(資料番号：備付65)に基づき、FD活動を適切に実施している。

平成 28 年度の FD 活動は、例年継続して取り組んでいる授業アンケートの実施の他、具体的には 4 つの研修会の企画実施と授業概要の改善を行った。まずは全教職員が授業充実、改善の意識向上を図り、より充実した教育活動が実施されるよう、「アクティブ・ラーニング（能動的な学習）について」（平成 28 年 12 月 14 日（水）15：40～17：00）の FD 講演会を大学と合同で実施した。それに加えて、多様化する学生の実情への理解を深め、教職員の資質向上のために「情報コミュニケーションが生み出す人間関係の新しい価値」（平成 29 年 2 月 22 日（水）15：00～17：00）と題した FD・SD 研修を大学と合同で行った。そのほか、平成 28 年度は SD 活動と関連する研修会を芦屋大学と合同で 2 回（計 4 回）行った（資料番号：備付 33）。また、外部研修会にも希望者が参加し、そのフィードバックを教授会や学科会議などで行っている。さらに授業概要の見直し、改善を行い、平成 29 年度より新様式の作成を実施した（資料番号：備付 4）。それにより、全ての教員が、授業概要を通じて学習成果と自身の授業のあり方を改めて見直し、従来以上に学習成果を意識して教育活動が実施されるような環境整備を行った。授業評価アンケートに関しては、半期に二度実施しており、中間アンケートの評価をもとに授業改善が可能となる実施方法を採用している。また、授業アンケートの集計結果を踏まえたフィードバックコメントシートの作成を行い、各教員の省察の機会としている。年に一度設けている非常勤講師との懇談会、懇親会においても「建学の精神、教育目的・目標、三つのポリシー」や、シラバス作成や授業評価アンケート等について説明を行い、共有を図る形での FD 活動の場となっている。また参加教員全員が一年間を振り返り、話し合うなかで、本学学生の良さや課題を共有すると共に、各教員の授業時の工夫から学び合う場となり、教員全体の意識向上の機会となった。その他、学外での研修会への情報等は、非常勤教員控室に案内を掲示するとともに、教員メールボックス横の掲示板等も活用し、参加を促進した。

各教員は、幼児教育学科のみの小規模校という本学の特性から、毎年度、複数の委員会に所属しており、学習成果を向上させるために、短期大学の関係部署と日々密接に連携している。例えば、卒業生アンケートの実施は自己点検・評価委員会が中心となり、各部署の教職員の意見を丁寧に聴取し反映させて、項目を完成させた。

#### (b) 課題

単科の短期大学、小規模校ゆえに教職員数が少なく、専任教員が複数の委員会に所属することもあり、学内連携は図られているものの、他方では、限られた人数内での業務分掌（高校訪問、高校内ガイダンス、実習巡回指導や進路支援、卒業生への相談指導、各種行事等）が過重となっている。その時間的負担から、研究・研修等のための時間確保が難しい点が課題である。また、教員間での授業や実習指導、学内業務分掌における偏りもみられ、対処が必要である。

研究活動における諸規程であるが、芦屋大学には「芦屋大学研究倫理規程」（資料番号：備付 51）が整備されているが、本学には研究倫理に関する規程が設置されていない実情がある。同じ学園であるため、実際的には共通認識のもとで研究活動も実施しているものの、本学としても同様の形式を整備する必要がある。

外部研究費を獲得している教員もいるが一部にとどまっており、科学研究費に関しては、平成 26 年度の 1 件にとどまっている（資料番号：備付 48）。研究の活性化のためにも、

専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程等、専任教員の研究活動に関して規定化が必要である。また、教員の研究成果公開のため、研究紀要への投稿を一層積極的に促進し、充実した形で適切に発行していくことも求められる。

外部研究資金の採択状況（人数）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
科学研究費補助金	1	0	0
近畿ブロック保育士養成協議会 研究費助成	0	1（研究代表者） 2（共同研究者）	1（研究代表者） 2（共同研究者）

外部研究費等一覧（平成 26 年度～28 年度）

研究テーマ、本学の研究代表者	補助金などの名称、期間
生活活動リズムに整合したポスト思春期（性成熟完成期）女性の食育プログラムの提言 研究代表者：藤原智子	科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金・基盤研究（B）） 平成 24 年度～26 年度
保育者養成の質の向上に繋がる、体験学習による「気づき」の構造化プログラムの作成 研究代表者：木下隆志 研究分担者：大江まゆ子、大谷彰子	近畿ブロック保育士養成協議会 研究費助成 平成 27 年 9 月～平成 28 年 8 月

※上記には現在在籍していない教員を含む

FD 活動は、大学と合同での研修の実施や FD・SD 研修のに様々な形で推進されているが、より組織的な取り組みとして確立し、具体的内容も一定程度は明文化する必要がある。

**[区分 基準Ⅲ-A-3 学習成果を向上させるための事務組織を整備している。]**

■基準Ⅲ-A-3 の自己点検・評価

(a) 現状

本学は、学長のもと、幼児教育学科と短大事務局を設置している。建学の精神「人それぞれに天職に生きる」の体現と、教育の質保証を目的とし、教学部門と事務部門の各組織が横断的に情報共有し、連携しながら教育サービスに従事している。短大事務局における職務分掌は、「芦屋学園短期大学事務組織規程」（資料番号：備付 65）に基づき、法人組織下の短期大学の中で業務内容と責任が明確にされている。

事務業務においては、短期大学事務長（教務課長・学生課長兼任）に業務上の決裁権限が属している。さらにその下に教務課、学生課が置かれ、各 2 名の職員が事務業務を行っている。また、適切な大学運営を行うにあたり、少人数でありながら、人事、労務、財務、教学、進路指導、入試広報等と連携し、その一部の業務も担っている（資料番号：備付 50）。

事務職員は、教務事務連絡協議会、全国私立大学教職課程研究連絡協議会、大学入学者

選抜・教務関係事項連絡協議会、日本学生支援機構奨学金補導業務等研修会などの研修に参加し、各部署に関連する専門的な職能の習得・向上を図っている。

事務室にはコピー機、プリンターなどの必要な情報機器や備品が整備されており、パソコンは各職員に一台ずつ支給されている。また、教職員がアクセスできる学内情報共有システム（ガルーン）が、出勤管理、業務連絡、学内施設予約、業務予定管理などに利用されている。教務事務（履修登録、出席管理、成績処理など）は教務システムを導入し、的確に行っている。

防災に関しては、全学生、教職員による消防・避難訓練の実施を年に一度行い、学園全体の「芦屋学園危機管理規程」（資料番号：備付 65）に則り、設備を整えている。また情報セキュリティについては、「学校法人芦屋学園個人情報の保護に関する規程」（資料番号：備付 65）において適切な運用を行っており、事務組織内での個人情報に関しては、担当事務員によるロックがかかる書庫において管理を行うなど、個人情報の漏洩防止に努めている。

また、職員の専門性・汎用性を高めるべく「芦屋学園就業規則」（資料番号：備付 66）、および「芦屋学園給与規程」（資料番号：備付 66）に基づき、業務の一環としての制度的なキャリアデベロップメントと、自発的な自己研鑽を促す諸環境を整えることで、職員の各種研修等への参加や、ノウハウの蓄積・共有を適宜行うことができています。平成 28 年度から、FD・SD 委員会規程に則り、教育の質保証を意識した教職員の研修参加や意見交換ができるようになった。さらにサービスの均一化と改善箇所の特定のため、業務マニュアルの整備等の視覚化を進めている。

各職員は、教員の場合と同様、幼児教育学科単科の小規模校という本校の特性ゆえに、配属部署内での業務に加え、他部署の業務も兼務していることから、学習成果の向上のために、関係部署と日々密接に連携している。連携のツールとして、学内情報共有システム（ガルーン）が大いに活用されている。

#### (b) 課題

本学における短大事務局と、法人本部との役務分掌は明確であるが、その分、法人本部にゆだねられている業務があり、連携のあり方を確認していく必要がある。

防災に関して、例年行っている消防・避難訓練が開催できなかったが、平成 29 年度はしっかりと取り組んでいきたい。

SD 活動は活発には行えていないのが現状である。FD・SD 委員会を中心に学内研修会の実施や学外の研修会にも積極的に参加し、学生支援の向上に努力していく所存である。

[区分 基準Ⅲ-A-4 人事管理が適切に行われている。]

■基準Ⅲ-A-4 の自己点検・評価

(a) 現状

教職員の就業については、「芦屋学園就業規則」など諸規程が整備されており、その規程に基づいて出勤・退勤、勤務時間、出張、年次休暇、特別休暇等を適正に管理している。

短大規程変更等に関しては、各種委員会、学科会議、教授会で検討の上、学長が理事会に報告し、学園規程に関しては、理事会にて議論の上、変更が生じた場合は、学内情報共有システム（ガルーン）で周知する方法をとっている。

諸規程集は、上記学内情報共有システム（ガルーン）にて確認することができるほか、短大事務室内に常備し、自由に閲覧できる状態にある。平成 28 年度からは、出退勤システムを更新し、就業時間の把握がよりスムーズに行えるようになった。

(b) 課題

学長と事務長を中心に人事管理を行っているが、教職員が複数の部署や委員会に属していることもあり、業務負担が大きい面は否めない。

また、様々な規程の改廃や制定の際、所定の方法をにより周知を図っているが、今後も確実に教職員が共有できるよう務めていきたい。

■テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の改善計画

教員組織としては、平成 28 年度においては短大設置基準を満たしていない状態であった。これは、平成 27 年度末に急遽退職教員が出た為であるが、平成 28 年度中に教員公募を行い、平成 29 年度は短大設置基準を充足した。

これからは、教職員が一体となり情報の共有化と意思統一の強化を図り、一体の組織として業務を推進できる体制を構築し、諸課題を解決できる組織に改編を行っていく。

財的資源の改善の為、「財政体質の抜本的改善」「単年度赤字からの脱却」に向け、法人事務局とともに取り組みをしていく。

基準Ⅲ－A 資料一覧

<提出資料>

- 提出 7. 授業概要 [平成 28 年度]
- 提出 8. 芦屋学園短期大学自己点検・評価実施規程
- 提出 10. 時間割表 [平成 28 年度]

<備付資料>

- 備付 4. 授業概要の抜粋 [平成 29 年度]
- 備付 33. FD・SD 活動記録
- 備付 42. 教員個人調書 (平成 29 年 5 月 1 日現在)
- 備付 43. 教育研究業績書 (平成 24 年度～平成 28 年度)
- 備付 44. 非常勤教員一覧表
- 備付 45. 教員研究業績一覧表
- 備付 46. ウェブサイト「教員紹介」(平成 26 年度～平成 28 年度)
- 備付 47. 専任教員の年齢構成表 (平成 29 年 5 月 1 日現在)
- 備付 48. 科学研究費補助金等、外部研究資金の獲得状況一覧表 (平成 26 年度～平成 28 年度)
- 備付 49. 芦屋学園短期大学研究紀要 (第 41 号・第 42 号・第 43 号)
- 備付 50. 教員以外の専任職員の一覧表 (平成 29 年 5 月 1 日現在)
- 備付 51. 芦屋大学研究倫理規程
- 備付 65. 芦屋学園短期大学 FD・SD 委員会規程
- 備付 65. 芦屋学園短期大学事務組織規程
- 備付 65. 芦屋学園危機管理規程
- 備付 65. 学校法人芦屋学園個人情報保護に関する規程
- 備付 66. 芦屋学園就業規則
- 備付 66. 芦屋学園給与規程
- 備付 68. 芦屋学園短期大学教育職員資格審査規程
- 備付 68. 芦屋学園短期大学『研究紀要』規程
- 備付 68. 芦屋学園における研究活動の不正行為防止等に関する規程
- 備付 68. 芦屋大学・芦屋学園短期大学教員個人研究費規程
- 備付 68. 科学研究費補助金管理規程
- 備付 68. 科学研究費設備備品購入・旅費・謝金処理方法細則

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

[区分 基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

■基準Ⅲ-B-1 の自己点検・評価

(a) 現状

本学は、近接の芦屋大学を併設しており、多くの設備を両者で共有しているため、施設・設備等の点検・評価に当たっては本学と芦屋大学とを併せた形で記載する。そのため、本学占有の施設・教室についてのみ以下に分けて示す。

校地・校舎の面積は短期大学設置基準を満たしており、全体図は学生便覧（資料番号：提出 1、P76～84、備付 52、53）に示している。

校舎・校地一覧表

	収容定員	校舎			校地		
		基準面積	現有面積	差異	基準面積	現有面積	差異
芦屋学園 短期大学	200 名	2,350 m <sup>2</sup>	12,377 m <sup>2</sup>	10,527 m <sup>2</sup>	2,000 m <sup>2</sup>	9,903 m <sup>2</sup>	7,903 m <sup>2</sup>

基準校舎面積計算書

	収容定員	短期大学設置基準第 31 条による基準面積	
幼児教育学科	200 名	「別表第二イ 教育学・保育学関係 200 人まで」欄に該当	2,350 m <sup>2</sup>

基準校地面積計算書

	収容定員	短期大学設置基準第 30 条による基準面積
芦屋学園 短期大学	200 名	収容定員 200 名 × 学生一人当たり 10 m <sup>2</sup> = 2,000 m <sup>2</sup>

また、本学のカリキュラムポリシーに基づいた授業の実施に必要な講義室、演習室、実習室等が用意され、必要な機器や備品も整備されている。通常の講義室には、マイク、ブルーレイ・DVD・VHS のプレーヤー、パソコン、プロジェクター、スクリーンが整備されているが、一部不備の教室もあり、その際は教務課から該当機器を貸し出しており、担当教員が都度準備をしている。

体育館は、芦屋大学との共有施設である福山記念館 1 階球技場があり、体育系授業で使用している。また、運動場は市域南部に芦屋学園総合グラウンドがある。使用頻度は少ないがこれも体育系授業で使用している。

本学では保育の実践力を高めるために、音楽系の指導施設として、クラヴィノーヴァ 16 台を整備した教室と、グランドピアノ、アップライトピアノ計 12 台（10 室）の個人レッスン室を設け、空き時間や休憩時間に自主的に練習することができるよう開放している。授業時には、ピアノ台数確保のため、併設の大学内ピアノレッスン室も使用している。さ

らに、音楽ホールでは、グランドピアノ以外に、大太鼓小太鼓をはじめとする器楽合奏に必要な楽器を備え、活用している。その他、保育実習室ならびに講義室 4 にピアノを設置している。

造形教室及び美術教室には、製作などの作業に適した作業台が、それぞれ 10 台及び 8 台を備えており、「保育内容演習・表現」や「保育の表現技術・造形」の授業で使用するだけでなく、保育実習や教育実習前に実習先で使用する製作物などをここで製作できるようになっている。

保育実習室は、教室の前半分が通常の講義室、後ろ半分が模擬保育等を行う保育室の環境になっており、実習指導の講義と実技を授業内で効果的に行えるよう配置している。少人数で指導が行えるよう保育実習室Ⅰ～Ⅲの三室があり、保育室をイメージできるよう各部屋の環境として保育実習室ⅠとⅢを幼児の部屋、保育実習室Ⅱを乳児の部屋とし、年齢に合わせた玩具や絵本、モンテッソーリの教具、幼児用の椅子や机、荷物を置く棚等を設置し、床はフローリングにしている。実習事前指導では教員も設定保育を行い、学生の実習での保育イメージを育み、学生たちは、模擬保育で教員からのアドバイスや指導を受けるだけでなく、学生同士が学び合う場となっている。

また、本学には、廃止した生活創造学科が調理師コースを整備していたこともあり、調理実習室が整っている。ここでは、「小児栄養」の授業や、学園祭における模擬店の試作や当日の準備などで使用している。

以上のように専門性のある特殊教室を整備して学科の要求に応じているが、創立当時の校舎が多く、障がい者への対応は遅れているといわざるを得ない。今後の大きな課題である。

本学と芦屋大学の共用施設として図書館が設置されている。図書館は本学と大学の間位置し、廊下続きとなっているため、本学の学生・教職員にとっては利用しやすい位置にある。

場所は福山記念館新館 1 階に位置し、業務部門・書庫・地下書庫及び閲覧室がある。施設規模としては、総延床面積 1,310 m<sup>2</sup>、1 階閲覧室 105 席、閲覧自習室 41 席を設けている（資料番号：備付 54、55）。4 名の専任の職員（司書）が学生および職員の研究や教育を活発にサポートしており、毎年度の授業概要から参考文献をすべて抽出して参考文献コーナーを設け、学生の事前・事後学習を支援している。購入図書は短期大学 4 対大学 6 に案分して計上される。図書館運営委員会と図書委員会が「芦屋大学・芦屋学園短期大学図書館規程」及び「芦屋大学・芦屋学園短期大学図書委員会規程」（資料番号：備付 65）に従って「館内図書」と本学各部署の「専用図書」とを購入している。平成 29 年 5 月 1 日現在、図書館の蔵量は 206,286 冊である。そして定期購読されているのは、雑誌が 106 誌、新聞が 11 紙である。開館時間は月曜日から金曜日では 9 時から 17 時 30 分、土曜日及び長期休暇中は 9 時から 17 時である。また、実習期間に限定して学生には平常時の制限を緩和し、必要分を貸出し、学内での学習のみならず、実習等の実践の場でも活用できるよう配慮している。平成 28 年度の図書館利用者数については、学内延べ人数が 18,503 名、学外からの実数が 25 名であった。なお、図書館ではコンピュータ・システム「情報館」（ブレインック社）を採用し OPAC 検索システムを学内に公開している。図書館に設置されている利用者パソコンは、蔵書検索用の

端末が 2 台、インターネットにアクセスできるものが 7 台あり、いつでも学習可能な環境を整えている。

視聴覚資料については、同じく福山記念館新館にあるオーディオ・ビジュアル・センターが収集配備し、資料数は、映画教材：1209 種類（ビデオ 646 種類・DVD563 種類）、語学学習教材：554 種類（ビデオ 208 種類・DVD37 種類・カセット 256 種類・CD53 種類）、パソコン学習教材：88 種類、一般教養教材：77 種類（キャリア・アップ関連教材 28 種類）、子ども英語教材：201 種類（ビデオ・DVD・カセット・書籍・CD-ROM）（平成 29 年 5 月 1 日現在）となっている。オーディオ・ビジュアル・センターでは授業カリキュラムの一端を担い、語学系授業および卒業研究の授業を行うほか、授業時間外の学習の場としても利用されている。また就職や進学のために更なる語学の上達を目指す学生個々の相談に応じている。

なお、本学は、通信による教育は行っていない。

#### (b) 課題

校地・校舎は創立以来 50 年以上が経過し、各所で老朽化や経年劣化が見られ、各教室に整備されている視聴覚機器や音響機器等の教育設備も同様に改善の必要がある。個人レッスン室のピアノは年二回の調律・調整を行っているが、かなり劣化が見られ、また、クラヴィノーヴァ教室の電子ピアノも古い機種のため、故障時の部品調達が難しく、維持管理が困難である。また前述のとおり、障がい者への対応についても、不十分な状況の建物について改修工事を要する。

図書館については、これまで年度初めに、全専任教員の専門に照らして各分野の図書選定を依頼するとともに、非常勤教員からも推薦図書やレポート課題用図書の選定・購入の依頼に沿うよう努めてきたが、経費節約のため、新たな計画実施にまで至らなかった。また、所蔵図書等が年々増加するなかでその廃棄は大きな課題であり、資料の除籍についての内規を制定し、図書委員会が中心となり、除籍作業を進めていく必要がある。一方、保育職養成校という本学の性格上、保育・幼児教育関連図書、絵本（大型絵本、紙芝居、パネルシアター等を含む）の収集にさらに重点をおくとともに、ビデオや DVD、音楽 CD など保育視聴覚教材の充実に取り組みなければならない。

オーディオ・ビジュアル・センターにおいてはオペレーティングシステム（OS）が終了した学習教材について随時廃棄伺いを上申し、法人本部の指示に従い廃棄を行っている。

このような施設整備に関わる検討は、理事会等を中心とした学内の組織運営体制において、早急に進められるべきで、議論を深める必要がある。

#### [区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

##### ■基準Ⅲ-B-2 の自己点検・評価

#### (a) 現状

固定資産及び物品調達・管理については「固定資産及び物品調達規程」及び「固定資産及び物品管理規程」（資料番号：備付 67）に明記するとともに、管理台帳が整備され

ている。

日常の施設設備の管理については、学園総務部に所属する施設管理課が担当し、適切に行っている。

火災・地震対策、防犯対策のための安全管理に関しては、「芦屋学園危機管理規程」（資料番号：備付 65）が整備され、緊急事態における対応が可能である。

また、年に一度、全学生及び教職員が一体となつての、消防・避難訓練を実施している。これは、学生には告知せず行うもので、火災や地震が発生した緊急時の対処に役立つだけでなく、消火器の使用法を学習する場にもなっている。ただし、平成 28 年度は実施することができなかった。

防犯対策については、9 時 30 分から 17 時まで本学東門に警備会社による警備員の配置を委託している。また、教職員が完全に退勤後は、防犯対策会社に、不審者の侵入、火災発生などを 24 時間体制で管理委託している。

コンピュータシステムのセキュリティ対策は、専門のシステム管理会社に委託する形でシステム全般の安全面の管理や対策、及びセキュリティソフトの更新などを適切に行っている。また、学内ネットワークのインフラは、安定した環境整備のためネットワーク機器の交換を随時行うほか、各教職員のパスワードを定期的に変更するなど、セキュリティ面も含めた対策を強化している。

オーディオ・ビジュアル・センターにおいては、独自のネットワーク及び LAN 構築会社と保守契約を結び、定期的に点検を行っている。

省エネルギー対策・省資源対策、地球環境保全への配慮については、教室内の空調機の設定温度を 25 度とし、各操作機器に掲示している。また、授業終了後、担当教員に空調及び照明機材、テレビや DVD などの機器の電源オフを徹底している。学生には、日常的な節電を呼びかけると同時に教職員が随時確認を行っている。

#### (b) 課題

消耗品・貯蔵品管理や財務関係の諸規程を再度見直し、改訂や必要に応じて制定する必要がある。

安全対策関連では、毎年実施している消防・避難訓練に加えて、実際の非常時に効率よく行動できるように具体的な対応策を講じなければならない。また、節電のため、各教室の空調機の設定温度を一層丁寧に説明する。

コンピュータのセキュリティ対策は、現在進行中である教務システムの変更や、広報部署で検討しているウェブサイトやソーシャルネットワーキングサービスの活用などにおいても十分意識し、各立場から万全の対策を図る必要がある。

### ■テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の改善計画

教育研究活動を推進するために必要な施設整備は、おおむね適切に整備され活用されているが、経年劣化や老朽化が見受けられることから、大切に用いる一方で、教育成果のため必要な改修工事や備品整備を進める必要がある。具体的には、バリアフリー対策、空調機器の修理・更新、省エネルギーへの対策等があげられる。

教育設備は、質の高い教育を提供し学生が学習成果を獲得するためにも、教員の意見を聴取しながら、優先順位をつけて随時整備を進める。

関連の諸規程は再度丁寧に見直し、修正が必要になれば適宜改正していく。

安全対策では、平成 28 年度実施できなかった避難訓練を毎年必ず実施し、学生のみならず教職員の意識も高めていく。

### 基準Ⅲ－B 資料一覧

#### < 提出資料 >

提出 1. 学生便覧 [平成 28 年度]

#### < 備付資料 >

備付 52. 全体図、校舎等の配置図

備付 53. 用途（室名）を示した各階の図面

備付 54. 図書館平面図

備付 55. 図書館統計資料

備付 65. 芦屋大学・芦屋学園短期大学図書館規程

備付 65. 芦屋大学・芦屋学園短期大学図書委員会規程

備付 65. 芦屋学園危機管理規程

備付 67. 固定資産及び物品調達規程

備付 67. 固定資産及び物品管理規程

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

■基準Ⅲ-C-1 の自己点検・評価

(a) 現状

情報処理施設としては、福山記念館新館にコンピュータセンターを設けている（資料番号：備付 57）。ここでは、パソコン 20 台を配し、卒業研究など少人数授業で使用するほか、学生がレポート作成のためなどでも使用できる体制をとっている。加えて、学生ホールに 2 台のパソコンを配し、学生が休憩時間に使用できる環境を整えている。ただ、台数の関係上、情報機器系の授業に関しては、芦屋大学のコンピュータ室 1（パソコン・40 台配備）を使用せざるを得ない状態である。オーディオ・ビジュアル・センターにおいては AVCⅡ 教室や AVCⅢ 教室における授業やゼミを通じてマルチメディア教育の一端を担っている。

また、教員は科目の特性に応じて、保育現場の写真やビデオの利用でより実践的な解説を行ったり、パワーポイントを活用して双方向型で課題の提示と解説を行うなど、新しい情報技術を活用した授業を展開している。

学内 LAN としては、学習支援の一環として芦屋大学と本学共通の全学ネットワークシステムを、全学生および全教員が活用している（資料番号：備付 56）。この全学ネットワークにより学生は前述のコンピュータセンターおよび学生ホールに設置しているコンピュータを利用することが可能である。教務系ネットワークシステムは事務室内パソコンにおいて繋がっており、教務システムにより、毎学期初めの履修登録や変更、学期終了時の成績処理に加え、成績証明書や卒業証明書等の証明書類の発行、学生個人の欠席回数一覧表なども発行している。この欠席回数一覧表は月に一度ガイダンス内で配付され、学生は自身の授業欠席回数を把握・確認できるようになっている。

セキュリティ面においては、全学ネットワークの保守およびこれにかかわるサーバーネットワークの保守・メンテナンスは専門企業に依頼し行われている。教務系ネットワークシステムもこれに含まれ、セキュリティ管理に関しても適切な支援を行っている。

なお、情報技術面以外に、本学では音楽の授業などで用いる楽器（ピアノなど）も技術資源である。ピアノの場合、調律は年二回定期的に業者に依頼しており、音楽担当教員を中心に楽器の管理とメンテナンスを行い、学生が安心して練習に励み、行事で利用できる環境を整えている。

(b) 課題

学生が使用する LAN 環境は整備されているが、学生がパソコンを自由に使える環境は不十分である。また、教職員のコンピュータ利用技能については個人の研鑽に任されており、個人差が生じている面もある。教務システムについては、マイクロソフト・ウインドウズ 7 までの対応であるため、更新もしくは新システムの切り替え導入が求められる。学内のコンピュータ環境と情報技術の維持管理は適切に行われているが、公式ホームページの管理とあわせてより組織的な体制を整える必要がある。

■テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の改善計画

学生のパソコン利用における学習環境整備は、自由にパソコンが使える場所の整備だけではなく、タブレット端末の貸し出しといった今までに無い取り組みを検討する必要がある、具体的な方策を明確にする。

教職員のコンピュータ利用技能の向上については、FD・SD委員会が中心となり、全学的な取り組みとして計画していく。

学内のコンピュータ環境と情報技術の維持管理については、専門知識が必要ということもあり改善の方法を検討中である。公式ホームページの管理、全学及び教務系ネットワークの管理などについて、チームを結成し、一層の改善を検討する必要がある。

基準Ⅲ-C 資料一覧

<提出資料>

該当なし

<備付資料>

備付 56. 学内 LAN 設置図

備付 57. コンピュータ教室配置図

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

■基準Ⅲ-D-1 の自己点検・評価

(a) 現状

資金収支及び消費収支は、いずれも過去三年間にわたり支出超過となっており、平成 24 年度より毎年度更新作成している経営改善計画（資料番号：備付 60）に基づき収支の改善に取り組んでいる。事業活動収支の支出超過が続いているのは、学生数の減少つまり収容定員充足率の低迷がその要因である。収容定員充足率は平成 27 年度 60%、平成 28 年度 56%であり、平成 29 年度 53%と低迷傾向が続いている。

本法人全体の貸借対照表の状況は、現預金が 6 億 9 千万円あるものの、銀行への借入残高が 13 億 4 千万円であり健全に推移しているとはいえない。

法人全体の資金収支及び事業活動収支は 16 期連続で支出超過となっている。現状については理事会および評議員会はもとより、全教職員を対象とした全体会の場でも説明をし、周知している。

退職給与引当金等は目的どおりに引き当てられており、期末要支給額の 100%を基にして、私立大学退職金財団に対する掛金の累積額と交付金の累積額との繰入調整を加減した金額を計上している。

資産運営については「芦屋学園資産運用規程」（資料番号：備付 67）に基づき、法人全体で管理運用している。

教育研究経費は帰属収入の 20%を超えており、教育研究用の施設設備についても必要な限り予算化し、図書、教材費等適切に資金配分している。

(b) 課題

平成 28 年度において本学及び法人全体について経営改善計画に沿った改善を行い、教育研究経費 3 千 6 百万円、管理経費 5 千 8 百万円、人件費 1 億 9 千万円の削減を実現した（対前年比）。定員充足率を維持向上させながら、更なる経費削減により平成 31 年度支出超過解消を目指すとともに、短期的（平成 29 年度中）には更なる資金調達が必要となり、早期の計画実行が課題となる。

[区分 基準Ⅲ-D-2 量的な経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

■基準Ⅲ-D-2 の自己点検・評価

(a) 現状

本学園は、平成 24 年度より毎年更新作成している芦屋学園経営改善計画基本方針に基づく経営改善計画（前述）を文部科学省に提出しており、その計画を基に、平成 30 年度キャッシュフローの黒字化、平成 31 年度事業活動収支の黒字化に向けて、学園教職員一体となって経営改善に邁進している。

本学園の平成 28 年度における消費支出超過額は 8 億 3,600 万円を計上し、そのうち本学は 1 億 3,500 万円の支出超過となり、前年度対比 1,700 万円の悪化となった。学園全体

では前年度より約 1 億 2,000 万円の収支改善となったものの、いまだ大きな赤字を生み出している。尚、学園の年度末現預金残高は 10 億 3,400 万円（内、特定預金 3 億円）である。

財務情報はホームページで公表し（資料番号：備付 61）、その経営情報は必要に応じて経営トップである理事長から学園教職員に、本学園のおかれた現状や将来計画などを全体説明会にて報告し、学園内での経営面、教学面の危機意識の共有を図っている。

収入部門においては、その中心となる学生生徒数の確保について、本学の新入生は平成 29 年度 47 人と低迷し、短期大学市場における差別化、優位性に欠けていると言わざるを得ない。今後の本学の在り方について、また保育士資格を取得できるというコンテンツを学園にどう活かしていくのかを協議していく必要がある。

また学園全体での収入確保としては、芦屋大学は平成 29 年度新入生が 267 名と定員を超え、在籍者数は 802 名（収容定員 1,000 名）に増加、学園中高校は一昨年来の報道や少子化による影響を少なからず受けており、高校の新入生は 191 名、中学校は 19 名と近年稀にみる募集減となり、在籍者数も高校は 707 名（収容定員 960 名）、中学は 84 名（定員 360 名）と減少した。附属幼稚園は、新入園児が 51 名とマスコミ報道の影響を受けた昨年の 24 名募集数から倍増となったが在籍園児数は 113 名（収容定員 170 名）である。これによって本学園の平成 29 年度在籍者数は 1,826 名となり前年度の 2,098 名から 272 名減少した。今後も学園全体の募集活動を視野に入れた収入予測を立てていく。

法人の支出部門においては、平成 27 年度より取り組んでいる大口経費の削減を目的に、学園全体の清掃、警備、バス運行、食堂の契約の見直しを行い、入札による安くてサービスの良い契約先を選定した。平成 28 年度の諸経費削減については、教育研究費は 1 億 1 千万円の削減（奨学費 33 百万円、支払報酬手数料 16 百万円、支払修繕費 10 百万円等）、管理経費も 7 千 5 百万円の削減（広報費 47 百万円、支払報酬手数料 40 百万円等）を図った。さらに各種日当・手当の削減・廃止、不採算部門の撤退として大阪キャンパスを平成 29 年 9 月末に閉鎖、当学園の消耗品一括購入・運用を目的に購買課の新設による仕入コストの削減、予算制度の導入、平成 31 年度には学園バスの有料化の実施も協議している。

また、法人の支出において一番の課題は人件費であるが、平成 27 年度の賞与を年間 1.3 ヶ月削減し、さらに平成 28 年 3 月には退職優遇制度を実施し人件費を約 1 億 9,000 万円削減した。

また、平成 29 年 3 月の現理事長就任を機に、理事と外部の経営改善コーディネイターで組織した経営改善戦略会議を設置し、平成 31 年度黒字化に向けた、更に緻密な計画を協議、実行している。

学園の経営方針・教育方針を基に大幅な教学改革を断行し、市場で勝る、差別化できる教育コンテンツを構築することで、芦屋学園及び本学の社会における存在価値を明確にし、永続的な学園の発展と財務安定に繋げる。

#### (b) 課題

学園及び本学の収支改善が早急な重要課題であるが、今後、財務を安定化させるためには「(1) 在籍数の確保、定員充足」「(2) 奨学金（特待生）の削減」「(3) 人件費の削減」の

三本柱を遂行していく。

(1) 在籍者数の確保については、今後淘汰が予測される短期大学の中で生き残りを図るため、学生募集体制の改革を行い、マーケティング・ブランディングを軸に進学情報誌等の出稿媒体の刷新を図り資料請求の大幅な増加を目指す。またパンフレットやツール類の内容の精査を行い来学促進の充実を図る。

さらにオープンキャンパスや説明会・イベントの回数を増加させるために、その来学者を確保するための資料請求数や来学者数、来学率の目標数値を設定し、前年度以前のデータを検証しながら学生募集戦略を組み立ていく。戦略の柱であるオープンキャンパスでは、芦屋大学・芦屋学園短期大学の学生で構成するOCAP（オーキャップ）という組織が機能し、高校生に対し本学の魅力を学生自ら発信することで、高校生目線での情報提供が入学動機に結び付くと好評を得ている。

芦屋学園高等学校からの内部進学者数は、平成26年度は19名、平成27年度は15名、平成28年度は18名、平成29年度は14名となっており、芦屋学園高校の努力により安定した内部進学者数を確保している。さらに芦屋学園高校高大連携委員会を設立し連携を強化していくが、芦屋学園高校高大連携委員会では、「1.学園高校との情報共有の定例化」、「2.出前授業等を通じた高大連携」、「3.教員、保護者を含めた情報交換の活性化」、「4.単位互換を含めた柔軟な施策の展開」を討議している。さらに学園高校普通科への幼児教育の科目設置や出前授業、高校の授業支援や保護者への働きかけなども行いこれまで以上に連携を密にしていく。

(2) 奨学金（特待生）の削減については、現状の学納金に対する奨学金比率が15.2%であるため、10%を目標に削減していく。

また、(3) 人件費削減に関しては、本学の人件費率が総収入に対して67.3%と高いため、総収入の50%を目標とし、まずは定員確保による収入確保によって人件費比率を減少させていく。

施設の老朽化に関する問題は、財務状況を諮りながら、現施設の改修、または大学8号館への移転も視野にいたした協議を継続していく。

#### ■テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の改善計画

本学園の財務状況は、平成28年度末の現預金残高は10億3,400万円（内、特定預金3億円）である。過去の多額な寄付金による貯蓄が平成26年度で底をつき、銀行から融資を受ける状態から平成28年度末の融資残高は13億4,000万円となった。

**基準Ⅲ-D 資料一覧**

＜提出資料＞

- 提出 15. 活動区分資金収支計算書（学校法人全体）
- 提出 16. 事業活動収支計算書の概要
- 提出 17. 貸借対照表の概要（学校法人全体）
- 提出 18. 財務状況調べ
- 提出 19. 資金収支計算書・消費収支計算書の概要
- 提出 20. 学校法人芦屋学園平成 26 年度計算書類
- 提出 21. 学校法人芦屋学園平成 27 年度計算書類
- 提出 22. 学校法人芦屋学園平成 28 年度計算書類
- 提出 23. 事業報告書 [平成 28 年度]
- 提出 24. 事業計画書 [平成 29 年度]
- 提出 25. 予算書 [平成 29 年度]

＜備付資料＞

- 備付 58. ウェブサイト 「寄付について」
- 備付 59. 財産目録及び計算書類（平成 26 年度～平成 28 年度）
- 備付 60. 経営改善 5 カ年計画
- 備付 61. ウェブサイト 「情報公開」
- 備付 67. 芦屋学園資産運用規程

### ■基準Ⅲ 教育資源と財的資源の行動計画

本学は少人数の教職員で業務を行っていることから、教員の教育研究活動及び事務職員による学習支援を活発化させるためには、職務分掌や委員会組織などの見直し、さらに年齢や専門性を十分考慮した計画的な人材確保の取り組みが不可欠である。

校地・校舎・施設整備の面では、改めて理事会などが全学的な構想を十分検討・明示することが必要であり、平成 29 年度に取り組むべき大きな事項である。その上で、個々の施設営繕や教育環境整備、バリアフリー化などの整備を着実に進めていく。安全対策としては、毎年行っていた消防・避難訓練であったが、平成 28 年度は実施できなかった。これには様々な事情があつてのことであつたが、平成 29 年度以降は必ず実施していく。

財政上においては、経営改善計画を確実に実行することで、まずは学園の平成 30 年度のキャッシュフロー黒字化、平成 31 年度活動収支黒字化を達成する。

銀行への返済は、平成 34 年度完了で計画しているが、今後土地売却の検討を踏まえ早期返済を目指す。そのためには、柱となる学生生徒等納付金収入を確保するための定員充足が不可欠であり、今後も魅力ある大学づくりを全学的に行うなかで充足率の確保を図っていく。

#### ◇ 基準Ⅲについての特記事項

(1) 以上の基準以外に教育資源と財的資源について努力している事項。

特になし

(2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

特になし

**【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】**

■基準Ⅳの自己点検・評価の概要

学校法人芦屋学園の理事会は、「芦屋学園寄附行為」（資料番号：提出 26）に基づき構成されており、理事長は建学の精神「人それぞれに天職に生きる」を拠り所とする学園経営に努め、リーダーシップを発揮しながら適切に業務を総理し、学校法人及び短期大学の発展に寄与している。

学長は、短大を統括し代表する職務を執行し教授会を適切に運営するほか、学園の理事としての任務を果たしている。また、建学の精神を十分に理解し、各実習前オリエンテーションや新春ガイダンスを始め、学生会主催のスポーツ大会やクリスマス会に参加し、学生とのコミュニケーションを図るだけではなく、学生に直接伝える機会を設けるなど、リーダーシップを発揮している。

監事及び評議員会は「芦屋学園寄附行為」に基づき適切に業務を行っている。

課題は、理事会が明確な経営計画を策定し、短期大学の将来像を、より適切な形で学内外に明確にすることである。理事会運営の透明化、組織化が改善の方向性である。

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

■基準Ⅳ-A-1 の自己点検・評価

(a) 現状

理事会及び理事長は、建学の精神「人それぞれに天職に生きる」を理解し、経営責任を全うするため、学内外から理事を選任し、適切な理事の構成を行っている。理事長は、学内外の状況を把握し、適正な理事会運営により業務を決定している(資料番号:備付64)。決定した業務の執行にあたっては、日頃から教職員とのコミュニケーションを密にし、リーダーシップを発揮して健全な管理運営を行うよう業務を総理している。また、理事会は業務決定機関及び監督機関として、評議員会は諮問機関として、監事及び公認会計士は監査機関として、それぞれの機能を適切に発揮している。

なお、平成29年3月に就任した現理事長(芦屋大学長を兼任)(資料番号:備付62)は、長きに渡り高等学校教員及び校長職を歴任した後、平成22年に芦屋大学教授(兼芦屋学園スポーツ教育センター長)として本学園に赴任。その後、芦屋大学副学長を経て現在に至っている。その間、平成26年11月～平成28年11月まで本学の学長を兼任しており、短大改革の一翼を担っていた経緯がある。

短期大学の運営にあたっては、理事会において学長を承認し、学長はその付託に応じて、短期大学の最高責任者として教育・研究活動が十分にできるようリーダーシップを発揮し、建学の精神から導き出された人間像の育成を目指している。全教職員には経営方針を示し、教育に関する共通の理解や学生指導上の意思統一を図り、学生に対しては、機会あるごとに教育方針や学生生活に対する指針を述べ、教職員と学生双方に学習効果が実るよう働きかけている。

また、教授会等の審議を尊重し、適正な短期大学の運営と改革・改善に努めている。高等教育機関の在り方が多様化していく中で、短期大学の存在意義を高め教育研究の継続的な質の保証を図り、向上・充実できるよう努め、ガバナンスの透明性・健全性を担保するという意味からも、これらのことが広く理解されるよう情報公開は積極的に行っている。また、危機管理についても危機管理規程、学園ハラスメントの防止に関する規程に基づく自然災害、ハラスメントの防止への対応等について整備している。

(b) 課題

今日の厳しい経営環境の中にあって、特色ある私学としての目標を明確に示し、それに向かって計画を樹立し、理事長のリーダーシップのもと、役員及び教職員が一致して取り組まなければならない。また、学校経営が複雑化・高度化していく中で、教職員の質の向上と経営管理者の育成も重要である。近年、危機管理、情報公開等が整備すべき課題としてあるが、このことは広い分野に及ぶものであることを認識して慎重に検討していく。

## ■テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの改善計画

理事長は、建学の精神に基づいた人材の育成と経営責任を全うするため、常勤理事会をはじめ、教職員とコミュニケーションを密に取り、かつ、社会的ニーズ及び適切な情報の収集等により、管理運営のリーダーシップを取っている。理事会、評議員会及び監事は、その機能を発揮できるよう体制を整備している。なお、理事には高い見識を持った外部理事を入れた構成になっている。短期大学では、平成 22 年度の第三者評価で、「適格」と評価された。これを維持・継続するよう努めている。また、短期大学の運営に関しては、学長に任命し、理事長等とも常にコンタクトを取って意思の疎通を図っている。学校法人としては、公共性を有する法人として説明責任を果たし、広く社会に理解が得られるようより努める。

少子化、グローバル化といった変動する社会環境の中で、学校法人の使命を全うするため、教職員の資質の向上を図り、教育の質の向上を目指して改善を図っていく。

## 基準Ⅳ-A 資料一覧

### <提出資料>

提出 26. 芦屋学園寄附行為

### <備付資料>

備付 62. 理事長の履歴書（平成 29 年 5 月 1 日現在）

備付 63. 学校法人実態調査表（写し）（過去 3 年間）

備付 64. 理事会議事録（平成 26 年度～平成 28 年度）

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

■基準IV-B-1の自己点検・評価

(a) 現状

学長は、「芦屋学園短期大学学長選考規程」（資料番号：備付 68）に基づき選考され、在職中理事となることのほか、短期大学を統括し代表するなどとして職務が規定されている。平成 28 年 11 月に就任した現学長（資料番号：備付 69）は、建学の精神「人それぞれに天職に生きる」に基づく教育研究を促進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。そして、長年の高等学校教員並びに校長職の経験を活かして教学運営の職務遂行に努めている。

学長は、学則第 48 条（資料番号：提出 6）に基づいて教授会を開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。教授会は毎月（8 月を除く）一回開催、また必要に応じて臨時教授会を招集している。なお、平成 28 年度は 13 回開催（臨時教授会 1 回、卒業判定教授会 1 回含む）した。教授会の議長は学長が努め、議事録（資料番号：備付 70）作成は事務長が担当し、短期大学事務室が適切に保管・整備している。

教授会の下には、各種委員会として、教務・教職課程委員会、学生委員会、入試委員会、FD・SD 委員会、自己点検・評価委員会、研究紀要編集委員会が設置され（資料番号：備付 71）、教授会では、各種委員会からの議題と報告が丁寧に協議・共有され、学長に意見の述べる仕組みとして整っている。

平成 28 年度の教授会の開催実績は下記の表の通りである。

平成 28 年度教授会開催内容

年	月	日	主な議案	出席者	定数
28	4	20	報告事項：学長より、学籍移動について、各種委員会報告【教務委員会・学生委員会・入試委員会・FD委員会・自己点検・評価委員会・研究紀要編集委員会】、その他	8名	8名
28	5	18	報告事項：学長より、各種委員会報告【教務委員会・学生委員会・入試委員会・FD委員会・自己点検・評価委員会・研究紀要編集委員会】、その他	7名	8名
28	6	15	報告事項：学長より、学籍移動について、各種委員会報告【教務・教職課程委員会・学生委員会・入試委員会・FD委員会・自己点検・評価委員会・研究紀要編集委員会】、その他	7名	8名
28	7	20	報告事項：学長より、各種委員会報告【教務・教職課程委員会・学生委員会・入試委員会・FD委員会・自己点検・評価委員会・研究紀要編集委員会】、その他	8名	8名

芦屋学園短期大学

28	9	21	報告事項：学長より、教員公募について、学籍移動について、各種委員会報告【教務・教職課程委員会・学生委員会・入試委員会・FD委員会・自己点検・評価委員会・研究紀要編集委員会】、その他	8名	8名
28	10	19	報告事項：学長より、学籍移動について、各種委員会報告【教務・教職課程委員会・学生委員会・入試委員会・FD委員会・自己点検・評価委員会・研究紀要編集委員会】、その他	8名	8名
28	11	16	報告事項：学長より、委員会規定変更、各種委員会報告【教務・教職課程委員会・学生委員会・入試委員会・FD委員会・自己点検・評価委員会・研究紀要編集委員会】、その他	6名	8名
28	12	21	報告事項：学長より、各種委員会報告【教務・教職課程委員会・学生委員会・入試委員会・FD・SD委員会・自己点検・評価委員会・研究紀要編集委員会】、その他	8名	8名
29	1	18	報告事項：学長より、各種委員会報告【教務・教職課程委員会・学生委員会・入試委員会・FD・SD委員会・自己点検・評価委員会・研究紀要編集委員会】、その他	7名	8名
29	1	25	報告事項：教員公募について	7名	8名
29	2	15	報告事項：学長より、学籍異動について、特任教員の選任について、昇任人事について、規程変更について、各種委員会報告【教務・教職課程委員会・学生委員会・入試委員会・FD委員会・自己点検・評価委員会・研究紀要編集委員会】、その他	7名	8名
29	3	1	報告事項：学長より、卒業判定について、学籍移動について、特待生継続審査結果について、非常勤講師採用について、各種委員会報告【教務・教職課程委員会・学生委員会・入試委員会・FD・SD委員会・自己点検・評価委員会・研究紀要編集委員会】、その他	8名	8名
29	3	22	報告事項：学長より、規程変更について、平成29年度各種委員会構成員について、各種委員会報告【教務・教職課程委員会・学生委員会・入試委員会・FD・SD委員会・自己点検・評価委員会・研究紀要編集委員会】、その他	7名	8名

なお、平成 28 年度より、毎月一週目に各種委員会開催、二週目に学科会議開催、三週目に教授会開催、四週目に自己点検・評価委員会開催という流れを組み立てた。つまり、各種委員会で議案した内容を学科会議で審議し、さらに教授会でそれを高め、自己点検・評価委員会で確認し合うというもので、これにより、月単位での PDCA サイクル（「芦短月間 PDCA サイクル」）（資料番号：備付 6）が明確化された。

また同じく平成 28 年度より、各種委員会に対して「PDCA 評価表」（下表）（資料番号：備付 7）の提出を義務付け、一年間を通した委員会活動を学長自らが確認することにより、PDCA サイクルの一環となっている。

2016年度 芦屋学園短期大学PDCA評価表( FD委員会 )

委員会目標(重点項目)	達成方法(具体的活動内容)	委員会が目指す姿と現状	担当者	達成基準(数値化が望ましい)	評価者	自己評価	評価者
委員会規定第1条である建学の精神及び人材の養成その他教育研究上の目的に基づき、授業の内容及び方法を改善し、教育力を向上させる等を本学規程に則った形で運用されているか評価を行う。	<p>○当委員会は定例開催は行わず、必要に応じて委員会を開催し審議を行う。緊急に同時同場所に参加することが困難な場合はメールにて審議を行う。</p> <p>○学期中の中間と学期末に、学生による授業アンケートを行っている。授業アンケートは、授業と学習環境の改善及び学生への学習支援のために活用している。</p> <p>○中間の授業アンケートの結果は報告書として教授会で配布し、兼任の教員には郵送等によって配布している。また短大事務所で閲覧可能にしている。</p> <p>○学期末の授業アンケートは集計し数値化した後、学年平均および各教科ごとにグラフ作成する。その結果を各科目(専任・兼任)担当教員に配布および郵送する。また短大事務所で閲覧可能にしている。</p>	<p>○目指す姿 規程に則った運営と、教職員に学内外研修会で得られた知識の共有および情報の提供(FDニュースの刊行)を目指す。</p> <p>○現状 規程第5条(1)から(4)および第6条においてベースラインは達成しているが、内容の充実により一層の努力が必要である。第5条の(5)については、専任教員と関連職員が出席する学会会議の場がより迅速で効果的な対処が可能であるためこの任を担えていない。</p> <p>FDニュースにおいては学事・実習指導等、教職員が多忙のため情報収集および編集・刊行が困難な状況である。</p>	<p>○委員長 平井</p> <p>○委員 片岡、松原</p>	<p>メール会議を含め年6回開催</p> <p>学生による授業アンケートによって数値化している。</p> <p>学生による授業アンケートによって数値化している。</p> <p>閲覧可能としており、各教職員に印刷物を配布している。</p>	<p>山田 河村</p> <p>山田 河村</p> <p>山田 河村</p> <p>山田 河村</p>	<p>順調</p> <p>順調</p> <p>順調</p> <p>順調</p>	<p>再検討</p> <p>順調</p> <p>順調</p> <p>順調</p> <p>その他FDニュースについて再検討</p>
<p>中間報告(FD委員長)</p> <p>FD委員会では、①の随時開催による委員会を6回開催し、大学のFD研修を含め、多くの教職員の参加を促している。</p> <p>②③において、学生の教育の質保証を担保するため、結果を各教員に返信し、改善内容を学生に伝えるよう促している。</p> <p>④FDニュースを定期的に発行してきたが、下半期は滞っていた。</p>							
<p>学長評価コメント</p> <p>①これまでの年間計画から大まかに委員会開催日程が定まると思われる。</p> <p>②・③学生アンケートの実施とその情報開示について順調に進行されているが、問題がなければそのまま継続されたい。</p> <p>④FDニュース刊行にこだわらず、他の手立てで情報を提供してはどうか。</p>							
<p>改善内容 FD委員長コメント</p> <p>①年度計画をしっかりと立て、事前の開催日程を確保しておくようにする。</p> <p>②③におけるアンケートは継続実施とする。ただし、教育の質の保障をどのように可視化するかについて再度検討していく。</p> <p>④のFDニュース以外の情報提供の方法について、検討し次年度に生かす。</p>							

(b) 課題

本学では、前述の通り各種委員会での課題について慎重に審議を行い、教授会においてその結果を報告し、その内容に従って教学活動を行っているが、上記 PDCA サイクルには一定の基準点に至ったとはいえ、改善の余地が残っていると考える。

今後、より一層の委員会活動の活発化が必要であるだけでなく、それを受けた課題や改善方針への共通理解を図ることが求められる。

#### ■テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの改善計画

本学の最大の課題は、入学定員（収容定員）確保である。そのための取り組みとして、学長はリーダーシップを発揮して、同一法人に属する芦屋学園高等学校をはじめとする高等学校との教育連携を質・量ともに強化することや地域活動などへ積極的に参加することなどにより、本学の存在感・認知度強化に努める。

また、きめ細やかな就職・進学支援や学生の主体的活動支援などにより、学生の学校生活に対する満足度向上に努める。オープンキャンパスを始めとする各種イベントや高校訪問、本学教員による体験授業などの充実により、高校生との直接接点の機会を積極的に増やしていくことが必要である。

#### 基準Ⅳ-B 資料一覧

##### <提出資料>

提出 6. 芦屋学園短期大学学則

##### <備付資料>

備付 6. 芦短月間 PDCA サイクル

備付 7. PDCA 評価表

備付 68. 芦屋学園短期大学学長選考規程

備付 69. 学長の教員個人調書（平成 29 年 5 月 1 日現在）

備付 70. 教授会議事録（平成 26 年度～平成 28 年度）

備付 71. 委員会等の議事録（平成 26 年度～平成 28 年度）

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

[区分 基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

■基準IV-C-1 の自己点検・評価

(a) 現状

監事の業務については、「芦屋学園寄附行為」第 15 条に規定されている。理事会・評議員会に出席し、必要に応じて公認会計士による会計監査に同席し意見交換を行い、業務監査についても行っている。

事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録を監査し、適正に処理されていることを認め、監査結果の意見を付して書名押印後、監査報告書を作成提出している（資料番号：備付 72）。

毎週火曜日に行われている常勤理事会に非常勤でありながら毎回出席し、理事会の運営に対して適宜指導助言を行っている。特に本学園は経営改善の途上であり、収入及び支出に関する提言また規程等々について助言をしている。なお、平成 28 年度の出席回数は、32 回であった。

(b) 課題

特になし

[区分 基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

■基準IV-C-2 の自己点検・評価

(a) 現状

評議員会は「芦屋学園寄附行為」第 20 条、第 21 条、第 22 条及び第 23 条に規定されている。評議員会は、理事の定数の二倍を超える 18 名の評議員をもって組織、運営している。事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録について意見を聞いている（資料番号：備付 73）。

(a) 課題

特になし

[区分 基準IV-C-3 ガバナンスが適切に機能している。]

■基準IV-C-3 の自己点検・評価

(a) 現状

法人及び大学の各管理運営機関、学長をトップとする教学組織と事務局長をトップとする事務組織は、それぞれ独立しながら緊密に連携し、相互チェックの機能を果たしている。大学全体の課題や学内の組織運営に関する事項は、必要に応じて理事会に諮り、教授会、各部署に伝達・報告される。

監事の選任については、「芦屋学園寄附行為」第 7 条に「法人の理事、評議員または教

職員でない者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員の同意を得て、理事長が選任する」と規定され、その職務については、同第 15 条に定めている。

監事は学園の業務および財産の状況について適宜審議し、毎会計年度、監査報告書作成し、会計年度終了後 2 ヶ月以内に理事会および評議員会に提出し、理事会に出席して意見を述べている。

(b) 課題

法人と短期大学は、常にコミュニケーションがとれる体制を構築はできている。今後も継続的な短期大学運営を行っていくためにガバナンスの強化を図るとともに、理事会と短期大学の管理運営機関並びに各部門との円滑な連携を保ちながら、教職員が一丸となって健全な短期大学運営を推進していく。

■テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの改善計画

本学園の各学校の役割は「芦屋学園寄附行為」に明記している。

監事は、会計監査と業務監査を行うだけでなく、自ら理事や学校業務に従事する教職員へのヒアリングを行うなど、機能強化への取り組みを行っている。また監査法人による公認会計士監査に立ち会い、学校経営全般に関する意見交換を経て監査報告書を作成し、理事会及び評議員会へ提出しており、本学園の寄付行為にもとづき、厳正かつ適正に職務を遂行している。

評議員会は、平成 28 年度において、理事定数の二倍を超える 18 名で組織している。その運営は本学園寄附行為にもとづき、本学園の重要案件である予算及び事業計画は、理事会審議前に理事長から諮問を受けることになっている。また、理事会で決議した決算及び事業の実績は、理事長から監事の意見を付して評議員会に報告し意見を求めており、理事会の諮問機関として適切に機能している。

基準Ⅳ-C 資料一覧

<提出資料>

該当なし

<備付資料>

備付 72. 監事の監査状況（平成 26 年度～平成 28 年度）

備付 73. 評議員会議事録（平成 26 年度～平成 28 年度）

#### ■基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの行動計画

各年度の事業計画と予算は、平成 30 年度より各学校から事業計画と予算要求が提出され、法人事務局において学園全体の事業計画や予算で取りまとめ、理事会及び評議員会に提案され、決定後、速やかに各学校や関係部署に通知する運用に変えていく。

各学校の事業は、学校長にその執行について責任を持たせ、適正な予算執行に努めている。財務部では、経理関係の諸規定に則り日常的な出納業務を適正に処理し、毎月の予算の執行状況を理事会に報告している。

公認会計士の監査にあたっては、監査の度に指導・助言を受け、指摘事項についてはその都度解決している。公認会計士からの監査報告書は、理事会・評議員会での決算承認後、監査にあたった公認会計士が作成し、計算書類に添付して監督官庁に提出している。監事の監査、公認会計士の監査と併せて内部監査規程に基づき内部監査を実施している。

内部監査は、学校法人及びその設置する学校の運営が法令、条例等の定めるところに従い、執行されている状況、その順法性、正確性、能率性及び有効性等について各学校においてヒアリング調査を行った。適正なガバナンスには執行権限及びそれを監視する機能を有効に働かせることが必要であり、併せてガバナンスの透明性・健全性を担保するため外部への情報公開も必要であることを認識し、私立学校法の定めに従いホームページ等で情報を公開している。

#### ◇ 基準Ⅳについての特記事項

(1) 以上の基準以外にリーダーシップとガバナンスについて努力している事項。

特になし

(2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

特になし

【選択的評価基準】

■教養教育の取り組みについて

社会の一員としての責任と義務を自覚し、生涯に渡って自らを高めて生きる力である教養を身につけることを目的とし、本学では平成 27 年度より「乳幼児ふれあい体験（赤ちゃん先生）」（赤ちゃんとその母親とのふれあい体験学習）を教養教育の一環として導入している。

赤ちゃんやその母親との出会いの中で多様な生き方を認め合い、他者や社会全体のために自らができることを考え、行動する力の涵養を目指したプログラムである。

「乳幼児ふれあい体験（赤ちゃん先生）」実施に際しては、実習担当教員を軸として各開催によるねらいを定めている。「乳幼児ふれあい体験（赤ちゃん先生）」の開催日時と対象学生、テーマ、ねらいと内容を表したものが下表である。

各体験の開催日時とねらい

対象 授業	平成 27 年 度	平成 28 年 度	対象 学生	赤ちゃ ん:学生	テーマ	ねらい
ガイ ダン ス	4 月 22 日	4 月 20 日	1 年 全員	1:6~7	赤ちゃんを 知ろう	赤ちゃんを抱き、おむつ替え、離乳食、散歩などの感覚的育児体験をし、母親と赤ちゃんの関わりを見ることで、赤ちゃんや育児イメージだけでなく、自己肯定感を育む。
	10 月 30 日	9 月 28 日			母親理解	育児体験を通じて世話の仕方、母親の子どもへの想い、母親との関わり方を学び、実習などでの実践に活かす。
	4 月 22 日	5 月 18 日	2 年 全員		命の奇跡	流産経験のある妊婦さんに話を聞き、命の誕生の奇跡と母親の子どもへの愛情を知り、親子の愛着や母親理解をする。
	10 月 30 日	11 月 16 日			多様な子どもへの対応	自閉症スペクトラムの赤ちゃんの母親から、子どもへの愛情と受容するまでの葛藤などを聞き、多様な子どもを受け入れる姿勢と援助について学ぶ。
卒業 研究	6 月 10 日	6 月 29 日	2 年 対象 ゼミ 学生	1:1~2	育児体験	小グループでの育児体験や学生、母親共に偏愛マップを用いて自己開示することで、母親との信頼関係を築き、より深い話や学生からの積極的な質問や関わりを行う。
	7 月 1 日	10 月 12 日			母親理解	赤ちゃん、妊婦さんとふれあい、生命の誕生、母の想いを感じ、出産体験、産後クラ

					インスなどの実体験を聞き、母親の想いを理解する。
	10月7日			自己理解・キャリアデザインを考える	育児体験をしながら、保育経験者からの体験を聞き、自身のキャリアデザインを考える。自身の深層部分に目を向けることでこれからの方向付けをしていく。
	11月11日	11月30日		ベビーシッター体験	各家庭に伺い、母親の居ない状態で育児をしながら、家事、買い物、食事の援助を試行錯誤し関わることで、赤ちゃんとの愛着関係を築き、実際の家庭での子どもの様子や母親の育児の大変さを学ぶ。
	12月9日	12月14日		自分と社会の課題とこれから	これまでの体験から感じたことを意見シェアすることで、自身の考えや社会の課題、卒業後の進路について考える。また、母親と手紙の交換をし感謝の気持ちを感じることで、自己肯定感を持ち、自信を持って社会の一員になる意識を育てる。

体験学習により学生が人生を豊かにする主体的な態度（カリキュラムポリシー「自己実現力」）に繋がる学びを得ているかを評価、測定するため、事前事後に質問紙調査を実施し、調査結果については日本保育学会、全国保育士養成協議会等で継続的に発表を行っている。これらの結果から示されたことは、「乳幼児ふれあい体験（赤ちゃん先生）」の一番の効果は「授業への意欲」「実習への意欲」「保育者への意欲」「学びの興味」のような意欲の向上であった。意欲の向上は、就職・実習といった目の前の課題などの外発的要因よりも、学びの面白さといった内発的要因により向上しており、「乳幼児ふれあい体験（赤ちゃん先生）」から学生は学びの面白さを感じ、主体的な学びをしている結果が示された。また、「自己受容」「自己肯定感」においても効果があった。学生は赤ちゃんに共感的視点を持ち、感覚的な学びから赤ちゃんや母親との間に「共振」が起こり、共感的援助を行うなどの変容が見られ、共感的知性が育っていると捉えられる。また、継続的な体験と事後アンケートでの言語化や内省によって、これまで学生が持っていた概念に変容がもたらされたことが窺えた。事前に学生が持っていた「赤ちゃん観」から、体験学習を経て「子ども観」や「子育て観」、「保育観」を学知と関連付けて再構成し、感動を伴った経験的知性となっている様子が窺えた。

体験学習による変容で学年間に最も大きな差が見られたのは、「関わり手としての自己意識」であり、66%の2年生が体験からの学びを自己へ向け、成長の手掛かりとしている実情が見られた。1年生は実習経験も浅いためか、子どもの個人差に着目して学ぼうとするなど、「子ども理解」への意識が強い傾向であった。1年は目の前の相手理解に学び意識が働く傾向が高いのに対し、2年は関わり手としての自己意識を前提とし、相手理解に向けて相手の状況、抱えている気持ち理解に努め、その上でどう関わるべきかを考える傾向が高い実情が窺えた。

また、学年での全体開催より、卒業研究での少人数での密な体験の方が効果的であり、同じ赤ちゃんとの連続開催で愛着形成できたことなどの効果がみられた。学生は、少人数での体験において【相手理解】をすることが基本との認識を持ち、今までの関わりを【自己省察】し、【子どもに合った援助の工夫】をすることで【愛着形成】をしている。そして、コミュニケーションの潤滑がうまくいき始めると、母子から受容、承認され【自尊感情】を育み、向上したいという【実習・学び・将来への意欲】に繋がり、より深い体験を行っていくという成長サイクルができていく。

課題として、卒業研究での体験より学年全体での体験の効果が低いこと、「乳幼児ふれあい体験（赤ちゃん先生）」は、「環境を通して」の学びであり、教育的意図があっても学生により表層的な学びに止まる者や意図以上に創発的な学びをする者など、学びの深化に差異が見られることがあげられる。体験学習での個々の学びを共有化し、全体的な底上げを図るカリキュラムの構築を検証していくことが課題である。

そこで、平成 29 年度から全体体験での内容を見直し、4 回を通して同じ赤ちゃんとの体験を行うことで愛着関係を築き、本学内ではあるが、母親の居ない環境でのベビーシッター体験を組み込んだ内容としている（資料番号：備付 15）。

**【選択的評価基準】 ■ 教養教育の取り組みについて 資料一覧**

< 提出資料 >

該当なし

< 備付資料 >

備付 15. アクティブラーニングでの学習効果

## 【選択的評価基準】

## ■地域貢献の取り組みについて

芦屋学園短期大学・幼児教育学科の地域の発展に貢献する取り組みとして、障がい当事者に対し、地域社会に向けた正規授業の解放を定期的実施している。

当初、学科の実習指導教員を軸とした企画されていたものを、本学が重視する体験授業とリンクさせ、学生と地域を結ぶ授業内容について紹介する。

学生への学びと、地域社会への貢献といった往還した活動や交流の中で学ばせる、いわゆる「サービ斯拉ーニング」的な活動を意識している。

内容は、「障がい者とのふれあい体験」をガイダンス授業内で年 5 回開講している。

障がい者のニーズは、同世代との交流が希薄することへの懸念であった。障がい者の方が健常者と関わる機会が少なく、特別支援学校卒業後も生活訓練施設や生活介護施設に進み、障がい者同士の社会体験しにくいことに、本人や家族も違和感を持っておられた。

それらの要望を知り、芦屋学園短期大学では、少人数ではあるが地域住民との接点を持つべく、障がい者を授業に呼ぶようになった。

当初、試行的な取り組みであったため、平成 26 年度は、児童家庭福祉や相談援助のような福祉教育に関する講義において、一緒に授業を受ける形式をとり、障がい者も参画できる場の提供を持つことを意図し、科目担当専任教員が 1 名で対応していた。

この活動を全学的に実施することとし、平成 27 年度からガイダンスにおいて、伊丹市、尼崎市、宝塚市の特別支援学校卒業生の重度心身障がい者の方々をお呼びして、学生の学びの深化と地域のニーズに応えることを目的とし、構造化された正規授業の実施とした。

現在（平成 28 年度）、ガイダンスでは、担任 2 名、担当教員 1 名、実習担当教員 2 名の 5 名において、運営している。

参加する重度心身障がい者の方々は、ほとんどがリクライニング型車椅子であり、車輪をドーナツに準え、そしてチャレンジする人々（欧米では障がい者の呼称に「チャレンジド」を使用することもある）という理由から、任意団体として、「ちゃれんじ・どーなっつ」という名称を用いて参加していただいている。

平成 28 年度は 1 年生ガイダンスで 4 回、2 年生ガイダンスで 4 回実施した。

車いす体験、周辺散策、プロフィール作成、フリーディスカッションを行い、障がい者の日常生活に触れる中で、障がいそのものに対する認識を変えるきっかけとなった。また、障がい者の方々、その保護者から、学生と交流する充実感を持つことができ、新たな参加の場を持てる喜びについて感想を得ることができた。

学生自身の学びに関して、毎回体験に参加する学生アンケートから推計を行った結果、「本当に自分のやりたいことが何なのか分からない」、「自分には目標というものがない」、「人のちょっとした気分の変化でも敏感に感じてしまう」、「すぐにあきらめてしまう」、「新しいことを始めようと決めても、出だしでつまずくとすぐにあきらめてしまう」、「難しそうなことは、新たに学ぼうとは思わない」といった、自己肯定意識の低い項目の改善が見られた。

本学の教職員および学生による障がい者ふれあい体験が、その後の学習成果を高めるとともに、社会で求められる人材育成に寄与している印象を抱いているが、そのことを測定

し評価する方法を持ち合わせておらず、また、どのくらいの学習評価として効果があったのかといった、学習成果の標準化の検証は十分とはいえない。

例えば、学生の主体性を活かし、障がい特性に応じた体験をさせることによって、それぞれの教育科目における科目の学びの度合いにどのような変化が現れるのかといったことも検討事項として考えられるが、実現には至っていない。

現段階で、全学的な取り組みとして実施出来るようになったことは、地域の障がい者の方々との交流の場や、障がい者の居場所を提供できるといった大きな意味があり、有意義な社会貢献活動に繋がっている。学生のボランティア等も今後参画させていきたい。

今後さらにこれらの活動を定着させるために、障がい者の方々の主体的な授業への参画を検討していきたい。例えば、授業の一部について、臨時非常勤教員として担当してもらい、更に自立支援への一助になればと考えている。(資料番号：備付 15、74)

**【選択的評価基準】 ■地域貢献の取り組みについて 資料一覧**

<提出資料>

該当なし

<備付資料>

備付 15. アクティブラーニングでの学習効果

備付 74. 新聞紹介記事